

して一响當貳拾圓の貸付をなす方針である。

8、其他参考となるべき事項

鮮農が満系の地主等より融通を受ける場合の金利は合作社理事の談に依れば月歩四分で合作社利率の四倍の高率である。除草期の如き勞力不足の折から借りる傾向が多いといふ。日本開拓團地區内に原住せる鮮農民に對しては開拓者の入植する迄の餘裕ある土地に就て従來通り耕作させ、山河驛近郊の開拓團分村では現在既往鮮農を小作耕作させ小作料四、六の割當にて開拓團は物納させ營農資金等低利融通さすべく合作社からの融資便宜を圖つて居る。

二 安家滿蒙開拓組合

拉濱線安家驛附近に位し安家驛の近くに廣大なる水田を所有す。

出資本者は滿蒙産業株式會社である。康德五年滿拓から百萬圓の融資を受け、自己資本五拾萬圓計百五拾萬圓で以前は水害地と見放されて居た土地を買収水田開發に乘出した。

それより以前滿蒙産業の既開墾地たる五常、山河屯、平安の三農場が滿拓へ買収編入され原住鮮農の一部が安家屯に移住し孔鎮恒氏の計畫の下に水田開墾の建設の歩を進めたのである。拉林河が帯の如く貫流し土地が河面より低地であるので堤防を作り防水設備をなし康德六年六〇〇响開發翌七年殆ど完成、八年には擴張して二、四〇〇响の水田を耕作する様になつた。農場自體は滿拓とは全然資本關係はない滿蒙産業が、借入金に對し十ヶ年賦償還で支拂ふ債務があるだけであり、農場たる組合は滿蒙産業に對し同じく年賦償還十ヶ年の期限で拂ふ債務を持つだけである。この開拓組合は將來自作農創定を理想として組合員たる鮮農に土地年賦返還の債務を負擔せしめて居る。大體標準償還期限は六ヶ年であるが組合員中には三ヶ年で自作農になつたもの十戸も現はれた。但しこれは豊富な自家勞力に恵まれ土地も良好なる組合員に限られる。

(イ) 農場の耕作面積 二、四〇〇响 收穫量 四、六五〇廬 响當收量 一・九四廬

經營收支 昨年度康德九年の決算表の締切が未だ完了せず明確な事は不明であるが組合員の年賦償還金の未完済分多くこれは生活必需品、石油、鹽、マッチ、等の大部分其他の必需品も殆ど公定價格の十倍位の闇で購入しなければならぬ状態であるのと、粃の價格は數年前と殆ど同一價格であるので農民は勤勉であつても所定の償還金返済成績が悪くなつてゐるのだと組合當事者は見てゐる。従つて組合としては滿蒙産業に對する昨年度年賦金償還五、六萬圓は本年度繰越と云ふ事になつてゐる。水稻單一經營で天災等に依る經營不安定を除去する爲め本年度は葉煙草の栽培家畜(豚)の飼育等副業で組合員の家計収入を増加せしめる様計畫中である。

販賣數量 昨年は收穫量四、六五〇廬、出荷量四、四〇〇廬(内實際は四、〇〇〇廬)他の四〇〇廬は自家食糧狩出しに依り)殘二五〇廬が自家消費量である。

組合員の數 安家屯鮮系五〇〇戸で他滿系は水稻作に従事せず畑作大豆、高粱、包米等僅少乍ら耕作して居る現状である、

(ロ) 組合の本年度耕作資金としての資金所要額借入豫定

昨年春耕資金として合作社より十六萬圓借りたが本年度は廿萬圓借り度しとの意向であつた。

借入の状況 合作社より組合が一括に借入れる。組合員五人組にて連名にて一應借用證書は合作社へ入れるが組合では農民の過去の實績勤勉の程度等勘案し、組合で査定後組合員へ金は手交する事にして居る。

借入先 主として合作社。合作社よりの借入金で不足な時は滿蒙産業より借入をなす。他の金融機關は用ひない。條件 無擔保信用貸で隣組組織の連帶保證制である。

使途利率 春耕資金が主であり内譯として除草資金、收穫資金他に家事費を含む。金利月歩一分である。

作付豫定面積 康徳九年と同様電力の補充がつけば増加の見込もあるが現在の處見込なし。

(ハ) 康徳九年度の借入金に付て

借入先	金額	利率	條件	使途
合作社	十六萬圓	年一割二歩	信用貸	營農春耕資金

未償還 合作社に對する支拂不能はなし、但し前述せる如く組合員の組合に對する年賦償還未済合計六萬圓を出した。たので之は滿蒙産業より繰越をなす事とした。

其の他參考となるべき事項

靱の生産收穫に阻害物たる鴨及稗の損害防止には本組合は對策に腐心し、鴨の被害に對しては昨年度水田一町歩當各組合員に鴨の卵を拾得させ責任數を定め競争をなさしめ多大の效果を收めたとの事である。春蒔きの頃と秋收穫時に於ける鴨の被害は相當莫大なものであり増産を阻害する一條件である。又稗の摘出に大童に活躍し非常な好成績を收め稗の混入を殆ど見なかつたと云ふ事である。

安家滿蒙開拓組合は昨年度濱江省一の早場米を出しハルビン農産公社支社より表彰を受けてゐる。

第三項 安東地方

一 安東縣合作社安東支社

康徳九年度貸付実績 四七五〇圓、三二〇平均一口當り一四八圓

貸付條件 何れも信用貸にて擔保貸付皆無

三、四、五月貸付け十二月に回収 一口三〇〇圓以内、利子月一分、期限後は月一分三厘

使途 耕作資金として春期に貸付く、種子購入、田植用に使用さる。

回収状況 極めて悪し、康徳九年度米穀貸付金額四、七五〇圓中現在未回収の分二八一〇圓(一五〇)約六割あり。

一般に鮮系農民に金融せばその内三分の一は普通に回収され三分の一は再三の督促によりやつと回収され、後の三分の一は回収不能と考へられる。現在同支社に於て舊金融會より引繼ぎたる未回収金が四〇、九九三圓〇六錢ある。

回収不能の理由 昨年度は平安北道地方より無一文にて入滿し中北滿又は北支へ移住する足繼とせるもの多く小作條件の苛酷なる事小作契約の一ヶ年なる事、地主と小作人の間の地縁的血縁的關係少き事、大東溝建設の爲定住性の見込に不安ある事等の爲に離農するもの多く行方不明の爲全く回収不能に陥る事多し。

營農資金の不足なる事は明白なるも回収状態悪しき爲信用による多額の貸付は極めて危険なる状態にあり、昨年度安東内米作面積四五〇陌中合作社金融をうけたるもの九六陌にしてその割合二割一分である。

二 滿洲興業銀行安東支店

イ、從來營農資金としての貸付は無きも「土地改良資金」として康徳四年以來金融してゐる。

ロ、現在の貸付実績二六萬圓(六〇)約四百町歩の土地改良主として米作地の排水工事用として貸付せり。貸付者の九割は鮮系地主なり。小作人に對する貸付無し。

ハ、貸付條件 地券を擔保とし長期償還の形式約十ヶ年に均等償還せしむ。

ニ、金利 信用状態により差あるも最高年一割とす。

ホ、回収状況 現在のところ良好なり。昨年大東溝地區に於て作柄不良の爲一口四萬圓の分未收の分あれ共、其他の回収不能のものなし。一ヶ年の償還額を地主の小作料收得額範圍内に於て無理ならざる額を以て定める故、回収も容易なり。

三 鳳城縣興農合作社

イ、貸付実績

年度	申込		貸出	
	口数	金額	口数	金額
康徳八年	六五三	一四、六〇〇	六五三	六、六九〇
康徳九年	七六六	一三、〇九〇	七六六	九、九四〇

ロ、貸出条件

三〇〇圓限度とする信用貸にして合作社にて信用調査したる結果と興農會長（農務長）の意見とにより貸付限度を決定す。昨年においては大体耕地面積に比例して次の程度に金融せり。

七十八天地 三〇〇圓
 三十四天地 一〇〇圓
 一一二天地 三〇—四〇圓

又來住年度の多少をも参考にして貸付す。

農務長が一〇人位より構成されてゐるときは一〇人全部を連帯責任とし稷が大なる中は二—三組にわかち一組全員に連帯責任せしめ貸付す。貸付の期間は四月下旬乃至五月上旬に貸付け期限は十二月末日迄とす。金利は月一分。

ハ、使途 主として種籾及肥料の購入に充當されるが如し。

ニ、回収状態 安東支社 回収状態悪しからず康徳九年実績左の如し。

貸付金額 九四、九四〇圓
 十二月末迄の回収額 七六、九四〇圓（八一％）
 本年三月迄の回収額 九一、一四〇圓（九六％）
 現在の未回収額 三、八〇〇圓

右はよれば期限迄に未回収のもの約二割あり、本年三月末迄には四％を残し殆ど回収されてをる。猶、康徳八年度の分として約一〇〇圓未回収金あり、又金融會時代の延滞金三一〇五、一圓六四錢あり。

貸付の際農務長長の意見を相當採用し又回収も農務長をして行はしめる故に回収不能になる恐れあるものへの貸付は農務長之を避くる故、比較的回収率良好なる様である。回収の悪き理由としては左の如し。

イ、農民の浮動性の有ること。

ロ、自己資金を殆ど有せざる故少しの作柄不良、家人の病氣等が直ちに影響する。

ハ、鳳城縣の昨年度米作總面積は三、四〇〇町歩にて合作社信用貸付をうけし耕作者の米作面積は一、一五〇町歩全面積の三三％なり。平均一口五三天地なり。

右營農資金の他匹牛購入資金として康徳九年度一額につき約三〇〇圓を一ヶ年据置三—五年の長期貸付を行つた。之の回収は極めて悪き様なり。

ヘ、鳳城縣に於ける米作農民の金融は合作社金融を除き大なるものなし。但し既述の如く合作社を利用せるもの全面積の三三％にて他は地主又は他の高利金融をうける如くその金利最低年二割にて年三割乃至四割が普通の如し。

本年度は割當出荷量が、一廬につき四〇圓の貸付豫定にて鳳城縣下の金額左の如し。

耕作面積	陌當收量	生産量	割當出荷量	一廬當貸付	貸付見込
三、七〇〇陌	二、一五七廬	七、六七三・七廬	五、五〇〇廬	四〇圓	一三二、〇〇〇圓

即ち昨年貸付実績に比し二・三倍の多額の貸出となる。

鮮農への金融は安東省に於ては興農合作社信用部よりの信用借款興銀の土地改良用金融に依存せるが如し。地主層は地場の銀行資金を商工金融として融資を受け更に小作人に高利の貸付をなす事もあらんその實態は知り得ず。鳳城の

東量精米所は小作人を有するも安東無盡株式会社より日歩三錢で融資をうけりかかる事も考へうべし。他に鮮農用の特殊金融機関なし。

現在合作社金融の利用は相當行はれざるも借用手續の面倒さから之を利用せざるもあり、又連帯責任を負はざる爲避くるもあり。合作社側よりするも金融能力に限度ある爲申込金額より常に少く貸付を行ひをれり。従つて生産者側は營農資金として現在の金融機關の利用のみでは不足なる故、やむを得ず合作社以前の小口の高利金額を地主商人より受けをり、その負債は漸次増加せるが如し。本年度貸付は一應四〇圓なる故假りに一陌收量二・一五應とせば一陌當約八〇圓の金融を要する事となるも春期の肥料購入雇牛具費田植時期の臨時雇傭費として現金支出を要する金額は一陌當概算八〇圓を要すと考へられる。

第四項 奉天地方

一 奉天省興農合作社聯合會

奉天省に於ける合作社金融の概要を知る爲省聯合會に於て調査せるが貸付條件、貸付限度等は中央會に於て聴取せる結果と同様にして、利率は月一分(日歩約三錢三厘)最高貸付限度無擔保一戸當四五〇圓有擔保一戸當一、〇〇〇圓であるが、無擔保貸付に於ては農家の經營面積、地味、信用度、及前年度貸付金の返済狀況等を勘案して貸付金額を決定し、又有擔保の場合に於ても主として土地擔保として貸付ける外責任保證制度に於ても一般に十人程度の連帯保證(大體牌單位)であることも中央會で聴取せる結果と同様である。更に康德十年の方針としては無擔保の場合は最高六百圓、有擔保の場合は最高二、〇〇〇圓を限度とするとのことであるが勿論農家の出荷量を見返りとするものを含めての意味である。今康德九年度の十一月末現在の省下稻作鮮農への貸付負債を見るに第八表の通りである。

第八表 奉天省聯管下鮮農貸付實績

縣名	無擔保	有擔保	口數	
			無擔保	有擔保
瀋陽	四、〇七五・〇〇	一〇、七五〇・〇〇	一、八八七	一、七
撫順	九、一七・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇	七、七	一
本溪	三、七五五・三三	一、一三〇・〇〇	三〇〇	五
遼陽	一八、七五〇・〇〇	—	六	—
海城	五三、九六六・〇〇	四、三三〇・〇〇	一、九四	一、四
復民	六〇、〇〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	五三	九
新民	七〇、三〇〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	四七六	三
鐵嶺	四七、九九九・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇	一、九
法庫	二六、五〇〇・〇〇	四八、一〇〇・〇〇	三	—
康平	一〇、五九一・〇〇	三、三〇〇・〇〇	五	—
清原	一〇、三三四・〇〇	六、七五七・〇〇	九	—
興京	一五、三三三・〇〇	—	一、二六	—
計	二、〇三三、〇九九・〇〇	三、五九六、三七〇・〇〇	八、八五	九〇

第九表 奉天省聯管下鮮農一口當貸付高

縣名	一口當貸付高		縣名	一口當貸付高	
	無擔保	有擔保		無擔保	有擔保
瀋陽	二、六四・五	三、二六	鐵嶺	三、六九	五、三三
撫順	三、〇三・七	八、〇〇〇	法庫	三、三三・七	六、〇〇〇
本溪	一、七六・六	四、七	康平	一、八三・三	九、九七・七
遼陽	三、三三・二	—	清原	一、〇九	四、九七・三
海城	三、九一・〇	三、七三	興京	二、三三・〇	—
復民	二、二一・五	二、八四・八	平均	三、三二	四、一〇
新民	一、七〇・八	七、三六			

更に之を一口當貸付金額に平均すると第九表の通りであるが、勿論無擔保、有擔保に付て同じ農家が重複するものがあるのは述べる迄もない。

即ち一口當貸付金額は無擔保に於ては鐵嶺の三五八圓八九錢を最高として法庫の三三三圓一七錢、海城の二九五圓一〇錢と續き平均二三一圓九一錢となるが、有擔保に於ては康平の九四六圓七三錢を最高として、撫順の八〇〇圓平均四六一圓一錢となつてゐる。

然らば右の貸付金中未回収金額は如何程であるだらうか。聯合會當局は其内容に付て明確に回答しないが聴取の結果は海城に於ては貸付金額約六十二萬圓中未回収金額約五十萬圓、鐵嶺に於ては貸付金額約五十七萬圓中四十萬圓程度存することであるが、九年度末に於て斯の如く多額の未回収金のあるのは九年度の水旱害に依る稀有の不作によるも

のであり、斯る自然的災害の無い平時に在りては未回収金も極めて僅少であるとのことである。次に康徳十年度の營農資金貸出に付ては海城地區に於て既に實施せる箇所もあるが本格的な貸出は四月に入つてからである。而して十年度に於ても前年度の延滞状況、耕作面積、勤勉度信用度等を一應貸付の條件とするとのことであるが、兎もあれ特に延滞金額の多い前年度の實情より考ふれば出荷數量見返りによつて貸付けるのが一應の原則であるとしても、貸付金の増大は望み得ざるのみならず寧ろ相當控へ目に決定せられると見るのが當つてゐる様に思はれる。又省聯自體としても單に金融のみを行つても肥料、農具等の生産資材の配給に付て特別の考慮をしない限り増産を強力に而も速效的に促進せしむべき效果は餘り期待し得なからうと云つてゐる。

二 滿洲拓殖公社奉天地方事務所

滿拓公社による稻作鮮農への金融は大別して開拓民に對する金融、開拓民以外の一般鮮農を對象とする自作農創定資金の融通、安全農村への金融、共同貸付等に大別し得るが其貸付金の内容を康徳十年二月末現在の數字に付て述べれば次の如くである。

- 1、開拓民への貸付
 - 長期 一、三三七七戸 一、二七六、二四二圓 一戸當約五八九圓
 - 短期 二、三三七七戸 二、一七五、三九九圓 一戸當約九三八圓
- 2、共同貸付（學校建設費等の特殊貸付）
 - 長期 二、二〇七戸 一、三一九、八九九圓 一戸當約四八八圓
- 3、自作農創定
 - 長期 一、八二二戸 一、五七五、四六八圓 一戸當約八五一圓

4、安全農村

- 短期 五七三戸 一六八、三三三圓 一戸當約二九三圓
- 長期 五七三戸 二三一、四七三圓 一戸當約四〇四圓

更に右の他に滿拓農場内の小作人に對する貸付があるが、昨年度實績は別表の通りであるから省略する。

而して開拓民への融資は既に滿拓公社に於て調査せる如く土地購入資金、大農具、大家畜購入資金のみならず、飼料、肥料、種子費、移住費、生計費に至る迄の金融であるが、北滿地方に於ける如き集團開拓民でなく入殖年度が康徳三年當時の相當古いものであり、又計畫物資以外のものは或る程度自給自足を爲しうる域に達してゐると共に相當定着性強く短期貸付のものに於ては約八〇〇程度を毎年回収し得てゐることである。

康徳十年二月末の未回収金額は安全農村短期 七、三五五圓六〇錢

開拓民短期五四、一三二圓、長期三五、四三二圓、共同貸付長期四三、三五三圓、自作農創定二八、二五八圓となつてゐる。

利率は開拓民短期三分長期二分五厘、自作農創定年利一割であり、其他貸付條件、保證關係と共に滿拓公社に於ける聴取結果と同様である。

第十表 短期小作貸付金回収調（舊鮮拓事業地）

出張所又は 辦事處別	前年度繰越金			本年度貸付金			計		
	元	金	利息	元	金	利息	元	金	利息
吳家荒	五、〇七二	一、九七五	四、〇三三	一八、六三六	二、六七四	四、〇七五	三九、七五七	一五、五七九	三三、三二九
公太堡	一三、〇九〇	八六三	二、四六五	四九、六一五	四、〇七五	五、〇七五	六五、四二〇	四、八五五	六八、二七四

出張所又は 辦事處別	本年			前年		
	元	金	利息	元	金	利息
永 隆	三,五七三・六	三,四二〇・三	二九,二八三・八	三,〇七三・五	二,六三三・七	二六,〇七三・五
旺 清	四,〇〇〇・〇	一,三三九・九	五,九四八・八	八,〇三三・八	四,三〇〇・〇	四,〇三三・八
通 計	七,五七三・六	四,七六〇・二	九,五三二・六	一一,一〇七・三	六,九三三・七	三〇,一〇七・三
吳 家 荒	二,八〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	三,八〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇
公 太 堡	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,五〇〇・〇
通 計	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,五〇〇・〇
出張所又は 辦事處別	元	金	利息	元	金	利息
計	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,五〇〇・〇

長期小作貸付金額に對する回收調 (舊鮮拓事業地)

出張所又は 辦事處別	本年			前年		
	元	金	利息	元	金	利息
永 隆	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇
吳 家 荒	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
公 太 堡	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇
出張所又は 辦事處別	元	金	利息	元	金	利息
計	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,五〇〇・〇	三,〇〇〇・〇

出張所又は 辦事處別	本年			前年		
	元	金	利息	元	金	利息
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇
吳 家 荒	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
公 太 堡	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇
出張所又は 辦事處別	元	金	利息	元	金	利息
計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇

長期小作貸付金額に對する回收調 (舊鮮拓事業地)

出張所又は 辦事處別	本年			前年		
	元	金	利息	元	金	利息
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇
吳 家 荒	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
公 太 堡	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
永 隆	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
旺 清	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	五〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
通 計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇
出張所又は 辦事處別	元	金	利息	元	金	利息
計	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	二,〇〇〇・〇

田張所又は 辦事處別	本年度回收額			本年度末殘高		
	元	金	利息	元	金	利息
吳家荒	五,九六〇.〇〇	二,三六〇.九〇	八,三三〇.三〇	二,二五五.六三	八,三三〇.三〇	一,〇九九.二六
公太堡	四,〇八六.七〇	一,四〇〇.二二	四,七四八.七六	一,五五五.六六	一,〇九九.二六	一,〇九九.二六
永陵	二,〇九六.六三	一,六七五.四四	三,七七二.〇七	五,五五八.三七	一,九五五.三三	六,七三〇.八六
旺清門	四,〇一七.九二	二,九三三.二二	七,〇五一一.一四	四,五九九.九〇	二,〇〇〇.〇〇	三,八四四.〇〇
通遼	三,五六六.五二	八,二五二.五五	三,五九四.〇六	五,五五五.五五	三,三九三.〇五	七,七五〇.〇〇
計						

第十一表 短期小作貸付金使途別回收調 (舊鮮拓事業地)

田張所又は 辦事處別	生計費	農耕費	農具費	肥料費	雜費	元加利息	計	
							回收額	殘額
吳家荒	七,一六三.二三	六,九四九.九三		四,六八八.八〇	三,五五〇.〇〇		一八,一五二.〇六	一八,一五二.〇六
公太堡	二,四七〇.二五	二,六九五.二〇		一,二二五.八〇			六,三五〇.二五	六,三五〇.二五
永陵	二〇,二九九.七三	二二,〇四七.一八		二,七三三.五五	八五〇.〇〇		四五,〇〇〇.〇〇	四五,〇〇〇.〇〇
旺清門	一〇,三六六.一八	八,〇〇〇.〇〇		三三,六六二.一五	三〇〇.〇〇		五二,七五〇.〇〇	五二,七五〇.〇〇
通遼								
計								

第十二表 長期小作貸付金使途別回收調 (舊鮮拓事業地)

田張所又は 辦事處別	購牛馬費	農屋建築費	大農具費	其 他	計	
					回收額	殘 額
吳家荒	三,八八五.五五	一,五〇〇.〇〇	六,六九二.八		四,〇〇七.八一	五,九六〇.〇四
計						

田張所又は 辦事處別	生計費	農耕費	農具費	肥料費	雜費	元加利息	計	
							回收額	殘 額
公太堡	二,七四〇.五三		八〇〇.〇〇				三,五四〇.五三	一,八〇〇.〇〇
永陵	一五,一九九.四八	四,九〇〇.〇〇		二,九五五.七			二〇,〇五〇.一五	二〇,〇五〇.一五
旺清門	六,三七〇.〇三	一,一〇〇.〇〇		二,六九九.〇〇	四七〇.〇〇		一〇,六四九.〇三	一〇,六四九.〇三
通遼	五,一六六.六六	七,五〇〇.〇〇		九,七五〇.〇〇	四七〇.〇〇		二二,九〇六.六六	二二,九〇六.六六
計								

第十三表 繰越短期小作貸付金回收調 (舊鮮拓事業地)

年度別	田張所又は 辦事處別	生計費	農耕費	農具費	肥料費	雜費	元加利息	計	
								回收額	殘 額
康徳四年度	吳家荒	六五,九九.七〇	九,二五五.七〇	三,〇〇〇.〇〇	一四,一九一.四〇	二,〇〇六.三〇	四,五三三.四〇	三八,四三〇.三〇	一四,七六六.六〇
	公太堡	二八,七〇.五〇	三三,〇一.四二	八四三.〇〇	一〇,八六〇.八	一,〇〇〇.〇〇	二,三六三.三	三三,〇一九.〇〇	四,二二二.五〇
	永陵	九,五七〇.〇〇	二五,一八三.二	二六,九六.三	一,〇七四.四八	一四二.八〇	二,三六三.三	三三,〇一九.〇〇	三三,〇一九.〇〇
	旺清門	六,七七一.五五	九,九七一.六六	二,六六六.〇	九,八八.六	一,六二五.〇	二,三六三.三	二七,〇七九.〇〇	三,一〇七.〇〇
	通遼	二〇,七八三.七二	一三,一四四.四	三,六六六.〇	九,八八.六	一,六二五.〇	二,三六三.三	四一,七四四.七	四一,七四四.七
康徳五年度	吳家荒	四,三三〇.三〇	八七,五三六.五九	三,六九九.〇	三,六八二.〇九	九〇.〇〇	一,九五五.〇七	九三,〇一八.〇五	七,六八三.八四
	公太堡	五,六一八.〇	二,二二〇.五〇	二,七五〇.〇〇	一六,八九〇.三	九〇.〇〇	一,九五五.〇七	二〇,八二二.〇六	二,五二五.七〇
	永陵	三,七四三.〇五	七,三三三.六四	二,三九九.七三	一,六七二.一五	二,六六.〇	三,六八二.〇九	一四,八三三.〇三	一七,七三三.〇六
	旺清門	一四,四四九.〇	三〇,三六四.五四	九四四.〇〇	一,六七二.一五	二,六六.〇	三,六八二.〇九	四七,〇〇〇.〇〇	三三,三三三.〇〇
	通遼	三,八四〇.〇〇	三,八四〇.〇〇					七,六八〇.〇〇	七,六八〇.〇〇
康徳六年度	吳家荒	五,三三五.三	三〇,〇二七.二		三,九一五.五四	四,八四二.〇	二,六九九.〇〇	四二,一五九.〇	二〇,〇〇〇.〇〇
	公太堡								
	永陵								
	旺清門								
	通遼								

年度別	出張所又は は辨事處		年 度 別	廣 德 七 年 度		廣 德 八 年 度	
	廣 德 七 年 度	廣 德 八 年 度		廣 德 七 年 度	廣 德 八 年 度	廣 德 七 年 度	廣 德 八 年 度
公太堡	七、四三〇・〇〇	三、九六〇・〇〇	公太堡	一、三九六・六九	五、三七七・元	四、四〇〇・〇〇	三、七〇〇・五〇
永陵	四、六五〇・七〇	二、七六六・六〇	永陵	二、〇九一・六九	一、八八一・三〇	一、九一〇・五〇	一、八九五・五〇
旺清門	三、〇〇〇・〇〇	一、七九九・九九	旺清門	一、八一三・三〇	六、六五六・六六	四、九二二・七四	二、八九五・五〇
通遼	四、〇〇〇・〇〇	三、六八八・〇〇	通遼	二、六〇〇・〇〇	五、七六六・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	三、三三三・〇〇
吳家荒	四、八九二・七三	三、〇四四・九三	吳家荒	三、八八八・八八	四、〇〇〇・〇〇	三、四八八・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
公太堡	三、四九九・〇〇	三、三三三・〇〇	公太堡	三、〇三二・三三	四、六四八・五〇	三、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
永陵	三、九三三・三三	三、三三三・〇〇	永陵	三、九四八・〇〇	三、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
旺清門	三、二〇〇・〇〇	三、七五五・七五	旺清門	三、三七一・三三	三、九四八・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
通遼	七、五〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	通遼	九、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
計	四、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	計	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
同 收 額	五、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	同 收 額	四、〇〇〇・〇〇	三、三三三・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
殘 餘	一、三三三・〇〇	一、三三三・〇〇	殘 餘	一、三三三・〇〇	一、三三三・〇〇	一、三三三・〇〇	一、三三三・〇〇
備 考			備 考				

第十四表 繰越長期小作貸付金回収額 (舊鮮拓事業地)

年度別	出張所又は は辨事處	年 度 別	廣 德 七 年 度	廣 德 八 年 度
公太堡	四、四三〇・七〇	公太堡	一、三九六・六九	五、三七七・元
永陵	七、五〇〇・〇〇	永陵	二、〇九一・六九	一、八八一・三〇
旺清門	二、三三三・三三	旺清門	一、八一三・三〇	六、六五六・六六
通遼	三、〇〇〇・〇〇	通遼	二、六〇〇・〇〇	五、七六六・〇〇
吳家荒	三、〇〇〇・〇〇	吳家荒	三、八八八・八八	四、〇〇〇・〇〇
公太堡	九、五五五・五五	公太堡	三、〇三二・三三	四、六四八・五〇
永陵	九、五五五・五五	永陵	三、九四八・〇〇	三、七〇〇・〇〇
旺清門	九、五五五・五五	旺清門	三、三七一・三三	三、九四八・〇〇
通遼	九、五五五・五五	通遼	九、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇・〇〇	計	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
同 收 額	三、〇〇〇・〇〇	同 收 額	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
殘 餘	三、〇〇〇・〇〇	殘 餘	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
備 考		備 考		

年度別	出張所又は は辨事處	年 度 別	廣 德 五 年 度	廣 德 六 年 度	廣 德 七 年 度	廣 德 八 年 度
公太堡	四、四三〇・七〇	公太堡	一、三九六・六九	五、三七七・元	四、四〇〇・〇〇	三、七〇〇・五〇
永陵	七、五〇〇・〇〇	永陵	二、〇九一・六九	一、八八一・三〇	六、六五六・六六	二、八九五・五〇
旺清門	二、三三三・三三	旺清門	一、八一三・三〇	六、六五六・六六	四、九二二・七四	二、八九五・五〇
通遼	三、〇〇〇・〇〇	通遼	二、六〇〇・〇〇	五、七六六・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	三、三三三・〇〇
吳家荒	三、〇〇〇・〇〇	吳家荒	三、八八八・八八	四、〇〇〇・〇〇	三、四八八・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
公太堡	九、五五五・五五	公太堡	三、〇三二・三三	四、六四八・五〇	三、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
永陵	九、五五五・五五	永陵	三、九四八・〇〇	三、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
旺清門	九、五五五・五五	旺清門	三、三七一・三三	三、九四八・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
通遼	九、五五五・五五	通遼	九、七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇・〇〇	計	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
同 收 額	三、〇〇〇・〇〇	同 收 額	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
殘 餘	三、〇〇〇・〇〇	殘 餘	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
備 考		備 考				

第二節 鮮農地帯の金融状況

公太堡	二、七四〇・五三	七〇・〇	二、八〇〇・五三	四、〇八八・八七	四、〇八八・八七
永陵	一、五九二・四二	四、七九〇・〇〇	三、〇三三・三三	二、八九六・六三	八、五五五・六三
旺清門	六、七四四・〇三	一、三〇〇・〇〇	二、六五七・〇〇	一〇、〇六六・六六	六、三〇四・四二
通遼	一、七五〇・九六	三、七五五・四〇	三、七五五・四三	二八、八九九・九〇	二九、〇七三・三三
計					一六九、八七二・六九

四〇〇

第五項 營口地方

海城縣興農合作社營口支社

營口支社管内の貸付最高限度は康德八年度一戸當四〇〇圓、康德九年度一戸當四五〇圓であるが、康德十年度は六百圓の見込みであること省聯に於て聴取せると同様にして、有擔保貸付にありては前年度は一、〇〇〇圓迄、本年度は二、〇〇〇圓迄貸付け得ること省聯同様である。

又康德九年十一月末日現在の貸付金額は滿鮮農合計で有擔保のもの一五四口で四五、八八〇圓無擔保貸付は二、一九七口で六三三、四七一圓五三錢となつてゐるが平均一口當貸付金額は有擔保貸付のもの二九七圓九二錢無擔保貸付のもの二八七圓八八錢となる。更に右の貸付金額のうち鮮農への貸付金額の有擔保貸付が一四一口金額四三、三三〇圓で省聯に於て聴取せる結果と同様であるから一口平均貸付額三〇七圓三〇錢となるが、無擔保貸付に於ては省聯に於て聴取せる結果は一、四九五口で五七三、九七六圓一口當平均貸付金額二九五圓一〇錢であるのに對して營口支社で聴取せる結果に依れば一、九三三口で貸付金額五七〇、四一六圓五三錢であるが故に一口當平均貸付額は二九五圓〇九錢となるので大體同様の状態であるのが認められる。

次に一般滿農に對する貸金額は無擔保貸付が二六四口の六一、〇五五圓有擔保貸付にありては一三口の二、五五〇圓

第十五表 海城縣康德九年十一月末日現在貸付状況

貸付先	種別	口數	金額	一口當平均貸付額
滿鮮農合計	無擔保	一、九三三	六三三、四七一・五三	三二七・八八
	有擔保	一、四九五	五七三、九七六・〇〇	三九七・九二
鮮農へ貸付せるもの	無擔保	一、四九五	五七三、九七六・〇〇	三九七・九二
	有擔保	一、〇〇〇	四三三、三三〇・〇〇	四三三・三三
滿農へ貸付せるもの	無擔保	一、〇〇〇	四三三、三三〇・〇〇	四三三・三三
	有擔保	一、一三三	一、五五〇・〇〇〇	一、三六八・一五

であり、之を一口當平均貸付額に付て見る時は無擔保のものに付ては二三五圓〇六六錢、有擔保貸付一九六圓一五錢程度となる。

而して營口地方に於ける稻作鮮農の一戸當耕作面積が約三・五―四天地が平均的であり又斯る耕地面積のものでは家族労働のみでは努力に不足を來すことと種子、肥料等の通常營農資金とを勘案すれば右の如き貸付金額程度では資

金の不足を來たすことは當然であるが、通常肥料種子等の營農資金のみでも一田地當約二〇〇圓は必要とするが故に營農資金の不足はもつと深刻であると思ふべきでないことである。特に康德十年度に在りては昨年度の水害が甚しく支社管内全耕地面積（稻作）約二、〇〇〇天地であるが此のうち約一〇、〇〇〇天地は被害を受けたと見られるが故に一般食糧も購入する必要があり、他面其の結果回收不能のものが貸付金額の約七割程度もあつて合作社金融の増額は相當困難があるものと見られる。

當地方に於ける稻作鮮農の土地關係に於ては殆ど大部分が鮮系地主の許に於ける小作鮮農であり、之等の鮮系地主は一方に於て金融を爲して出來秋には糧を一度地主に於て管理し、小作料貸付金を控除した残りを現金を以て小作人に決済するが、合作社に於ける金融は一括して地主に現金を交附し貸付名儀は一應小作人となつてゐるが、責任の保證は地主が之に當り、若し回收不能金のある場合は地主が負擔する方法を採つてゐることである。

更に之等の稻作鮮農同志で貸借を行ふものも相當あるが擔保は收穫物であり利率は月三―五分程度のもが多いと云はれてゐる。

地主に對する金融は商工金融合作社、興銀等が行つてゐるが、滿系地主からの借入は行つてゐない模様である。尙ほ合作社金融の中で未回収金の多い理由は合作社の決算期が十二月末日であるのに刈取は十月頃から始まり十一月末頃に終るが其の後脱穀調製に相當の期間を要すると共に、前表の未回収金中には金融會當時の未回収金が約一九、〇〇〇圓も含まれて居り、現在借入れた鮮農は全部他に移動してゐるので回収の見込は付かないと稱してゐる。營口支社管内の鮮農戸數は約一、三〇〇戸程度であるが昨年度の水害に因り甚しき時は約半分程度は移動するものと想像せられ既に現在全部で三百戸位は移動してゐるものと思はれることであるが其他自家食糧の缺乏の結果逃亡せるものも相當數に上るものと想像されてゐる。尙ほ合作社金融の下部機構として興農會があるが之は舊農務税を其のまま興農會に改組したものであり、南滿地方に現在尙農務税が存するとの風評は斯る點より生ぜしものと考へられる。其の他貸付條件利率等は中央會、省聯の調査結果と同様である。

二 個人經營農家

調査の對象となつたのは海城縣李家村西灣中に於ける興農會長兼屯長である金井某であるが經營面積五天地、經營形態は小作農、地主は大連に居住する鮮系不在地主であつて一田地當平均收量二十二石(二石一〇〇疔)小作料は一田地當六石三斗の定額小作で販賣數量は種籾も全部販賣したと云つてゐるが疑問である。(但し以上の概況は九年度は水害の爲收穫殆ど皆無と云つてゐるので八年度の實績に付てである)家族員數は滿系常備年工一人を含めて九人であるが内通常勞働に従事するもの三人である。次に經營の收支に付いて聴取せるところに依れば、(イ) 田地當收量二十二石であるから小作料天地當六石三斗を控除した残り十五石七斗更に種籾が一田地當豫備を含めて一般に七斗を必要とするので差引十五石が販賣數量である。今一〇〇疔十八圓の籾販賣價格として籾販賣粗收

入一田地當二七〇圓となるから五天地では合計一三五〇圓である。

(ロ) 肥料(硫酸)は一田地約一〇叭を必要とするが内五叭は配給せられるので他の五叭は闇取引で前者は一叭當運賃込約七圓、後者は一叭二〇圓程度であるから合計肥料代は一田地當一三五圓、五天地で六七五圓である。

(ニ) 播種費は一田地約十一人の雇傭勞力を必要とし其賃銀一人當三圓五〇錢(本年は四圓見當)であるから五天地として計一九二圓五〇錢。

(ホ) 除草勞力は一田地當約二四圓で合計一二〇圓。

(ヘ) 刈取脱穀は一田地約十五人を必要とし賃銀一人當三圓五〇錢として五天地合計二六二圓。

(ト) 更に出荷の爲の運賃を一田地當二〇圓として五天地分で一〇〇圓。

(チ) 常備食料給與で年見積額二五〇圓程度(但し本年度は四〇〇圓程度に暴騰してゐると稱す)で之は籾で支給するので之を現金に換算せるもの。

(リ) 自家食糧として粟の購入費年三三七圓五〇錢、味噌醬油原料購入費約年額一〇〇圓程度、更に臨時雇傭勞働者に對する食糧費は延人員一八〇人として年額約五〇圓、合計四八七圓五〇錢。

右の收支計算を示せば次の如し。

收入	籾販賣代金	一、三五〇圓	耕起費	七五圓
	副業(蕪細工)收入	二〇〇圓	播種費	一九二圓五〇錢
	畜産物收入	一〇〇圓	除草費	一一〇圓
收入計		一、六五〇圓	刈取脱穀費	二六二圓五〇錢
支出	肥料費	六七五圓	運賃	一〇〇圓

雇傭勞賃
食糧購入費

三〇〇圓
四三七圓五〇錢

支出計
差引赤字

二、一六二圓五〇錢
五一二圓五〇錢

勿論右の數字が正當なるや否やは大量觀察の方法に依らねば結論し得ないが、尠く共農家の收支計算に於て赤字が相當額に上り、而も此の結果は康徳八年度のものであるから康徳九年度の水害による農家經濟收支は如何なる實情にあるかは推して知るべきであると共に、赤字の補填策が粃精米の闇取引によつて爲されることは當然推知せられるところであらう。試みに出荷最盛期に於ける米穀の闇値は百疋七〇圓程度であつたと稱せられ一應出荷完了と見られる現在に於ても一〇〇疋七〇圓—一三〇圓程度のもが見られることである。

而して本年度の耕作豫定面積は五天地であり一天地耕作所要金額約三〇〇圓で計一五〇〇圓程度であるが目下全く借入れは行つて居らない。而も昨年度の合作社より借受けた舊債は利子を支拂つたのみで元金は其儘残つて居り、更に地主からの負債が約一八〇〇圓（日歩八錢）程度固定して居り本縣合作社から借受けられる見込額が約四〇〇圓程度であるとしても種子肥料代に充當し得られるに過ぎないので、他は地主又は高利負債によつて補はねばならない實情であると稱してゐる。（金利は無擔保で約二割五分程度と云つてゐる）更に昨年度に於ては合作社よりの借受四五〇圓であるが地主から約九〇〇圓を借受け合作社へ金利は全部支拂済であるが（日歩三錢三厘として約四八圓程度）地主への支拂は元金利子共に未済である（地主の分は一ケ年の短期で十二月末が支拂期限である）。尙固定してゐる負債の利子は十ヶ月で約四五〇圓程度になるが未拂である。次に貯金は八年當時合作社に約八〇圓程度あつたが現在は約一〇圓程度残つてゐるに過ぎないことである。

此の農家は當地方に移住してから約九年近くなるが金融會當時は營農資金として二—三〇〇圓程借受けて當時の物價から見て全然農費の半分乃至三分の一程度になつたが、現在は合作社より四〇〇圓以上借受けたとしても四分の一程度にもならないと云つてゐる。

尙地主は大連に居住してゐることは既に述べたが小作料は全部小作人に於て販賣して現金で納めるが、合作社より資金を借受けるときは名儀のみは小作人であるが保證人は地主である。又從來は出荷に際しても地主名義で行つてゐたが九年度からは出荷契約等は全部小作人名義で行つてゐると云つてゐる。又小作料代金納制の實施と共に從來は出荷及出荷契約共に地主名義を以て爲してゐたのが總て小作人名義で行はれる結果合作社より資金を借入れ、又は肥料代金等の債務のある場合は粃販賣代金より借入金を差引かれることになり、従つて場合によつては地主の取得部分迄控除せられるので殊に折半小作制の所では小作人の借受金に付ては保證しないとの噂を耳にすることがある。其他小作料代金納の結果としては小作料の高騰は目下見られず、金納小作制の場合は最高一天地一〇〇圓程度の小作料率であると云つてゐる。

更に營口地方は移植が一般に行はれるが移植に際しては勞力を多く必要とする爲總面積が小さくなり、而も自家勞力を以て經營することが現在の實情よりすれば有利であると共に一般に營農資材の價格高騰は大面積の經營を不利ならしめる傾向にあることである。

次に粃收買價格に付ては次の如く云つてゐる。即ち現在精米の販賣價格疋當四二錢であるのに對して粟の購入價格は數量金利等を勘案して疋當約二五錢であるが、今農民が出荷する粃に付いて計算すると三等の粃で約七〇%精白歩留であるから遠距離の運賃一圓を控除した粃百疋の農民手取價格を二八圓とすれば農民の精米一疋の販賣價格が約二十六錢程度となる。従つて粟との價格差僅か一—三錢程度の粃を販賣して比較的入手困難なる粟を購入するよりも米穀を自家消費用に振向けの方が概して不合理とも考へられず、米穀の蒐荷成績が不良で而も闇取引の多いのは斯る價格上の不合理にも一主要原因があると。

三 營口市商工金融合作社

農場調査の結果商工金融合作社が稻作鮮農に對して融資するものあるを聴取せる爲、右合作社に於て調査せるところに依れば前年度貸付けたる鮮農は約二〇戸にして而も組合員たるもの限り貸付け其の額は約二八萬圓程度であること、更に貸付金利は信用無擔保のもの二錢七厘、商品を擔保とするものに二錢七厘、土地を擔保とするものに二錢五厘であるが、之等融資を受けた鮮農は商業と水田經營との兼業者が殆ど大部分であつて貸付に對する擔保物件は殆ど大部分が土地であると言つてゐる。又貸付期間は三ヶ月位の短期信用が大部分であるが長期のものでも一ヶ年のものであつて前述の貸付金額の二分の一乃至三分の一程度が農場向のものと推測せられる由である。回収關係に於ては從來回收不能延滞等の事實が甚だ尠く問題とする程度のことなしと稱し、又貸付先も殆ど地主であるので地主と小作人間の貸借關係貸付條件等は承知せぬとのことであるが農場方面より聴取する所に依れば、中小商工資金としての名儀で借受け實質は農場に對する營農資金として使用するものが相當多いと言ふも其眞疑は明確でない。或ひは興農合作社金融に比して金利の低率なることと更には前年度の水害の甚だしき點等より考ふるも他の農場方面よりの聴取の結果が正しいのかも知れない。

四 興業銀行營口支店

興業銀行よりの金融は殆ど比較的大農場への融資に限られ、而も經營狀態の確實なるものへの貸付が行はれるに過ぎない。

康徳九年度の稻作農場の貸付は平安農場新義農場南滿農事及滿系自作農（水稻作）である利福農墾の四ヶ所であつて其の貸付狀態を見るに次の如くである。

平安農場貸付限度を二十萬圓として

二十萬圓貸付

南滿農事貸付限度を十萬圓として

五萬五千圓貸付

新義農場貸付限度を十萬圓として

七萬圓貸付

利福農墾

五萬圓貸付

即ち興銀により金融は平年の場合は約四十五萬圓程度であるが昨年度に於ては大水害の結果各農場共に途中で經營を放棄するに至つたので、従つて貸付額も減少して其貸付せるものも約三十七萬五千圓程度であつたと稱し得る。之等の農場に於て前年度の作柄を概観するに平安農場は平年作に比して約一五%の減收、新義農場は全減、南滿農事は平年作として約一八、〇〇〇石であるのに對して約九〇〇石程度の收穫、利福農墾は全減となり今年度經營を續けるか否か未定である等の状態である。

更に以上四農場の他に信義號農場より借入申込もあるが（約十萬圓申込）未だ地券の下附が實現して居らざる爲貸付けをしてゐない。

貸付に際しての擔保は大部分が土地で貸付期間は一ヶ年であるが前年度の水害による無收穫の結果延滞せるものもあるが、平年作の場合に於ては次年度に返済を繰越すことはなかつたのに比して今後は直接的には前年度の水害に因り又營農費が相當多額を要する結果資金が要るとの心配もあるが回收上特に懸念せられる程ではないと云つてゐる。現在銀行の營農資金貸付は資金統制法によつて制約を受け、總て中銀の認可を要する結果火急を要する資金の貸付には間に合ぬが、最盛期に於ては貸付限度を定めて認可を受けて置くので營農資金として時期を失ふ如き懸念はないことである。

又貸付に對する土地擔保面積は平安農場約二〇〇〇天地、南滿農事約一〇〇〇天地、新義農場五〇〇〇天地程度である他利福農墾に於ては市内に於ける建物及水田面積約三〇〇〇天地であるが、之等の農場の經營狀態を知る資料として南

滿農事を例にとると南滿農事は地價の低廉なる時に農場を開設した爲もあるが平年作の場合は資本金の約一割程度を配當しうるのが普通とのことである。

尙調査中に來社せる南滿農事金子取締役の意見を記せば次の如くである。大體康德八年頃迄は水田經營の結果利益を上げうるもので石當二―三圓の利益のあつたものが中位で反當二石以下の收穫のものは約石當四―五圓の損をするのが普通の状態であつたのに、現在では平均石當四―五圓程度の缺損を來たすのが一般的な状態であると共に生産費と籾販賣價格との開きが大きであり、従つて除草等を行はぬ結果減收を招來する。又籾出荷の見返りとしての粟の配給が不圓滑であり現在高粱一斗の闇値は高最四〇圓程度で最も闇取引の多かつたのは一斗三〇圓程度のものである。

金融關係に於ても合作社金融は貸付金を返済しない場合は次年度の借入が期待し得ないので農民は借金を返済する爲に籾を闇賣するものが多く、従つて又一面地主高利貸より借受けることとなるが滿系地主より青田賣買類似の方法によつて無理な金融を受けるのが相當にあるとのことである。

五 新義農場

新義農場は株式組織の農場で而も耕地面積約五〇〇天地收容稻作鮮農戸數一二〇戸と云ふのであるが、此の農場に於ける借入金は興業銀行より毎年拾萬圓興業合作社より五萬圓を借受け尙自己の流動資金が約拾萬圓であるから事實上農場内小作人への金融は全部で年約二十五萬圓と見るのが至當であると思ふ。而して興業銀行よりの融資の利率は日歩二錢であつて土地擔保とし興業合作社の融資は無擔保で日歩三錢三厘であると稱して居り一般に土地を擔保としても興業合作社よりの借入金よりも興業銀行よりの借入を歓迎してゐる風が見られ、又興業自體としても合作社金融五萬圓の分をも同銀行より取引せられたき希望を有してゐると稱してゐるが肥料其他生産資材の配給等の關係もあるので合作社金融を全面的に拒排し得ないのが實情の様である。幸ひ同農場事務所にも興業農村管理人が來てゐるので興業農村

の事情をも聴取し得た所によれば滿農よりの借入金の利率は日歩二錢三厘であるが小作鮮農に對しては日歩三錢を以て貸付けて居ることであるが（一昨年迄は日歩四錢で貸付けた）新義農場に於ては斯る事實がないとのことである。又榮興農村に於ては農村を退去する者のうち逃亡する者相當數に上ると云はれるが（數に於ては僅少であると稱してゐるが）合作社金融に於ては一應小作名義ではあるが結局に於ては保證の責任は農場主が負ふこと合作社支社に於て聴取せる結果と同様である。勿論興業銀行よりの借入金は短期であるが、土地を擔保とすること前述の通りである。更に統制以前に於ては農場の借入金は一應農場主に於て現金を握り精米所を兼營することに依り精米關係にて借入資金を運営し小作人の必要とする時に分割貸付けることが出来るのであるが、現在は斯る精米所の兼業が許されなくなつた結果金融關係に於ける農場主の負擔が大となつたと稱してゐるが、若し農場主の負擔が従前に比して大となつたとしても精米所の兼業による利益分が減じたのみに過ぎず、より主要な理由は金融會當時の金融と合作社金融との本質的な相違並に一般購入物資と米穀販賣價格との價格差乃至は不作等の理由による小作鮮農自體の借入金固定化の事情等に見出すのが至當ではないかと思はれる。

次に合作社又は銀行等より借受けた資金は一應農場主に於て保管することは前述の通りであるが、小作鮮農に對する貸付方法をもつと具體的に述べると、榮興農村に於ては借受金を全部一應各小作鮮農の預金口座に振込み日歩一錢にて貯金せしめたる上肥料の配給等を行ひたる際は配給票によつて預金より控除する他必要に応じて貸付けることとしてゐるが、新義農場に於ては借受金は一應農場主が預つて置き小作人の必要に応じて農場主から小作人に貸付けるが預金利子は當然農場主の収入となることは明瞭であると思ふ。榮興農村に於ては滿農よりの借入利子二錢三厘を日歩三錢で貸付け日歩七厘の利子を取得するが、他方に於て小作人に對しては日歩一錢の預金利子を支拂つてゐるのに對して新義農場に在りては小作人への貸付利子の差額を取得せぬ代りに預金利子を農場主が取得してゐることとなる。

なほ榮興農村に於ける計算として一戸家族五人とし、家族の生計費を除いた營農資金として最低限度四〇〇圓を必要とすると云つてゐるが、合作社の金融は貸付決定額から肥料及飼料代金等を控除した上貸付けるのであるから現在の平均貸付額を以てしては營農資金としては満足すべきものでなく特に滿農關係、個人農場關係以外の一般稻作鮮農に取つては資金の不足は顯著であると見られると稱してゐるが、一應農場の型の中に包含せられる小作鮮農に對しては農場主に於て相當積極的に貸付を行つてゐる關係から資金の點に付いては特に心配する必要もなく又事實不足してゐない現状であることである。而して收穫せる穀は全部農場事務所收納係の監督下に脱穀し、所定の保管場所に運搬するが、此の保管場所は合作社の買付場所であつて合作社へ販賣せる代金は農場主と小作人とで折半するのである。勿論斯る方法は農場主が稱する如く精選の際の落下點の遠近が品質の良不良を判定する一應の方法であり、而も現物を以て折半することは品質上の不公平を招來するが故に、左の如く販賣代金を以て折半することを以て妥當な方法と爲しうるが、反面販賣代金の小作人取得分も直ちに農場事務所に於て帳簿上の小作人口座に振込む他常に小作人に對する貸付金と相殺せしめてゐるのである以上農場主に取りては最も妥當安全な貸付金回収策ともなりうる（帳簿面に於ては金利の計算は全然行つて居らない）更に穀の他副産物たる藁も折半であるが、折半は東分の方法によつてゐる。其の理由は小作人に全部の藁を渡すときは故意に脱穀を不完全に行ふ恐れのあること、軍納藁の確保を目的とするによると稱するが折半に當つても農場主の監督下に於て行はれること當然である。當農場の資本金は五十萬圓で株主九人、株主は何れも百萬圓程度の財産を有する故に前年度に於て興銀、合作社より借入金合計十二萬圓は返済不能であつたが十年度の借入に付いては全く心配ないと稱してゐる。（九年度は興銀より七萬圓合作社より五萬圓の借入である）

次に當農場に於ける小作農經營收支の關係及九年十二月末現在の小作農家借入残高を見れば次の如くである。

耕作面積一二天地	家族九人	内労働人員五名	天地當收量二廬
収入の部			
穀(代金地主と折半)數量二四廬	單價一九圓として小作人取得	二、二八〇圓	
薬工品収入		二五〇圓	
収入合計		二、五三〇圓	
支出の部			
種 穀小作人半額負擔)	天地當六斗	單價二三圓	小作人負擔 八二四八〇錢
耕起費()	天地當二〇圓		一一二〇圓
肥料費()	天地當六畝	單價六圓五〇錢	二三四圓
除草費(臨時雇單價食事共約六圓)	延人員一八二人		一、〇九二圓
自家食糧購入費(粟年一、六二〇廬 單價二五錢)			四〇五圓
農具一臺(單價四〇圓 五年償却として)			八圓
家屋維持費			二〇圓
刈取脱穀(臨時雇延人員一二〇人 單價前同六圓)			七二〇圓
其他臨時生活費			五〇圓
水利費(五圓七〇錢) 公課(村屯費)			三二圓七〇錢
支出合計			二、七六四圓五〇錢
差引赤字			二三四圓五〇錢

他に牛一頭を使用し之は耕地のみに使役し被備されて全期間を通じ天地當一三圓で大體一五天地を耕起しうるが従つて収入は約一九五圓となるも牛の飼育費に充當せられると云つて居る。而して勿論右の收支計算は其方法、地價等に於て疑問なしとしないが一應聽取せる結果を其儘記載して置くこととするも之は康徳八年度の實績を基準として而も地價は九年度のものを採用せし點に注意して置かねばならない。又本農家は當地に移住して約四年を経過せるが初年度及二年目の成績が良く當時有して居た負債一、八〇〇圓程度のもを全部完済したと云つてゐる。尙九年十二月末日現在の農場主よりの負債残額は三七五圓七六錢となつてゐる。

第十六表 新義農場農家負債状況

耕作面積	借入金額	返済金額	十二月末負債残	耕作面積	借入金額	返済金額	十二月末負債残
六・九 ^天	七九・三四	二七・〇〇	五二・〇四	一〇・二 ^天	六四・二二	三三・四三	三〇・七九
三・九	二六・二三	二六・二三	〇・〇〇	五・〇	二四・四三	一八・一三	三・三〇
二・〇	六〇・〇〇	四九・四四	一〇・五六	四・〇	二二・〇一	二二・〇一	〇・〇〇
六・七	四九・六六	四二・八八	六・七八	四・五	五二・五九	二九・八九	二二・七〇
六・五	五三・七三	五三・七三	〇・〇〇	五・〇	一、六五・二三	一、六五・二三	〇・〇〇
一〇・七	八三・九〇	六四・五五	一九・三五	七・〇	二七・六六	七・六六	二〇・〇〇
七・〇	二、三六・三二	二、三六・三二	〇・〇〇	一〇・〇	一、一五・四三	一、一五・四三	〇・〇〇
四・〇	一六・五五	一六・五五	〇・〇〇	九・三	七二・七四	二〇・二九	五二・四五

第三節 結 語

以上金融機關の夫々に付いて、稻作鮮農への金融状況並に其の内容を極めて粗雑に而も單に聴取し得た其儘を述べて來たのであるが、今之を結論的に要約すれば以下述べる通りである。

勿論現在の稻作鮮農への金融關係の是非に付て乃至は貸付限度、貸付条件等に付いて決定的な意味に於ての結論を與へる事は、各種の條件が極めて多岐に而も相互に密接な關係を持つので良く爲し得るところではないが、先づ最初に各金融機關の有する性格、其の金融對象を以上の實態調査の結果に基いて更に之を要約すれば、興農合作社金融は其の使命に於て農業金融機關の唯一のものであるにも拘らず性格的にも實態的にも可成りの物足らなさを感ぜさせられることは争はれないのみならず、特に性格的には健全經營の立場より招來される實際的特徴として、一般金融機關と同様に經

營狀態の確實なる、換言すれば回収の確實なる個人又は特定の農場を對象とする傾向を露呈してゐるのが見られると共に、其の貸付方法に於ても斯る合作社自體の健全經營の表現傾向が極めて顯著に見られる様である。即ち一應農場と名の付くものは借入金の責任保證關係に於て、然らざる一般鮮農（以下一般浮動鮮農と稱す）に比してより高度のものであり、一方農場主（又は地主）と農場小作人との貸付金の回収保證策を講じて居る點からするも（註）、合作社よりの貸付金は一應小作人の名義を以て融通せられるとしても實際上は農場主に對して現金交付が爲され、而も貸付金の保證は農場主をして爲さしむることは右の事情を最も明確に裏付けるものと云はねばならない。

（註）農場内の小作農によつて生産された租は農場事務所より派遣された監督人立會のもとで脱穀調整され、而も農民は農場主が指定した保管場所に運搬し、租の販賣は農場主が爲して販賣代金の半分は農場主へ直ちに收納され、他の半分は農場備付の帳簿（帳簿は小作人別に口座が設けられ農場と小作人との貸借關係が常に明かに記載されてゐる）に振替へられ、農場を通じて購入した一般食糧費其の他の生計、營農に付ての一切の債務と相殺されることとなる。而も斯る農場主と小作人との極めて明確強固な貸借の緣帶關係が金融機關側より見た場合直ちに貸付金回収關係の極めて確實な安全辦の役目を果すものとして觀られること自明の理であると共に、若しそれに擔保物件として土地が提供せられるのであれば以上の安全の保證は他にないと云はねばならぬ。

更に個人經營のものに付いても信用の種類が所謂無擔保の對人信用のものであり、終局的には地主をして保證せしめてゐることは既に見た通りであるが、信用程度に於て興農合作社金融以外の一般金融機關に依存し得ざる土地を所有しない一般浮動小作鮮農が全般的に最も資金の缺乏を痛感して居るのに拘らず、唯一の農業金融機關である合作社金融の恩恵に浴し得ないか、又は假令浴し得たとしても極めて薄い程度に過ぎない事情に置かれてゐることは、一般浮動小作鮮農と然らざる鮮農との戸數の比率が不分明であるとしても、水稻増産上極めて遺憾な點であると云はねばならない。又合作社貸付金の一應の最高限度が既に述べた如き金額であつたとしても、事實上農家の手に渡される金額は延滞金利、種子、肥料代金乃至は前年度貸付最高限度に相當する金額が實際に必要とする營農資金に充たざる金額であるのに

加へ、更に營農資金の何分の一に相當する金額でしかあり得ない結果となるのである。合作社によつて爲された過去の戸當平均貸付額が單に種子、肥料代に充當しうる程度のものに過ぎないことは農民の側のみならず合作社當局に於ても言明して居る通りである。又貸付利率に於ても調査せる限りに於て、高利負債は一應別として他の金融機關中で合作社金利が最高率のものであることは既に具體的數字によつて示した所であるが、合作社金利は無擔保對人信用たる點により、他の金融機關金利は土地擔保の對物信用たる點により本源的な相違の生ずることは一應理論上は是認しうるとしても、債務者側（勿論一般浮動鮮農は別として）よりすれば假令擔保として土地を提供するとしても返済を前提とする限り擔保の有無に拘らず金利のより低率なるものへ走る傾向のあることは是認せねばならない點であると思ふ。個人又は特定の農場が合作社金融に對する以上に特殊銀行へ強い依存傾向を示すのは斯る債務者側の心理的側面を明示するものに他ならないと思はれる。

然しながら、農場經營者側と農場小作人側との貸借關係の具體的な方法として金融機關より借受けた一切の資金を前述の如く農場主に於て管理することは、他に理由が存するとしても、一面に於ては貸付金回収の方法として最も適當なものであることを示すと共に他面に於ては鮮農金融の如何に不安であるかを示す一端でもある様に思ふ。

合作社以外の他の金融機關による金融は土地擔保によつて而も融資の對象が個人又は特定の農場主に限られてゐることと前述の通りであるが、斯る現象の必然的な生起は改めて説く迄もない程自明の理由に基くので省略することとする。次に農民は一般に營農資金として幾何の資金を必要とし融資は幾何の程度に爲されねばならないか。之に付いては既に極めて限られた農家に付いて極めて大雑把な費用項目に付いて農家經濟收支の状態を明かにした所であるが、假令其の計算方法に付いて又評價額に付いて幾多の疑問を有することが事實であるとしても、尠く共水稻經營自體が相當困難であることは推測せられる所であり、而も斯る農家經濟收支の不均衡は米穀の生産並に蒐荷關係に想像以上の重大影

響を有することも又否定し得ないものの如くである。

斯る農家經濟狀態の悪化は直接的には各種生産資材の昂騰勞賃の累騰により、又穀販賣價格と粟の購入價格との價格差の接近によつての穀販賣の不利、負債の固定化、農家經濟收支の深刻な悪化によつて招來せしめられる穀の闇賣の傾向、高利負債への轉換、特に南滿地方に於ては移植方法が普遍的に採用せられる結果勞賃の高騰は稻作經營規模の縮小の傾向を顯示する等々の幾多の經營條件、生産條件の惡循環によつて擴大再生産せられるのであるが、遼河沿岸地方に於ては九年度の大水害、中滿地方に於ける旱害等は斯る農家經濟の悪化を決定的ならしめてゐると考へられる。

（註）調査項目には經營收支と表現せるも、鮮農の經濟的特質よりすれば寧ろ農家經濟收支なる語を以て表現した。

又稻作鮮農の必要とする營農資金額に對して現在供給せられる融資金額は可成り不充分なものであると考へられると共に、個人又は特定の農場關係に於ては土地を擔保とすることによつて合作社以外の一般金融機關への依存を強化することにより補ひ得るとしても、他の一般浮動鮮農に於て現在の合作社金融の貸付最高限度を以てしても正に燒石に水の感をもたらすに過ぎない様である。以上は現在之等の個人又は特定の農場關係に於ては融資關係に特別の對策を必要とせざる旨を主張し、他面最も營農資金の缺乏を訴へるものが擔保に供し得べき何物をも所有しない一般浮動小作鮮農であると主張せらるる主要な理由であると考へられるのである。

今公社が稻作鮮農の金融關係に寄與すると共に緊急増産を促進せしむると假定しても、斯る最も貸金を必要とする而も最も回收關係の不安定な一般浮動小作鮮農を對象とすることは、尠くとも合作社金融の現状を繰返す迄もなく公社自體の本來的使命に照しても積極的になり得ないところであると考へるが、滿拓による金融を一應別とすれば其の他の個人または特定の農場を對象として爲されるのが適切なのではないかと思はれる。若し假りに一般浮動鮮農及滿拓關係の鮮農に對しても公社金融の道を開くものとしても、前者は合作社金融と連繫し後者は所謂安全農村が其の對象の一應の

範圍を形成するものではないかと考へられる。而も斯る農場を対象として金融活動を展開するとしても一應今回調査せる諸地方の實態を前提として考へる限り、金利に於ては現在土地を擔保として居るが最低の金利を以て融資して居る興業銀行利率と同率又は夫れ以下の利率を以てするのでなければ強力な寄與は期待し得ないのみならず、若し然らずとも單なる寄與に終始することに留るのではないかと思はれる。

更に貸付條件、保證關係に付いては斯る農場を対象とする限り合作社金融又は銀行金融と大差なき態様を以てしても支障なきものと考へられる。

米穀の緊急増産が稲作鮮農の金融關係の強化によつて爲さるべきか、又は農場關係者の主張する如く金融關係の強化が必要であるよりも、實に収買價格を何等かの方法によつて實情的に引上ぐるを必要とす、との説を支持すべきかは單なる稲作鮮農の金融關係の分析のみによつて結論し得ない問題である。

第十一章 米穀の流通關係と統制

第一節 統制以前の流通機構

滿洲に於ける米穀經濟の發展過程は専ら貧困鮮農の滿洲移住によつて推進せられ、而も滿洲に於て水田を經營する之等鮮農が一般に政治的社會的諸條件によつて退歩と停滯とを繰返すのを餘儀なくせられ、更には先住滿人農民との關係よりする土地並小作關係の桎梏化によつて貧困の再生産を行ひつゝ、滿洲に於ける米穀經濟上陸稻の占める地位を壓倒して支配的地位を確保したのは極めて近年に至つてからであるが、米穀の流通過程に於ても朝鮮に於けると同様貧困と無組織の爲に極めて幼稚な段階に關與するに過ぎなかつた。

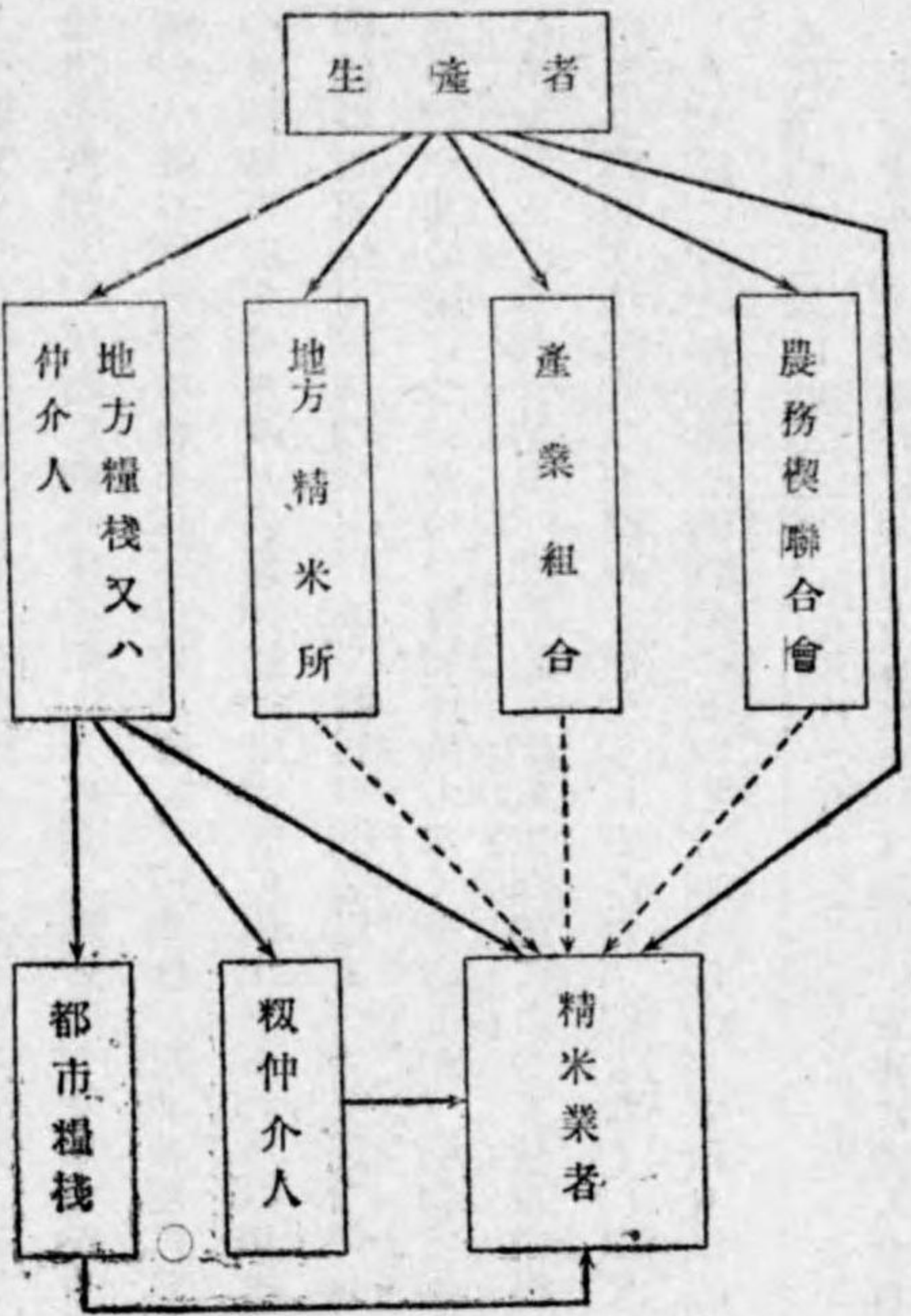
之等の米穀生産農民が蒐荷統制が開始される以前、米穀の流通過程に關與したのは地方糧棧又は仲介人乃至は地方精米業者に對して扱を賣却する段階に於てのみであつて米穀の生産量が極めて僅少であつた初期に於ては、米穀の消費が専ら先住滿人の貴重品的地位を占めてゐた關係から農民自ら碾子と稱する原始的器具によつて精白してゐたと推定せられるが、在留日本人の増加と消費數量の増加によつて精米價格が昂騰した事により漸次糶摺精白等の加工部門が生産農民の手を離れて獨立専門化して行つたと觀るのが正當である。勿論農務綴聯合會による販賣の仲介、産業組合による取引の仲介、加工出荷等零細貧農生産者の協同的組織による流通過程の合理化が企圖せられたが、斯る協同運動的發展は極めて近年の事であつて大正年代に於ては朝鮮總督府金融會の支持を受けて萌芽を見せたとは云へ前述せる現地官憲の

壓迫によつて注目すべき發展を結果しなかつたのであつて、全般的には之等移住鮮農の貧困により又移住地に於ける民族的、政治的並社會的諸條件によつて、更には自然的技術的關係によつて流通過程に於ける斯る低度の關與を結果したものと思はれる。之等貧困鮮農の大部分は出荷に際して殆ど大車を所有せず牛車によつて搬出するか又は滿人農民の大車を雇備して出荷するのであつて、之等の出荷は南北滿を通じて大體九月下旬頃より始まり舊正月に終るのであるが出廻最盛期は一般的に十月より十一月下旬乃至十二月迄と觀られる。斯る出廻りの短期間への集中は一は鮮農自體の貧困さによる賣急ぎにより、一つは出荷用具たる大車の雇備關係に於て一般滿人農民の農產物搬出期との衝突を避ける必要のあつたことによる等の理由を擧げ得るであらうが、乾燥の不完全によつて又經濟的需給關係によつて、更には取引機構其ものによつて買叩かれ又は搾取せられることになるのが當然である。滿洲に於ける生産農民と精米業者との間に行はれてゐた統制以前に於ける籾の取引機構を觀れば次頁の如くである。

即ち米穀生産者は主として籾のまゝ搬出して地場精米業者又は地方糧棧、仲介人等に販賣し或は農務稷聯合會・産業組合に販賣を委託するのであるが、地場精米業者は之を籾摺搗精して地場消費者に配給するか又は精米價格の如何によりては都市精米業者との間に精米の取引をすることもあつた。地方糧棧又は仲介人は籾のまゝ都市精米業者と取引を爲すもの、更に都市糧棧又は都市仲介人との間に取引するもの等種々複雑な取引關係が発生する。農務稷聯合會、産業組合等に於ては生産者より委託せられた籾を地場精米業者、又は都市精米業者に取次販賣する他産業組合に於ては籾摺乃至は搗精を行つてゐたものもあるが注目する程の發展を見なかつたことは前述の通りである。

又以上の他都市精米業者は自己の得意の仲介人を有してゐて出廻前に籾仲介人に空麻袋を貸與し仲介人は之を更に産地の農民に貸付けることによつて籾の買付數量を確保せんとする者が相當多く、又仲介人は旅館業を兼營して農民宿泊の便宜を計り農民が搬出した籾の見本を採取して其の見本により賣買の仲介を爲すもの、更には大規模精米業者は自己

の店員を各生産地に出張駐在せしめて籾買付をなす事もあつたが、之等の出張駐在員が農民より直接籾を買入れることは少く、多くの場合は地方集散地の農務稷聯合會、産業組合、或は地方糧棧が買付けた籾を大量に獲得することを目標としてゐたものであつた。而して之等の籾取引の單位は總て榊建であつて一斗又は一石榊建であるが地方によつて支那



榊によるもの、日本榊によるもの等區々で農民と籾取引業者との受渡は之等業者の院内に於て行はれれりも一々業者の檢量によつて行はれてゐた。斯る複雑な流通過程を経て精米業者の手に渡つた籾は籾摺精白工程を経て消費者に販賣せられるのであるが、之等精米業者と消費者の間には更に小賣商人が介在する他精米業者が直接消費者に販賣してゐた。

以上之を要するに米穀生産者たる農民の殆ど大部分が移住貧困鮮農であり、而も零細小作農であつて米穀の流通過程に於ても農民による米穀の販賣は總て籾のまゝ行はれ斯る籾そのもの、賣買に付いても

幾多の複雑なる中間業者が介在するのみならず米穀の市況に全く通せず、而も米穀生産農民の貧困さは籾の出廻りを季節的短期間に集中する結果となつて籾價格の季節的變動を結果し、更に中間取引業者發生の温床を形成し、籾摺精米工程の商業資本による支配となつたと見るのが至當である。

次に滿洲産米の市場關係に付いて觀るに滿洲事變前は在留日本人の大部分が鐵道附屬地及關東州に居住し、其れ以外

は奉天、長春、鐵嶺、遼陽、營口等の都城地の支那人街に若干雜居してゐたが、其數は排日の苦肉策に禍せられ逐年減少の一路を辿つて居た關係から當時の南滿一帶に生産する米は關東州即ち旅大が大消費地であつて鐵道沿線に出荷せられた米は其の鐵道沿線の居住日本人に供給して尙多量の過剩米を有し其の過剩米は大連、旅順に送られ、尙餘剩のある場合は青島、天津に輸出せられて居たのである。即ち滿洲に於ける奥地水稻米は其の地居住者によつて自給自足せられ且つ關東州、山東省等の居住者に供給してゐたのであるが、其後昭和八年中華民國が六十年に近い間禁止してゐた米の輸出を解禁し、反對に輸入米に對しては豫二圓の課税をするやうになつた爲山東方面への輸出が全く杜絶し、逆に江蘇米が大連に輸入せられるに至つた。更に長白山脈の東北山麓に位して一獨立行政區を爲し、人口の約八割が朝鮮人であつた間島省の生産米は、事變前は殆ど北鮮に搬出せられ所謂越境米として朝鮮米の一部を形成してゐたのであるが、滿洲國の行政漸く緒につき、一面京圖線の開通によつて交通の便開け更に間島省として行政的に確立することによつて省内の行政其の緒についたのが事變後間もなくであるが、昭和九年に至つて國境稅關の政務其の緒につくに至り北鮮への輸出を禁止せられた結果、間島米は總て京圖線によつて新京市場に供給せられることになつた。當時間島省に於ける水稻の産額は年額約二十萬石と稱せられてゐた。間もなく仁川又は滿洲より朝鮮米の海路大連に輸入せられるもの著増して大連に於ける需要は朝鮮米によつて置替へられ、昭和十年に於ては大連消費米の約七割が朝鮮米によつて充當されるに至つたと云はれてゐる。

昭和十年、九年當時に於ける朝鮮米の大連並に安東に輸入せられた數量を表示すれば次表の如くである。
即ち朝鮮米の大連輸入數量は九年十月の二〇三石に對して十年五月には約九千石に迫つてゐたのが窺はれ、安東輸入數量に於ては九年十二月を起點として漸減するのが觀られるが、九年十月の三八一石に對して十年五月は約四千石となつてゐる。

第一表ノ一 朝鮮米大連月別輸入數量表

種別	月別					計
	九月	十月	十一月	十二月	計	
白米	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石
玄米	五〇	二〇〇	二、六五	三、九八	六五	七、六四
計	二〇五	三五五	三、八〇	五、五三	七、一八	一四、〇三

第一表ノ二 朝鮮米安東月別輸入數量表

種別	月別					計
	九月	十月	十一月	十二月	計	
白米	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石	一五五石
玄米	一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
計	二五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	三、〇〇〇	三、〇〇〇

斯る滿洲に於ける米穀の市場關係が、從來の自給自足關係を破り、關東州並に南滿への流れが昭和九年、十年を起點として逆に奥地への流れと變化した理由は勿論滿洲建國後の治安の恢復、移住内地人の急激なる増加、産業開發の進展、生活程度の向上にあることは云ふ迄もなく、今事變前と昭和九年末との在滿日本人の主要都市別人口を示せば次頁の表の通りである。

即ちこの表によつて觀る如く之等の主要

都市に於ける在留日本人は事變前六萬三千人を算するに過ぎなかつたのが、昭和九年には約一六萬人を算するに至つて居り、更に治安の確立各種産業開發計畫の進むにつれて益々在留日本人の激増を示して來た。

近年に於ける人口統計は發表の自由を有し得ないが、右表によつて觀る如く昭和九年に於ては關東州を加へ約三十九萬人であつたのに對して、昭和十三年度に於ては七〇萬人を突破してゐるのであつて、其後の増加も急激なものと思はれるが、滿洲に於ける米の需給關係は事變前の自給自足に對して、前述の如く間島省産米の國內供給、朝鮮米輸入數量の激増にも拘らず國內米穀生産量の増加に伴はず、供給不足の状態を示すに至つた。

即ち昭和九年の生産量に對して昭和十二年に於ける生産量は約倍額となつたにも拘らず輸入數量と輸出數量との差額即ち供給不足額は昭和九年の五萬一千石に對して昭和十三年に於ては約五萬三千石の供給不足を示し、推定消費高に於

第一節 統制以前の流通概況

第二表 主要都市別日本内地人口比較

都市別	年別	増		減	
		事變前	九年度末		
新東京		10,244	57,966	37,733	
奉天		3,852	55,593	3,741	
吉林		874	5,579	4,705	
齊哈爾		1,915	2,971	2,833	
哈爾濱		3,910	15,773	10,863	
承德		—	874	874	
錦州		85	2,949	2,864	
安東		10,844	15,701	2,857	
延吉		29	1,199	900	
撫順		13,699	20,334	6,635	
佳木斯		—	454	454	
黑龍江		9	577	568	
牡丹江		—	2,000	2,691	
合計		63,889	158,499	94,646	

ては昭和九年の約二五萬應に對して昭和十三年に於ては約四七萬應と増加を示してゐるのが觀られる。又一人當消費數量に付いては次表の如く僅か五ヶ年間に一躍二倍半に達してゐることは在滿日本人の激増と共に産業の發達、文化、教育の向上、生活水準の上昇、都會生活者の増大等に

第三表 自昭和九年至昭和十三年在滿日本内地人省別人口表

省名	年度			
	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十三年
吉林	9,749	10,754	15,807	27,344
龍江	8,848	13,240	14,998	33,218
黑龍江	7,411	9,911	15,511	44,666
三江	1,943	4,553	6,333	19,800
江蘇	6,009	11,598	20,708	44,868
浙江	7,197	9,641	11,046	14,994
安徽	5,566	10,000	12,700	20,666
山東	7,777	14,777	17,777	25,777
河南	4,035	5,835	7,635	11,435
熱河	7,434	11,334	15,234	23,134
奉天	14,768	23,168	31,568	49,968
錦州	—	—	—	—
安東	—	—	—	—
通遼	—	—	—	—
間島	—	—	—	—
濱江	—	—	—	—
丹東	—	—	—	—
三省	—	—	—	—
合計	65,000	110,000	155,000	240,000

(註) 本表は國務院總務廳統計處「滿洲帝國現住人口統計」より作成す。昭和九年の北滿特別區の分は便宜濱江省に算入した。昭和十三年分は政府公報及關東局編纂「昭和十三年關東局管内現住人口統計」による。

第四表 米穀(精米)推定消費高累年比較表(單位應)

年次	生産高	輸入高	輸出高	推定消費高
昭和九年	194,771	74,047	3,657	268,261
昭和十年	234,597	80,553	4,633	319,517
昭和十一年	255,855	107,057	1,891	363,711
昭和十二年	281,866	73,357	2,031	406,538
昭和十三年	433,200	66,722	3,855	569,623

(註) 本表は滿洲糧穀株式會社康徳六年十一月發行之「滿洲糧穀要覽」により作成す。精穀歩合は六三%として換算。

第五表 米穀供給消費状態一覽表

年次	國內生産米		輸入米	合計	人口	一人當消費量	同上指數
	水稲	陸稻					
大同元年	109,990	17,330	3,550	129,870	3,299,911	8.8	100
二年	166,010	14,150	3,550	183,710	3,268,473	10.2	116
康徳元年	200,068	15,913	7,495	223,476	3,268,473	12.3	140
二年	296,333	14,427	6,644	317,404	3,268,473	14.9	170
三年	443,255	15,445	16,077	474,777	3,268,473	19.7	223
四年	533,799	15,445	17,511	566,755	3,268,473	23.5	267
五年	777,655	18,433	17,511	813,599	3,268,473	33.8	384

四年に於ては概二百冠當單價と白米百冠當單價との差額がプラス三圓三九錢にも達し、昭和六年の暴落期に於て尙二十

主要なる原因を認められるが、兎もあれ滿洲に於ける米穀の供給關係が事變前の自給自定より逆に供給不足を結果する實狀を示して餘すところが無いと稱すべきであらう。次に生産農民より販賣せらるる米が年次別に如何なる價格を以て取引せられてゐるたかを示す材料は殆どなく其の推定も全く困難であるが、今東亞勸業株式會社に於て取扱へる平均米價格を表示すれば第五表の通りである。更に前掲書によつて白米價格を表示すれば第六表の通りである。

即ち前掲二表を比較すれば、米價の變動は前記の諸原因によつて極めて異常な姿を呈してゐるが、其詳細は別として、今精白歩留を四五%として粗價格と精白米價格とを比較すれば、一般に價格の高騰に際しては白米が粗よりも高騰のテンポが速く、下落に際しては逆の狀態を示すのが觀られるのであるが、右表の十年間に於て米價の最も暴騰した大正十

第六表 東亞勸業株式会社の取扱白米平均単價表

單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次
一石當	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正
百石當	七、七二	八、四四	九、〇七	九、七五	一〇、四七	一一、一八	一一、八八	一二、五九	一三、三〇	一四、〇一	一四、七二	一五、四三	一六、一四

(註) 本表は「東亞勸業株式會社十年史」より摘記す。百石當單位は一石を九六匁として換算した。

1. 大正十二年九月關東大震災のため内地米相場の高騰尻を受けて滿洲米は十三年に至り漸騰歩調を辿つた。
2. 大正十四年より昭和元年に亘り奉天直轄戦争及郭松林事件の勃發して舊軍閥が政商筋をして軍用米の買付をなさしめたため尙一段の高値を持続した。
3. 軍閥時代は不換紙幣の濫發に禍せられ銀價の變動劇しく、滿人當業者は常に價格を従とし貨幣價值を主としたる思惑買をなし粗相場の人為的變動があつた。
4. 昭和六年は内地未曾有の大豐作尻を受けて過剩米を生じ、金解禁政策による物價の低落に伴ひ米價の大暴落を招來した。
5. 昭和六年末の金再禁止により經濟界は漸次安定し、物價も逐次平常に復したと共に政府が米價による米穀統制策を講じた結果爾來或る程度迄安定を維持し得た。

第七表 東亞勸業株式会社の取扱白米平均単價表

單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次	單位	年次
一石當	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正	九元七角	十一年正
百石當	七、七二	八、四四	九、〇七	九、七五	一〇、四七	一一、一八	一一、八八	一二、五九	一三、三〇	一四、〇一	一四、七二	一五、四三	一六、一四

勿論滿洲に於ける

精米事業が(一)冬期出廻期間内に於て必要な粃を一時に買付け貯蔵する必要のあること。(二)若し一定の時期を經過すれば粃の買付及び運搬が不可能となり、其間作業を中止するの必要あること。(三)米價が銀價の高低に支配せられること大なること。(四)粃の品質各地一樣ならず概して不良のもの多き等の理由により經濟的基礎の鞏固ならざるものは假令精米事業を企圖しても米價の變動によつて常に浮動してゐたのであるが、元來經營者には支那人・朝鮮人のもの比較的少く、比較的規模の大なるものは日本人經營のものであつたと云はれてゐるが(註一)今之等精米業者發達の消長を觀れば次の通りである。

第八表 在滿精米業者の民族構成

經營者	年次	詳細不明なるもの 主なる業者數	昭 和 六 年	昭 和 十 年
日 本 人	大正九年九月末	四	八	十
朝 鮮 人		三	不 明	不 明
滿 洲 人		四	五	二〇
合 計		一一	一三	三〇

(註) 滿鐵地方部勸業課篇「滿洲の水田」參照。

上表は奉天市に於ける精米業者數の消長を觀る目的のものと作成したのであるが、大正九年九月末のものは前掲「滿洲の水田」によつて、大正十五年のものは滿鐵庶務部調査課篇「商品としての滿洲米」による主要業者數であり、昭和六、十年の分は全滿米穀同業組合の検査を受けた業者數を同組合月報によつて摘記したものである。

全く無く其推定にさへも非常に困難を感じ殆ど不可能事であるが、滿洲に於て日本人の經營する精米業は明治四十二年大連に大矢組精米所が設置されたのを嚆矢とし、以來逐年在滿邦人の増加、滿洲水田經營の發展に伴つて發達を遂げつつあつたが、大正五、六年頃に至り糧米舖に小規模精米工場續出して大正十一年に於ては全滿を通じて八十餘ヶ所の小精米者を算するに至つたが其大部分は没落したと云はれ、又奉天市に於ては米價の變動につれて發展没落を繰返したが、米穀管理法施行當時に於ては百以上の精米業者を算してゐたと稱せられる。兎もあれ屢々述べた如く精米業は米穀

生産者の貧困、勞賃の低廉さに經濟的主要原因があり、更には米價の變動、政治的社會的滿洲國內の諸條件の目まぐるしき變遷及朝鮮、内地の米穀關係の變遷、更には滿洲建國による在滿日本人の飛躍的增加、生活程度の高昇等々によつて發展と没落を繰返しつつも滿洲建國後に於ては飛躍的に而も日本人による商業資本を中核として發展したことが推定せられる。

今糶摺精の過程に於ける諸費用の計算を觀れば次の通りである。

一、大正十五年末大連、撫順、奉天、安東等の主要精米業者に於ける搗精費用

1. 粳より玄米一石を調製するに要する費用 一圓三五錢
2. 玄米一石を調製するに際して生ずる副産物収入 三一錢
3. 玄米より白米一石を調製するに要する費用 一圓一四錢
4. 玄米より白米一石を調製するに際して生ずる副産物収入 一圓〇二錢
5. 差引費用（但し粳より白米歩留四五%として） 二圓二〇錢

（註）前掲「商品としての滿洲米」參照。

右の計算は糶摺工程、精白工程を分離計算せるものであるが、大規模工場の場合は糶摺、精米の兩工程が連結せられるのであつて差引費用額はもつと少額のものとなるのは勿論である。東亞勸業株式會社に於ける粳より白米への搗精過程の生産費が昭和九年當時に於て一石約一圓三十錢程度である點より觀るも、大正十五年當時に於ける右の計算に於ても石當一圓一〇錢乃至一圓二〇錢程度であることが推定せられるのであつて、前掲糶摺單價及精米單價兩表を併せ考ふる時は之等精米業者の價格計算上より觀た存立理由が判然と把握せられると思ふ。

以上之を要するに米穀の流通過程に於ては、米穀生産者の關與するは糶の單なる販賣に於てのみであり、正しき意味

に於ける米穀の流通過程は糶摺、精白を兼ね行ふ精米業者なる商業資本によつて支配せられ、滿洲事變前と事變後の市場關係の表裏を返す變化は之等精米業の發展を飛躍的ならしめたが、精米業を中心とする米穀取引機構の經濟的存立理由は米穀生産者の經濟的貧困、滿洲に於ける勞賃の異常なる低廉さの上に發見せられると思ふ。然るに既に見た如く、滿洲國建國以後の米穀需要消費の飛躍的増大と之が生産流通の間には大きな開きがあり、而も右の如き流通機構自體が米穀の流通並價格構成の上に大きな比重を保持してゐたが故に、一方に於て積極的増産對策がとられると共に、他方蒐荷並配給に關し積極的な國家統制を加へざるを得なくなつて來た。

第二節 米穀管理の必要

今や東亞新秩序建設のための聖戰が進められつゝあり、好むと好まざるとに拘はらず、滿洲國に於ても戰時體制を強化しなければならなくなつて來て居る。就中農業生産力を確保し、平時戰時を通ずる食糧政策を確立して一朝有事の際に備へることは喫緊の課題となつてゐる。特に日滿一體不可分の鐵則を米穀政策の上に具顯するとせば、最小限度に見て滿洲國に於ける自給自足程度迄の米穀増産、公正妥當なる價格の公定、配給機構の合理化が要求されねばならない。

これが實現のためにはこれまで放任されて來た米穀の生産配給に對して適正なる統制を加へ、伸ばすべきを伸ばし矯めるべきを矯めなければならぬのである。滿洲に於ける水田經營は從來隨時隨所に無統制に行はれ、國家の奨励と援助がなかつたために、經營状態は自然的災害や人爲的異變によつて左右されることが多く、ために不安定を極めてゐた。加ふるに滿洲の基本的農業たる畑作經營に漏水等の悪影響を及ぼし、近隣の畑作を悩ましたなどの事情があり、殊に水田經營者が鮮農であり、畑作經營者が滿農であるため、兩民族の間に面白からぬ對立的空氣を作つたこと無きにも非ず、従つて第三者の利害關係を考慮しつゝ、米作經營の安全を保證するために適切なる生産の統制を行ふ必要があ

り、更に國內に於ける米穀生産と急激に増大しゆく消費との調整を意識的積極的に圖る必要がある。

多分に半封建的要素を生産、配給關係に残存せしめてゐる滿洲國に於て、米作農家の手から消費者に達するまでの徑路を考へると、これまでは必要以上に多くの中間機關が介在して、そのために價格が不當に吊上げられて來たが、これらの配給機構を矯正し、輸送關係を合理化して從來の不合理な價格を是正し、生産者、消費者の利益を擁護すると共に配給業者との利害調整を圖る必要が今日特に痛切に感じられるのである。かくて戰時に於ける重要な日常食糧の自給を期すると共に、自給自足を目標として生産の統制的確保を圖り、米の國內需給を調節し米價を適正ならしめ、合理的配給機構を設けて米穀生産者、消費者、配給業者の利益を調整し、滿洲米の日本向輸出を規制し、併せて日滿米穀政策の調整を期するために、茲に昨康德五年十一月七日附勅令第二五三號を以て米穀管理法の制定を見るに到つたのである。

本法の制定によつて、日本内地、臺灣、朝鮮等の管理法と相俟ち、日滿を結ぶ米穀需給關係は緊密に融合一體化され、戰時經濟體制に即應する食糧政策は此處に一段の強化を見ることとなつた。本法の實施による米穀・生産の確保統制については一定の需給計畫の下に米作經營を統制し、水田を造成せんとするときは産業部大臣の定める所により開田及びこれに必要な灌溉、排水、又は防水の施設に關する事項を具して原則として行政官の許可を受けしめ、それ以外の土地に於ては水稻作の經營を許さないこととなり、又水稻作の廢止休田についても許可を要することを規定してゐる。

水稻作經營に當り水田造成の許可を要せざる場合は次の條件のときに限る。

- 1 灌溉、排水及防水の施設の無い沼澤濕地及其他水邊地に於てなす場合
- 2 井水を以て灌溉する水田でなす場合
- 3 専ら天水を以て灌溉する水田でなす場合
- 4 孤立圃地面積一陌未満の場合、即ちその周圍に連接する耕地無く他に影響しない地點

5 以上の場合は許可を要せず、唯所轄官署に届出ればよろしい

而してこれが許可に際しては、水利その他の生産條件を考慮し水田造成に支障のないことを見定め、自作經營を主眼として規定せられた當該地域の標準生産費に準據し、收買價格と睨み合せ、その價格の限度内に於て許可を決定して行くやう定められてゐる。

單位當り水稻標準生産費の決定は、土地費（素地費及び水田造成費）種苗費、肥料費、勞力費、畜力費、諸材料費、農具費、販賣費水利費及び公租公課の總計から副産物收入金額を差引いたものを以てすることに規定せられてゐる。

第三節 統制機關の設立

滿洲國政府は米穀管理法公布と同時にその需給統制の中樞機關として滿洲糧穀株式會社を設立せしめ、國策遂行の使命に鑑みてこれを特殊法人とし、差當り資本金は一千萬圓で政府がその半額以上を出資することが規定せられ、現在政府出資十三萬株六百五十萬圓（半額拂込）其の他は滿洲拓殖公社五萬株及び滿鮮拓殖會社三萬株の出資となつてゐるが、農事合作社の基礎確立と共に政府持株の内三萬株は合作社に移讓せらるゝ筈であつた。

米穀配給統制の具體的方法として、米穀買入を滿洲糧穀會社に一手に取扱はしめ、その賣却も同會社より地方行政官署の許可を受けた米穀販賣業者に對して行はしめ、生産者からの籾買入價格並に精米卸賣價格につき産業部大臣の許可を受けしめる。米穀の輸出入についても個人的の取引を禁止し、専ら糧穀會社をして一手に取扱はしめ、統制ある供給を確保するのである。

地方行政官署の許可を受けた米穀販賣業者は米穀配給の圓滑及び價格の公正を期する爲、米穀配給組合を設立する。組合は原則として市、縣、旗の區域により結成され會社からの配給數量の割當、小賣價格の決定を行ふ。小賣價格は當

該行政官署の許可を受ける必要がある。糧穀會社は國內産米の買入、並に米穀の輸出入につき獨占權を附與され、又包米、高粱等飼料原料の輸出の獨占權をも與へられてゐる結果、巨額の運轉資金を要するので、特に拂込資本の五倍まで社債發行の權利が認められ、常時保有を命ぜられた一定數量の米穀の保有に要する經費或はこれに依り蒙つた損失に對しては政府より補給或は補償を受け得る特權をも與へられてゐる。

一方會社の義務として一定數量の米穀保有の外、毎營業年度の米穀賣上金額中より利益の有無に拘はらず、一定金額を平衡資金として積立て、置くこととなつてゐるが、右資金は豊凶時に際し需給の圓滑を圖り、或は適正なる價格の維持に必要な場合、又は特に産業部大臣の認可を受けた場合の外は一切支出することが出来ない様規定せられてゐる。

其他生産者並に消費者の利益を圖る爲會社の中間經費を出來得る限り壓縮すべきは當然で、普通の營利會社とは全然別の建前であるので利益配當制限の規定があり、政府持株に對しては年四分（政府投資特別會計の金利を賄ふ程度）及び政府以外の持株に對しては年五分（滿拓公社の社債金利を賄ふ程度）とし株主平等の原則に従つて居らず、配當順序を規定し運用に誤りなからしめてゐる。

第四節 米穀管區の設定

滿洲國に於ける米穀事情は、地域を異にするに従つてその事情が甚だしく相違してゐるから、全滿を一律にするならば、生産條件の相違による銘柄、等級等を附するに非常な困難を伴ふ。例へば南滿の安東、營口の如き米作に好條件を有する地方、北滿濱綏線、齊北線沿線、更に東邊道の如き山間僻地及び間島附近とでは地理的にも氣象的にも交通的にも非常な相違があつて、單にその生産條件を異にするのみならず、米穀の生産費や品質にも大なる差異があるのは必然である。今假に生産費のみを基準とすれば、北進するに従ひ品質が劣ると同時に價格が昂まらざるを得ず、従つて北滿

を基準とすれば自然米價高を招來するであらう。又品質を基準に置くとすれば北進するに伴ひ等級が低下し生産費を割る結果ともならう。

従つて米穀生産の統制的確保を圖り配給の合理化を容易ならしむる爲には全滿を劃一的にせず、米穀事情の近似せる區域を以て一つの區劃を作つた方が合理的なので、全滿を左の如く九區域に分つて米穀管區を設定することとなつた。

新京管區、奉天管區、齊々哈爾濱管區、牡丹江管區、延吉管區、黑河特別管區、海拉爾特別管區、熱河特別管區

各米穀管區は管區を單位として可及的に自給自足を目標とするもので、管區内過不足米の調整には糧穀會社が當る。

米穀管區は從來の配給圈に即し合理的配給組織の整備に重點を置き、既存の配給業者の機能を活用せしむると共に、糧穀會社は各管區毎に支店を設けて集荷及び配給機能の充實に便ならしめる。更に米穀管區はその區域内に於ける米價の平準化を促進せしめ、將來全滿一律の米價設定の據點たらしめるものであり、又生産米穀の品質改善及び生産確保を圖ることを目指すものなるが故に、會社の卸賣價格もこの方針により決定され、且つ會社の買入價格、買入米穀の格付もこの方針に對應する。前記九米穀管區の設定につき考慮を拂つた事項は次の如くである。

一、奉天管區

從來の米穀商の卸賣機能の活用を圖る様考慮し（安東支店管轄區域をも含む）且つ南滿地方に於ける生産米穀の種類、品質等が考慮された。

二、新京管區

從來の米穀商の取引範圍を考慮し新京市場を中心とする需給並に生産關係が考慮された。

三、哈爾濱管區

哈爾濱市場を中心とする北滿一帶の需給關係を考慮し、從來の米穀商の取引範圍を參照して決定された。

四、齊々哈爾管區
米價の平準化を促進せしむることに重點を置き從來の米穀商の取引關係を考慮して決定された。

五、牡丹江管區

開拓民並に生産關係に重點を置くと共に牡丹江、佳木斯を中心とする銷流關係を考慮し更に合理的配給機構を促進せしむる様に考慮して決定された。

六、延吉管區

間島省自體の生産及び銷流關係の特殊性並に米穀の需給關係等を考慮して決定された。

七、特別管區

米穀の生産並に需要僅少にして交通不便なる僻遠の地方、及び特別工作を実施せんとする國境の地區は、之を特別管區とし熱河、黑河、海拉爾の三に分ち、夫々配給機構の整備を圖る様考慮してある。

糧穀會社は各管區毎に支店、出張所を置き、現地の實情に即して需給の調整、格付に當る。

第五節 米穀の需給計畫

米穀需給の調節を圖るため、米の生産者たる農民及農民より小作料として米穀を取得する地主富農は、その米穀を從來の如く直接商人に賣つてはいけな、一切糧穀會社に賣却しなければならぬ。但し自家用米の買入その他の米穀買入にして産業部大臣の定めるものには例外を設けてある。

一方米穀を一手に買入れる糧穀會社は、地方行政官署の許可を受けた米穀販賣業者（精米業者）以外にはその米穀を

賣却することが出来ない。但し産業部大臣の許可を受ければこの限りでないことはいふまでもない。また米穀の輸出入も糧穀會社のみがこれに當り他の個人的取引は禁じられてゐるが、見本用或は販賣に供しない米穀で産業部大臣の定めたるものは別である。（糧穀會社の行ふ輸出入も會社自體が自由にやれるのではなく産業部大臣の許可が必要である）

右の規定に基き糧穀會社は毎米穀年度（十月より翌年の九月末日迄）の當初に於てその年度内の米穀需給を推算し、供給米不足の場合は輸入計畫を樹て、その補給は出來得る限り朝鮮米を以つてすることを建前とし、已むを得ない場合は日本内地米、臺灣米、又は支那、暹羅その他第三國米を輸入することとし、その輸入は可能なる限り月別平均に行ふこととなつてゐる。

朝鮮米及び日本内地米は會社自ら生産地において買付をなし輸入するのであるが、第三國米及び臺灣米は適當なる輸入商を指定し委託輸入をなすものである。

滿洲國政府は右の方針を圓滑ならしむるため、朝鮮米の輸入手續變更につき日本側と協議の結果、從來朝鮮米の滿洲國向け輸出は朝鮮總督府が在滿日本官憲（領事館）の實需證明を附したものに限り許可することとなつてゐたものを、康德六年五月七日以降は、滿洲國政府の輸入許可書を以て在滿官憲の實需證明に代へることとし、右許可書の寫しを添へて輸出許可を申請し、且つその取引相手が糧穀會社であるものに限り輸出許可することに取決めたので、朝鮮米の輸入は實質上糧穀會社に獨占された。

尙輸入米の配給に關しては、糧穀會社が時期別・配給組合別に數量を決定し、直接に配給組合に、又は代理店を経て配給し、酒造米も會社が輸入したものを各酒造業者に直接配給し、種籾は滿洲種子配給協會に輸入から配給まで一切を委託する。

一方關東州との關係は、滿關一體の原則に基き、需給の調整と適價の維持を圖るため、滿洲國の配給統制々度に対応

して配給組合を結成せしめ、配給組合は、粃、白米別に關東州内の所要數量を定めて會社に要求し、滿洲産米にして關東州に輸出するものは總て會社が實業組合に配給し、滿洲産米を以て關東州内の需要を充足し得ない場合は輸入米に依つことにする。

關東州に對する配給のための朝鮮米、日本内地米及び臺灣米の輸入は、糧穀會社の委託取扱人として實業組合が輸入實務に當る。(輸入に必要な實需證明は會社を通じ關東州廳が行ふ)

實業組合は糧穀會社と緊密なる聯繫を保持して、關東州内の取扱數量を割當て、責任を以て配給を行ふものであるが、關東州廳が監督官廳としてこれを監督する。

第六節 米穀の集荷買入

糧穀會社が農家から、生産粃、玄米、白米を買入れるには、買入資金を前渡しすることを前提に、農事合作社の指導統制の下に實行合作社において共同出荷し、農事合作社の交易場の機能を活用して買付けることを原則としてゐるが、現在の農事合作社の事業状態及びその發展段階が地域的に非常な不均衡を來してゐるので、會社は當分の間は農事合作社に對し買付、保管並に運搬の業務を委託し、之に對し政府並に會社は必要な援助を行ふ。

尙農事合作社と糧穀會社との委託條項は最近の打合會議により左の三種に區別し、合作社と個々直接に契約がとりきめられることとなつた。

- 第一種 格付、荷受、小運搬、代金支拂、保管(假保管及本保管)及運送を委託するもの
- 第二種 格付、荷受、小運搬、代金支拂、假保管及運送を委託するもの
- 第三種 (イ)格付、荷受、小運搬 (ロ)格付、荷受、小運搬、代金支拂を委託するもの

而して農事合作社が右の受託が困難である場合とか、未だ合作社の設置してない縣・旗又は縣・旗の指定する機關が共同販賣の斡旋をなし、保管、運搬に對しても可及的に協力援助し、必要によつては指定買入人を配置せしめる。又出荷量の僅少な縣・旗や僻地で集荷の困難な地方には、指定買入人を配置する。

會社は前記の各米穀管區に支店及び出張所を設置し、尙主要集散縣旗には駐在員を配置し、各省・縣・旗並に農事合作社と現地的に緊密な聯繫を保持し、集荷、保管、運搬等の圓滑な遂行を期してゐる。農事合作社と會社間に於ける買付、保管、運搬等に關する委託契約及び各種の手數料率は、産業部が各省の意嚮を徴し、全滿を通じて可及的に統一する方針の下に決定指示される。

縣旗又は農事合作社の委託買付、共同販賣斡旋、保管運搬に關しては次のやうにして行はれる。

- (一) 買入場所は既設交易場とし、特別の事情ある場合を除く外、交易場を通じて買入るのが原則であること。交易場の設置されてない縣・旗では從來の主要(米穀)集散地を選定する。
- (二) 買入場所の選定に就いては、會社は縣・旗又は農事合作社と協議の上、出廻數量、保管精米業者への配給關係等を考慮して便利な場所を選定する。交易場が數ヶ所あり、且つ米穀の出荷數量の僅少の場合はその中の米穀出廻數量の多い、又は精米業者に對する配給の便利なる箇所を選定する。
- (三) 買入場所に於ける格付並に買入事務を圓滑に進行せしむるため各買入場所の一日の取扱數量人員を豫定し、地方別に大體の出荷日割を定め、可及的に出廻の統制を圖る。
- (四) 農事合作社の設置地域では實行合作社が中心となり、合作社の設置されてない地域では村又は屯が中心となつて、生産者の共同出荷團體の結成を奨励し、米穀出廻の統制を有效且つ確實にする。
- (五) 生産者に對する代金支拂は合作社で現金引換に交付する。

- (六) 買入場所に必要な事務用品、検査器具、計量器（大型臺秤數臺）等は縣旗又は合作社で準備す。
- (七) 保管及び運搬用の麻袋、吠は會社側で購入配給するが、地方によつて資金の融通をうけて合作社自身で蒐める。
- (八) 農家の糶出荷用吠、依類は省縣がこれの製作指導を行ひ、各戸で夫々準備すること。

第七節 米穀の格付基準

糧穀會社が生産者から米穀を買入れる際、その品質の良悪を一度検査し規格を附け、以て價格及び取引條件の資料とするのに必要な格付は會社が農事合作社に委託するが、特別の事情ある地方では最寄の合作社又は適當と認められた者に委託せしめる。精米業者から受入れる精米の格付は直接會社が當るか又は合作社に委託する。格付は水稻、陸稻の粳糯につき粳、玄米、精米毎に別に定めた規格によつて行ひ、各米穀管區毎に劃一的に行ふ。格付の場所は生産者より買入れる際は米穀の買入場所であり、精米業者より受入れる際は精米所、倉庫、驛等會社が指定した受入場所で行ふ。

生産者より買入れる米穀の格付日は糶の出廻數量、徑路等を參酌し縣・旗農事合作社と會社が協議の上時期別格付場所別に決定し實行合作社（又は村、屯）を通じて出荷者に通知し、精米業者から受入れる精米格付日は會社が指定する。格付の規格は粳及び玄米では原則として各米穀管區毎に定めるが、各管區毎に聯繫を保たしめるやうにし漸時全滿を統一する方針である。各管區毎の規格は一定不變とせず年の作柄、地方的品種等に應じ適當の伸縮が認められて居り、精米も全滿を同一規格とするが、年の作柄に應じ適當の伸縮が考慮せられる。

規格及標準品の査定は中央、地方の官署、農事試験場、農事合作社、米穀配給組合、糧穀會社及び消費者代表等を網羅する米穀格付委員會（假稱）で決定する。

糶の格付による等級の決定は、品質、乾燥、調製につき

1 品 質

一等 一等標準品以上のもの

二等

三等

等外 三等標準品以下のもの

2 乾 燥

一等 水分十七%以内のもの

二等 水分十七%以内のもの

三等 水分十七%以内のもの

等外 水分十七%以上のもの

3 調 製

一等 石、土、稗、不熟米其他夾雜物の混合率百分の四以内のもの

二等 石、土、稗、不熟米其他夾雜物の混合率百分の六以内のもの

三等 石、土、稗、不熟米其他夾雜物の混合率百分の十以内のもの

等外 石、土、稗、不熟米其他夾雜物の混合率百分の十以上のもの

玄米の格付は

1 品質及乾燥

一等 一等標準品以上のもの

- 二等 二等
- 三等 三等
- 等外 三等標準品以下のもの

2 調製

一等 赤米の混合百五十五瓦に付十五粒以内にして土、稗、粃、青米、死米、碎米其他夾雜物の混入率百分の五以内のもの

二等 八十粒以内 百分の六以内

三等 百二十粒以内 百分の七以内

等外 百二十粒以上 百分の七以上

精米の格付は包装及び重量が標準によつたもので

上米 品質乾燥 上米標準品以上のもの

調製 夾雜物の除去充分で碎米の混入十%以内のもの

中米 品質乾燥 中米標準品以上のもの

調製 十五%以内のもの

並米 品質乾燥 並米標準品以上のもの

調製 二十%以内のもの

以上の如く定められてゐる。

第八節 米穀の配給方法

米穀管理法實施に伴ふ米穀の配給方法として従來の精米業者、卸賣商、小賣業者に對し其の機能の活用を圖りつゝ、意識的積極的計畫的に需給の調整を行ふ。

將來は配給の中、卸賣迄は會社で直接行ふ建前であるが、差當り従來の卸賣業者（米又は小賣兼業者を含む）を會社の代理商として指定してその卸賣機能を活用する。

消費者に配給する精米業を會社が直接行ふ方針であるが、現在の精米業者の生活を脅かすことを避け、可及的に既存の精米設備を活用するため粃を引渡して精米を受け入れさせる方法により搗精を請負はしめる。小賣業者は販賣業者としての許可を受けしめ、右許可を受けた業者に對し、會社より直接又は前記代理店を通じ白米の配給を行ふ。代理商又は精米商は會社より指定し、又は契約したる後に於て、期間の末日に限り廢業し得るが、若し年度の途中で業務を行ひ得なくなつたときは相當の賠償を會社にしなければならぬ。而して期間末日に廢業せんとする場合は二ヶ月前に會社に豫告しなければならない。

販賣業者としての許可を受けた者を以て市、縣、旗を單位として米穀配給組合を組織せしめ、米穀の小賣價格及割當數量の決定等の業務の外米穀の配給に關し會社との折衝に當らしめる。右組合は法人格を附與されるも營利的活動は堅く禁ぜられてゐるが、糧穀會社を中心として既存の業者を可能な限り包含させて配給機構を整備し精米業者と小賣業者の二部制とし兩部門を統制する。

米穀の配給は豫め一ヶ年間の需給を推算し、一ヶ年間の不足數量を推定の上輸入計畫を樹て、従來の如く國內産米が無くなつてから外米を輸入するといふのではなしに年度初から輸入を行ひ、國內産米と輸入米と同時に一年中配給する

ことを原則とするが、その具體的方法は次の如くである。

即ち、農事合作社を通じて買入れた粳は四十二萬石が出廻るものとして、約その四分の一たる十萬石を精米並びに配給の便宜を考慮して全滿に互つて囤積とする。囤積粳は七、八、九、十月の四ヶ月分とし囤積は買入の際乾燥良好（水分十六以内）なるものを別に仕分しおいて二月中に行ふ。

粳は生産地方の精米業者には大體において出廻期より翌年二、三月頃迄の前半期に配給し精米は地場消費量を除いて各消費地に仕向け、消費地の精米業者には大體に於て三、四月頃から端境期迄に配給する。なほ生産地方には地場消費米精白のために前半期に配給せざる業者を少数残しておいて、そのものに對しては消費地同様三、四月頃から配給する。而して粳の配給は出廻期には月一回乃至二回とし、その後は二ヶ月乃至三ヶ月に一回とし、五、六月分は四月迄に配給して各業者が適宜これを保管する。

精米業者は毎年八月末日迄に過去の実績を添へ、翌年度に於ける粳割當希望數量を組合に申告する。組合はこれら申告を綜合して組合全體としての粳配給希望數量を會社に申告する。會社はこの申告に基き組合に對する粳の時期別配給豫定數量と月別精米數量を決定して組合に通知する。組合はこの通知に基き業者別に時期別粳割當豫定數量及び月別精米數量を決定する。時期別粳割當は一年數回であるが、その數量は市（縣旗）長に認可申請しなければならない。この認可があつてから組合は業者に對し時期別粳割當豫定數量と月別精米量とを通知し且つ會社にも報告する。會社はこの時期別配給豫定數量に基いて各時期毎に確定數量の配給を通知し、組合は業者別に配給數量を決定して通知する。

精米業者は組合からこの通知があつたら會社の指示に従つて配給粳の價額に相當する金額を納入して會社から直接粳の引渡を受ける。（又は荷渡指圖書の交付を受けて會社所有の粳を保管する倉庫業者その他から引渡を受ける）精米業者は組合の通知にあつた精米數量に従つて精米し、その生産數量は毎月三回（一日、十一日、二十一日）に前十日分の

実績を組合を通じて會社に報告する。

精米業者からの白米の引取は會社の嚴正な格付により價格を決定してからで、この格付に對しては異議を申立てることはできない。價額の支拂と精米引渡とは引替に行はれるもので、會社又は會社の指定する代理商その他に精米業者は引渡すのである。

小賣業者は米穀配給組合の第二部會員として販賣業者たる許可を受けた者で、これに對する配給數量の割合は組合を通じて行ひ現物の配給は直接會社からまた指定代理商から行つて組合を通さない。

零細な雜貨業者その他の小商人でこれまで米穀を取扱つてゐたものは、特に米穀販賣業者としての許可をうける必要がない（但し組合の統制に準據して小賣せしめる）。小賣業者は消費者に配給するのみならず、小賣業者に對しても配給を行ふのである。小賣業者に對する精米の配給は精米業者に對する粳の配給と同じ理由で割當申請及び割當通知等一切組合を通じて行ふが、その方法は精米業者への粳配給と全く同一である。

第九節 米穀の價格決定

米穀の賣買價格は、糧穀會社がこれを決定して政府が認可する建前であるが、買入價格は生産者に對する生産確保の見地から、更に賣却價格は消費者に對する生活合理化の見地から、各々妥當適正なる點を定め、其の間會社を中心とする合理的な配給組織の運用によつて中間経費の節減を圖り、生産者、消費者、配給者の三者の利益を調整し、適價の安定を期してゐる。

一、生産者よりの粳（玄米）買入價格

生産者より粳（玄米）を買入れる價格は、毎年十月、標準米穀につき左の方式によつて算出したものに、地元に於け

る主要作物の價格等を參酌して決定した價格を基準とし、銘柄等級別、買入地別、月別に決定する。」

(糶生糶費) + (買入場所迄の運賃諸掛) + (糶留包糶費) (玄米の場合は糶摺費を含む)

糶の生産費は、土地費、農合費(減價償却費を含む)、農具費(減價償却費を含む)、自家労働費、雇傭労働費、所有畜力費、雇傭畜力費、肥料費、種苗費、諸材料費、資本利子、公租公課の總計たる庭先支出から副産物價格を差引いた

二、生産者からの精米買入價格

生産者から精米を買入れる價格は、左の方式によつて算出したものを基準として糶(玄米)の買入の場合に準じて決定する。

糶生産費 + 糶摺糶精包裝費 + 田減價格 + 買入場所迄の運賃諸掛

三、精米業者に對する糶(玄米)引渡價格

精米業者に對する糶玄米引渡價格は左の方式によつて算出し銘柄等級別、引渡地別に決定する。」

糶(玄米)買入價格 + 運賃諸掛 + 金利保管料 + 田減價格

四、精米業者よりの精米受入價格

糶(玄米)引渡價格 + 糶摺糶精包裝費 + 田減價格 + 小運送費 + 金利保管料 + 口錢

(但し糶摺糶精包裝費は副産物價額を差引いたもの)

五、精米卸賣價格

代理商に對する精米の配給は、一ヶ年を通し國內産米と輸入米とを平均的に行ふ。その價格は國內産と輸入米とを同一基準におくものであるが、精米の卸賣價格は、次の方式によつて算出した卸原價より、加重平均算式により平均卸

賣原價を求め、これに糧穀會社の利潤及び平衡資金を考慮し、米穀に代替し得る食料品價格及び一般物價とを脱み合せ標準價格を定め、銘柄等級別、引渡地別に決定される。

國內産米の場合

(一) 糶(玄米)にて買入れたもの

精米受入價格 + 運賃諸掛 + 金利保管料 + 會社營業費

(二) 精米で買入れたもの

精米買入原價 + 運賃諸掛 + 金利保管料 + 會社營業費

輸入米の場合

玄米輸入の場合は産地の船乗若しくは貨車積價格、運賃諸掛、糶摺糶精費、金利、保管料、輸入税、會社營業費の總計、但し糶の場合は糶摺糶精費を加算し、精米の場合は糶摺糶精費を除く。

加重平均式による平均卸賣價格

糶、玄米にて買入れた國內産米卸賣原價に各々の當該數量を乗じ、同じく精米にて買入れるもの、原價に當該取扱見込數量を乗じてこの三つの積の總和に一方糶、玄米若しくは精米にて輸入するもの、精米としての各々の卸賣原價に當該輸入見込數量を夫々乗じたこの三つの積の總和を加算したものを、國內産米買入見込數量と輸入見込數量とを加算したもので除したものを平均卸賣原價と見做す。

六、小賣價格

糶買入價格 + 小運送費 + 糶摺糶精費 + 口錢 + 口錢 (組合雜費を含む)

尙代理商へ會社が支拂ふ手数料は、代理商の配給費用(營業費設備償却費、配達費用)を考慮し、取扱米穀數量單位

當何錢を基準として決定される。

結論 滿洲水稻生産力の隘路と之が打開

はしがり

滿洲國において米穀管理制度が制定せられたのは康德五年十一月であつて、實施せられたのは翌六年六月以降からであるが、國內に於ける蒐荷・配給竝に海外輸出入の獨占權を附與された統制機關たる舊滿洲糧穀株式會社、今の滿洲農産公社の統制遂行上種々遭遇した幾多の困難なる事態は餘りにも世上に知れ互つてゐて、ここにこそ新しく改めて喋々する必要はないであらう。而して米穀の蒐荷配給統制に絡んで滿洲米作に對する關心は、日滿を通じて彌が上にも強化され、ある一部の人々特に滿洲開拓に携つてゐる人たちの間からは、日本内地に於ける米穀需給の圓滑のために、内地に於て米穀を増産するよりもむしろ滿洲に於てこそ増産すべし、との意見がかなり強硬に主張せられ、米穀増産のための特別の勤勞奉仕隊さへ派遣した位であつた。

アジアをアジア人の手に奪還するために、東亞から英米勢力を驅逐して、眞に東亞に生存する東亞諸民族が共存共榮の實を擧げるために火蓋を切られた、日英米開戦の結果がどう成り行くであらうかは豫測し難いとしても、全世界に於ける米穀輸出額の九五%を占むる佛領印度支那、タイ國等が日本との間に友好關係を確立し、積極的に米穀の對日供給を確保するならば——風味品質に文句はあらうとも、日本の米穀必要量確保の前途には樂觀できるものがあることはあるが、果して日本の米穀不足を佛印・泰に仰ぐことに晏如たり得ていいかどうかは大いに疑問のあることであるし、日

本側の關心は、南へ國民の眼が向いてゐるにも拘はらず、滿洲米作に對する關心は減退はしてゐないばかりか、今後益益強められるばかりであらう。

然らば國內蒐荷配給が、こと米穀に關しては一定の軌道に乗つてゐる滿洲國に於て、果して今後米穀の對日供給の餘力があるかどうか、何が米作の旺盛なる發展を阻害してゐるのか、自然的技術的なのか、それとも社會的經濟的なものなのか、それとも社會的經濟的なものなのかの根據を今日明瞭につきとめておくことは、遲過ぎても早過ぎるといふことはあるまい。小論の意圖するところはそこにあるが、ここで云ふ米作といふのは特に斷らない限り、水稻のそれであつて、陸稻に關しては一應考察の外に措くことを諒解して頂きたい。

順序として米作の歴史を先づ回顧してみよう。

第一節 滿洲に於ける米作の發展

滿洲に於ける米作の歴史が、それ程古いものではなく、十九世紀の後半鴨綠江上流地方に移住し來つた鮮人の手によつて、通化縣上甸子地方に於て試作されたのを嚆矢とするらしい、といふことは滿鐵興業部農務課「滿洲の水田」以來で、今日ではこれが定説となつてゐるが、その後の普及の年代と地名の主なるものは次の如くである。

- (一) 光緒十六年(一八九一年) 安奉線湯山城、鳳凰廳下沙里寨、鳳凰城街道の陞溝子南岔溝蔡家嶺、岫巖、莊河、復縣、熊岳城方面
- (二) 光緒三十二年(一九〇六年) 奉天
- (三) 同三十三年(一九〇七年) 安東縣湯地子、三道浪頭、璦水港
- (四) 同三十四年(一九〇八年) 新民縣公太堡、開島東良下里社
- (五) 一九〇九年 撫順老虎臺、柳河縣各地域

(六) 一九二〇年 撫順駒家屯、奉天附屬地西宮騰弘農場、西公太堡

(七) 一九二二年 伊通縣大榆樹、滿鐵長春苗圃内

(八) 一九二三年 奉天塔灣附近(支那側試驗場水田開設)

(九) 一九二四年 鐵嶺、開原、撫順

(十) 一九二八年 西豐、海龍、柳河、柳甸、額穆、烏蘇里地方ソノワヤズン待遊驛附近、北滿東支線磨石刀附近、一面坡、興

凱湖附近

(十一) 一九一九年 白音太來東方ハラカシヨウ(公濟城農場)、セ河、牡丹江及其支流、グラヂコウ、ニコリスク、蘇城河

(十二) 一九二〇年 海林、山石間各地

(十三) 一九二一年 熱河シヤリハトカ大倉組華興公司農場

以上の如く僅々三四十十年間に全滿到るところに開田され、米作が驚異的スピードを以て普及したのであり、前記「滿洲の水田」は大正十三年當時の水田面積を關東州三三・四六町、奉天省四六、一一〇・〇〇町、吉林省一七、七三七町、合計六四、二一〇・四六町、生産量一、九一四・七〇〇石としてゐるが、「此數字は固より凡て實際の調査に依り得たものにあらずるを以て、多少臆斷的の譏は免かれざるも、凡そ得らるゝ限りの各種の材料と一部實際の調査結果に依つて推定したるものなるを以て大體正確を得」(註一)たるものだと附記してゐる。即ち六萬四千二百町步にて穀百九十萬石(玄米換算九五萬石)反當玄米約一石五斗であつたが、これを大正十三年當時の内地の水田面積三、一四二萬町、收穫高(玄米五七、一七〇千石に比すると面積において二%強、收穫高において一・七%弱であつて、内地との比較においては問題にならなかつたが、單位收量は内地が一石八斗であつたから三%に當り、それ程大きい開きはなかつたわけである。

手許に大正末年の資料を持たぬが、昭和初頭以後の作付面積並に收穫高、單位收量は次の如くである。

第一節 滿洲に於ける米作の發展

第一表 水稻の作付面積・收穫高・收穫量・相當收量年表

年	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		大同元年		大同二年	
	作付面積	指數	收穫高	指數	收穫高	指數	收穫高	指數	收穫高	指數	收穫高	指數	收穫高	指數	收穫高	指數
昭和二年	一三、五三	一〇〇	一四七、七〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
昭和三年	七、三三	五三	一四、五〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
昭和四年	七、〇二	五一	一四、七〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
昭和五年	八、三三	六〇	一五、四〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
昭和六年	八、三九	六〇	一五、六〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
昭和七年	七、六五	五五	一六、〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
大同元年	八、〇七	五九	一五、九〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
大同二年	七、六五	五五	一六、〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳元年	九、三三	六三	一七、〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳二年	七、三三	五三	一四、五〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳三年	七、〇二	五一	一四、七〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳四年	八、三三	六〇	一五、四〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳五年	八、三九	六〇	一五、六〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
康徳六年	七、六五	五五	一六、〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇

(註) 七年以降は公表を禁じらる。

第一表によれば、昭和初頭に於ては一進二退があつたが、滿洲國建國以後に於ては大同元年對比作付面積に於て三倍半、收穫高に於て六倍半、單位收量に於て約二倍とまことに驚異すべき躍進を示してゐる。かかる普及躍進も滿洲農産物全般から見れば、その社會經濟的機能は大して意義のあつたものでなく、大豆、高粱、包米、谷子、小麥等所謂五大作物に比すれば、作付收穫高に於て決定的な意義を有することはできなかつた。何故に然るか？ 深谷進氏は次の如く云ふ。

「その本質に於ては、零落して土地を求めて移住せる一部鮮農が個々の生存を維持するために行はれた努力の一表現に過ぎなかつたからである。従つてこの過程にあつては滿洲における自然的、並に社會經濟的條件乃至米作の將來がどうであらうとも、個別的特殊的事情や條件の間隙を通じて、一定の普及が可能であつたし、また行はれても來たのである。そしてそれだからその限りに於ては何等滿洲農業の内在的合理的な要因によるものではなかつた」(註二)。

然り、落魄流氓の移住鮮農の手によつて試作されたのを嚆矢とせる滿洲米作は、その後依然として流入する鮮農によつて北滿内蒙の奥地まで開田されたものの、在來の滿洲農業に決定的な影響を與へ、變革を加へる積極的要因とはならず、加ふるに建國以前に於ては支那側官憲地主の不法なる壓迫下に、建國以後に於ても國家的無保護の下に横にひろがつて行つたに過ぎず、日本内地人開拓民送出計畫によつて辛うじて政治的照射を浴びるに至つたが、内地開拓民による米作はすべて將來に懸つて居り現在のところ殆ど云ふに足らない。

以上の如き米作の普及躍進を見たるにも拘はらず、累年激増する需要を自足し得ず、第二表に示すが如く、年々日本内地、朝鮮、中國から多量の輸入を仰がざるを得なかつた。

康徳六年の米穀管理以來も國內産米を以て自給し得ず、辛うじて少量の外米の獲得と、朝鮮との間に粟とバーターにて鮮米を輸入することによつて、危機を切抜け來つてゐる。七年度は八月一日現在第一次豫想當時は未曾有の大豊作を謳はれたが、九月中旬の早期冷霜害の影響は餘りにも

大きく、生産量に於ては康徳四、五年度位に逆行せざるを得ず、國內に於ける消費規正と鮮米によつてこと無きを得たが、本年度こそは絶対に自給自足すべく使命づけられて居り、外米、内地米、鮮米輸入を期待し得なくなつてゐる。

結論 滿洲水稻生産力の隘路と之が打開

第二表 水稻の輸入量

年	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	輸入量	指數	輸入量	指數	輸入量	指數	輸入量	指數	輸入量	指數
昭和二年	五、五五	一〇〇	五、五五	一〇〇	五、五五	一〇〇	五、五五	一〇〇	五、五五	一〇〇
昭和三年	三、七六	六八	三、七六	六八	三、七六	六八	三、七六	六八	三、七六	六八
昭和四年	五、三六	九六	五、三六	九六	五、三六	九六	五、三六	九六	五、三六	九六
昭和五年	六、〇三	一〇八	六、〇三	一〇八	六、〇三	一〇八	六、〇三	一〇八	六、〇三	一〇八
昭和六年	二、九五	四三	二、九五	四三	二、九五	四三	二、九五	四三	二、九五	四三

輸入量 指數 價額 指數

大同元年 二、三三 一〇〇 一、八四、三四 一〇〇

康徳元年 三、六五 一五〇 二、四七、八八 一〇〇

康徳二年 七、〇七 二四〇 七、四七、四七 一〇〇

康徳三年 八、〇三 二七〇 二、五七、三〇 一〇〇

康徳四年 一〇、〇七 三三〇 三、五九、七五 一〇〇

康徳五年 三、五七 一四〇 八、七四、一七 一〇〇

康徳六年 六、七四 二八〇 二、五八、〇〇 一〇〇

(註一) 滿鐵產業資料第十四『滿洲の水田』三八頁參照。
 (註二) 深谷 進氏『滿洲に於ける米作發展の諸條件』『帝國農會報』三十一卷第七號九一頁參照。

第二節 滿洲米作の自然條件

前節で大正十三年當時に於ける滿洲と日本内地との米の作付、收穫高、單位收量を比較したが、康德六年度即ち昭和十四年において、内地は支那事變による生産力を阻害する諸多の要因があつたにも拘はらず、三、一九二千町歩の作付、六八、九六三石の收穫高を反當一・一六石とむしろ前年よりも向上してゐる。他方朝鮮を見ると、大正十三年一、五七五千町歩、一三、二九千石、反當〇、八三九石であつたものが、昭和十四年では一、二三四千町歩、一四、三五五石、反當一、一六三石であつて、同年は早魃による未曾有の減收であつたので比較にならない。(念のため昭和十三年度で比較にならない。一、六五九千町歩、二、四、一三八千石、反當一・四五九石)、更に臺灣では大正十三年五三、四四町歩、六、〇七六千石、反當一・一三六石なりしものが、昭和十三年では一期二期合計六四

第三表 滿洲水稻の内地・朝鮮・臺灣との比較表

地域	年次	作付面積		收穫高		單位收量	
		千町歩	指數	千石	指數	石	指數
内地	大正十三年	三、一九二	100	六、八三九	100	一、八一九	100
	昭和十四年	三、一九二	100	六、八三九	100	一、八一九	100
朝鮮	大正十三年	一、五七五	100	三、三二九	100	〇、八三九	100
	昭和十三年	一、五七五	100	三、三二九	100	〇、八三九	100
臺灣	大正十三年	五、三〇〇	100	六、〇七六	100	一、一三六	100
	昭和十三年	五、三〇〇	100	六、〇七六	100	一、一三六	100
滿洲	大正十三年	六、四〇〇	100	九、八八六	100	一、五四四	100
	康德六年	六、四〇〇	100	九、八八六	100	一、五四四	100

四千町歩、九、八一六千石、甲當一期一六、七七六石、二期一三、九四七石となつてゐる(註一)。

内地、朝鮮、臺灣に比べて滿洲米作の増加率は、大正十三年から昭和十三年の十五箇年間で比較にならない程の激増を

示してゐるもの、それは米作に關してのみ然るのであつて、例へば内地、朝鮮、臺灣の農業が米作によつて代表されるが如き支配的の意義を占めてゐるのではない。これを康德六年度の實績に見るに次の如し。

第四表 水稻と他主要作物との比較表

作物	作付面積	指數	收穫高	指數	相當收量	指數
水稻	三、〇〇、二六五	100	七、三二、五八六	100	二、四四四	100
大豆	四、二二、〇五五	一、四〇、〇九一	〇、九一	二、四四四	〇、四〇	一、六六
高粱	三、六八、六三三	一、二五、五五五	四、六四、〇〇三	六、三三	一、八八	〇、四八
粟	三、六九、四九五	一、三〇、三三三	三、五七、九七五	四、九四	六、六四	二、七五
包米	一、九六、六六六	六、五九	二、七五、八七五	三、八八	一、四六	五
小麥	一、三〇、二二二	四、四四	六、三、五五九	一、五五	七、四二	三〇

半、高粱包米の二倍であつて、遙かに群を抜いてゐるが、作付面積の點では遺憾乍ら五大作物に及ばざること遠いものがあるのである。

大正四年農商務省技師木下彌八郎が實地踏調の結果、南滿に於ける米作可耕地を五八六千町歩と推定報告し、その後の北滿、内蒙方面の米作發展を考慮に入れた「滿洲の水田」の著者は、約百萬町歩と推定してゐる。建國後開拓事業の進展に伴ふ適地調査の結果、傳へらるる所によれば二百萬町歩とも云ふ。斯くの如き可耕地があるにも拘はらず、木下氏推定の約半ば、「滿洲の水田」の推定の約三分の一、開拓關係者推定の約七分の一しか現に開田されてゐないといふのは何が故であらうか？

滿洲國の位置・氣温・降水量・蒸發量・日照時間・無霜期間等の自然條件からすれば、滿洲米作が決して不可能でないことは、既に「滿洲の水田」が喝破したところであり、公主嶺農事試驗場戸村氏執筆の「滿洲に於ける水稻栽培法」

にも明快に論述されて居り、前記深谷氏もエル・リデイゲルの「ソ聯に於ける米作の北進」を引用しつつ、次の如く滿洲米作の自然的な主要條件を特徴づけてゐる。

- (1) 氣候は冬季寒烈なるも農期は高温にして相對的に有利な條件のもとにあること
- (2) 米作要水期に多量の降雨あるはむしろ好都合とされ、また秋期降雨の僅少なることも收穫調製作業にとつて有利なること

(3) 暴風雨の被害がないこと

(4) 日照關係も極めて有利なること

(5) 土壤にあつては理學的性質良好ならざるも、その化學的成分は相當豊富なること

(6) 灌水においては降雨量少く蒸發量多く、従つて河川水は一般に不足してゐる關係上適當の施設を要すること(註

二)

以上の如く自然的條件に關する限り、滿洲米作を阻害するどころか、却つて發展の可能性を存してゐることが主張されてゐるし、現に水稻の全滿分布を見るに、康德七年度において吉林省の一九・二%をトップに奉天省の一八・五%之に次ぎ、安東省の一〇・四%、濱江省の九・〇%等興安北省を除く一特別市一七省の全部にわたつてゐる事實そのものが滿洲米作の可能性を現實に證明してゐる。

だからと云つて自然條件は必ずしも寛大ではないし、今日の如き幼稚なる粗放原始的なる耕種方法を以てしては絕對安全作物とは云ひ難く、寧ろ危険作物と云へるかも知れず、例へば陌當收量を見ても一進一退があり(特に建國以前においてその傾向が濃厚であつた)、康德七年度の如く未曾有の豐作を豫想されても、冷霜害のために七割作乃至六割作の如き減收を見せざるを得なかつたり、更には間島省に於ける日本海に面する地方の如き殆ど毎年冷害を蒙つて安全性を確保

してゐない。

このことは強ち水稻のみに云はるべきでなく、自然條件に強く作用され支配されてゐる滿洲農業全體、更にアジアに於ける農業社會共通の悩みであるが、それにしても滿洲米作は他の五大作物との比較に於て、自然條件の規定する不安定性は掩ふべくもないのである(註三)。特に地域的に自然條件のかなり激しく異なる滿洲に於ては、優良品種の地域性が濃厚であり、ある地域に於ける優良品種も、自然條件の異なる他の地域に於ては適應しない。例へば筆者が康德八年十月訪れた北安省北安縣二龍山第九次開拓團の如き、本年度滿拓から配給されし種子を播いたが全然發芽せず、更に海倫より取寄せたる品種名不明のものを播いたため、收穫高が播種量に及ばなかつた例の如き、勿論播種の適期を誤つたことにも原因はあらうが、品種にも原因がある。

然し乍ら既に農事試驗場に於ける品種試驗も進み、獎勵品種の地域的分布も決定されてゐるが故に、若しも試驗場の試験結果にして適切に普及されるならば(普及を阻害するものが何であるかは後段に於て解明する筈)、こと品種に關する限り、更に又自然條件に關する限り、滿洲米作は發展的可能性を有してゐるのであり、自然的技術的條件が米作發展を阻害してゐるとは決して言へないのである。

(註一) 大正十三年の分は東亞經濟調查局「本邦に於ける米の需給(昭和七年刊)」により、昭和十三年・十四年の分は帝國農會『日本農業年鑑』(昭和十五年版)に據る

(註二) 前掲『帝國農會報』七四頁參照

(註三) 森口誠造「滿洲米作の危險度に關する一考察」『滿鐵調査月報』昭和十六年三月號參照

第三節 米作の經濟的有利性

結論 滿洲水稻生産力の隘路と之が打開

米作經營が他の畑作經營に比して経済的に有利であることは夙くから認められ、それが故に未墾の沼澤地を開拓したり、或ひは畑地を變じて水田としたのであり、この二三十年間に驚異的に米作の普及したのも、その多くの原因は経済的有利性にあると云つてよからう。若しも不利益であつたならば、移住鮮農は恐らく水田耕作を放棄して畑作に轉換したであらうことは想像できる。では如何に有利であるかを先づ「滿洲の水田」所載の事例から引いてみよう。

第五表 水田經營に於ける收支状況

一、撫順東社地方に於ける支那人經營水田一天地收支計算(大正十年調査) 二、奉天北陵農場小作收支計算(大正十四年調査)

種別	数量	單價	金額	支 出 の 部		支 出 の 部	
				種別	金額	種別	金額
耕 鋤 整 地	4人	0.80	3.20	種 子 代	9.50	種 類 一 石 八 斗、石 洋 十 八 圓 半 貸 與	9.50
種 糞	5斗	2.50	12.50	整 地 費	15.00	馬 耕 請 負 一 天 地 洋 五 元	15.00
土 糞	2,000貫	0.03	60.00	播 種 費	0.20	人 夫 一 人 一 日 洋 六 角	0.20
播 種	2人	0.80	1.60	刈 草 費	3.00	人 夫 二 人、延 人 員、五 十 四 人	3.00
除 草 其 他	3人	0.80	2.40	刈 取 費	5.00	人 夫 延 九 人	5.00
收 穫 調 製	3人	0.80	2.40	調 製 費	6.00	人 夫 延 十 人	6.00
土 地 代 利 子	1天 地	1.50	1.50	食 糧 費	0.80	粟 一 日 一 升 五 合、石 洋 十 元 八 ヶ 月 分	0.80
水 利 稅 其 他 公 課	1	1.00	1.00	衣 服 費	1.50	木 綿 一 疋 代 十 元 其 他 五 元	1.50
灌 漑 費 其 他 雜 費	20人	0.05	1.00	水 利 費	2.00	一 天 地 八 圓、半 負 擔	2.00
計			305.20	農 具 修 繕 費	3.50	食 糧 及 耕 作 資 金 百 五 十 元 借 入 五 ヶ 月 間 三 割 利 子	3.50
				借 入 金 利 子	16.00	石 油 代 通 信 費 交 際 費 煙 草 代 月 二 元	16.00
				其 他 雜 費	39.20		39.20

收 入 の 部

收 入 の 部

粟	10石	25.00	250.00	粟	45.00	石 一 五 元	450.00
計	400貫	0.04	16.00	計	45.00	粟 反 當 六 四 五 斤、小 作 料 半 納 入 千 斤 洋 十 五 圓	450.00

差引利益貳百拾元參角 反當三五・〇五

差引利益一九四元八 反當一〇・八二元

(備考) 樹は支那樹、支那樹一石は日本樹一石三斗に當る。價格は奉天票

即ち大正十四年當時に於て、自作農に於て一天地當二一〇・三〇元、大正十年當時に於て、一天地當六四・九〇元の利益があつた。尤も前者は經營支出のみであり、後者は經營支出と家計支出とを合計してゐるので、若し家計支出を控除すれば約一〇〇元の利益になつたわけである。

昭和十一年度に於て、杉本一郎氏が綏化及海倫地方滿農畑作農家と、濱北線海北鎮に於ける鮮人水田農家との經營比較を行つた結果に徴するに次の如くである。

第六表 作物別一响當經營費(肥料費諸負擔を除く)(單位圓)

經營規模別	作物別	大豆	粟	高粱	小麥	水稻
一五响以下		7.70	7.70	7.70	8.40	9.20
一五响		7.50	7.50	7.50	8.10	8.90
三〇响		7.50	7.50	7.50	8.10	8.90
七五响以上		7.50	7.50	7.50	8.10	8.90
平均		7.50	7.50	7.50	8.10	8.90

經營費に於ては水稻が断然多いが、收入状況を見ると次表の如くである。

結論 滿洲水稻生産力の隆盛と之が打開

第七表 作物別一响當收入 (主産物副産物合計) (單位圓)

作物別經營規模別	大豆		粟		高粱		小麥		水稻	
	收入	平均	收入	平均	收入	平均	收入	平均	收入	平均
一五响以下	三〇	三〇	五七	五七	六三	六三	六三	六三	一七四	一七四
一五—三〇响	三〇	三〇	五七	五七	六三	六三	六三	六三	一七四	一七四
三〇—七五响	七五	七五	六三	六三	六三	六三	六三	六三	一七四	一七四
七五响以上	七五	七五	六三	六三	六三	六三	六三	六三	一七四	一七四
平均	七五	七五	六三	六三	六三	六三	六三	六三	一七四	一七四

第六表と第七表とを比較して、自作の場合には土地資本利子を見てゐないが各作物共にプラスとなるが、小作の場合には水稻を除いて全部マイナスとなる(註二)。

以上の如き收支を比較せずに若しも單位收量を金額に換算して單位當粗收入を各作物別に比較するといふ素朴な方法をとれば第八表の如くになつて、大正十三年當時から見ると單位當收量の増加、米價の他穀實に比しての割高等によつ

第八表 康德七年度に於ける各作物响當粗收入

品名	响當收量	金額	品名	响當收量	金額
高粱	一、五五	一五・三〇	棉花	七六	三九・六〇
包米	一、二七	一四・九〇	洋麻	五〇	三五・〇〇
小麥	一、四四	一六・八八	水稻	五、七九	九五・二八

(註) 本表は奉天省海城縣合作社調のものに、康德五年、六年の海城縣平均水稻收量を加へて作成せり

て、水稻作經營は經營經濟的に見て確かに有利となつたと言ふべきであらう。勿論水稻が他作物に比して單位當收量も

多いことは多いが、單位當投下勞働量も大豆其他に比し、二倍以上であることは杉本氏が計算してゐる。(第九表参照) 而も實際の投下勞力の中、家族勞力と雇傭勞力との割合を見ると次の如くである。(第十表参照)

第九表 作物別一响當投下勞働量 (延人員)

經營規模別	大豆	粟	高粱	小麥	水稻
一五响以下	三・四	二・九	二・九	二・三	六・三
一五—三〇响	三・四	二・九	二・九	二・三	六・三
三〇—七五响	三・四	二・九	二・九	二・三	六・三
七五响以上	三・四	二・九	二・九	二・三	六・三
平均	三・四	二・九	二・九	二・三	六・三

第十表 一响當投下勞働量 (家族・年工・日工別)

經營規模別	鮮人農家水稻			總計
	家族	年工	日工	
一五响以下	二・九	七・九	二・七	一三・五
一五—三〇响	二・九	七・九	二・七	一三・五
三〇—七五响	二・九	七・九	二・七	一三・五
七五响以上	二・九	七・九	二・七	一三・五
平均	二・九	七・九	二・七	一三・五

即ち畑作に比し水田作の場合はより多く家族勞力に依存し得る。

従つて單位收量が多く勞力の集約的投下が可能であり、而もより多く家族勞力に依存し得るとすれば、水稻作は畑作に比し零細經營が成り立ち得る經營的條件を備へてゐるといへる。事實着のみ着のまゝの鮮人が妻子を携へて素手で滿洲に流入し來り、故郷にて習熟せる水田作をやつて一家を維持し得たのはかうした理由からであつた。而も彼等は無肥料にて直播し、地力が減退し收量が低下すれば次の水田可能地を求め、簡單に水路を引いて原始的な水田を造り、バラ撒きによつて水稻作をやり、以上のことを繰返しつつ全滿にのびひろがつていつたのである。

若しも農家が經濟的に有利であり、而も自家勞力により多く依存し得ることを望むならば、水稻作の如きは理想的で

あらう。従つて滿洲に於て水稻作が驚異的スピードを以て發展しつつあることは當然であるとしても、既に前節で見たごとく依然として、移住鮮人にその殆ど大部分を經營せられてゐるのみで、滿農の間に浸潤して行つてはゐないのである。滿農が果して水に入ることを民族的に嫌惡するためか、それともかかる經濟的有利性に目覺めないのか、それとも何か他の原因が水稻作の發展を阻害しつつあるのであらうか。

(註一) 前掲『滿洲の水田』參照

(註二) 杉本一郎氏「北滿に於ける畑作經營と水田經營の比較」『北滿經濟資料』第八四號參照

第四節 水稻の商品化率

滿人の民族性として水田に入ることを嫌ふといふ説は、噴ふべき謬説にしか過ぎない。滿洲に流入せる漢民族の多くが北支の河北、山東出身であり、河北、山東に於て水田がより少いといふことからの類推に過ぎず、中南支に於けるあの龐大な水田が、同じ漢民族によつて經營されてゐること、滿洲に於ても鮮人と雜居せる部落にあつては、滿人も亦鮮人を見做つて水田を經營し始めてゐることからも民族性云々は成り立ち得ない。

然らば經濟的に有利であることを知らぬからかといふと決して知らぬわけではない。そして大豆と小麦の價格差によつて、作付轉換を行ふ敏感さを持つ滿農が、水稻作の有利性を知らぬ筈はないのである。にも拘はらず、滿農の大多數は依然として畑作を繼續してゐて、水田作への轉換を決定的には行つてゐないのである。そこに問題がある。

深谷進氏はこの疑問に答へて「滿農に於ける農業生産の構造的性質と現下の水稻耕作に於ける生産事情の差異」兩者の範疇的相違」に基づくものとしてゐる。斯くて同氏は鮮農水稻經營の「商業的性質」と滿農在來農耕の「自然經濟的性質」との對立を見、兩者の生産機構の本質的差異を响當農耕費、生産費構成、農家收支の比較の中で解明してゐるの

であるが、同氏が經濟的性格の差異の一指標として水稻の商品化率の高いことを擧げてゐることは、高粱・包米・谷子其他雜穀類等自給的食糧作物との比較に於てのみさう言へるのであつて、大豆、小麦其他特用作物との比較に於ては當て嵌まらないのである。

水稻の商品化率は地域的にかなり相違してゐるが、米穀管理制度實施以前には次の如く推定せられてゐた。

北滿地方は一九三〇年李勳求氏が、扶餘・阿城・雙城・ハルビン・珠河・寧安各縣の鮮農二〇一戸に就いて調査せる結果家庭用二四・八%、販賣用七五・二%とせることから七五・二%とし(註一)、中滿地方は五七・八%(算出基礎は善生永助氏の「滿鮮人雜居地帯の村落調査」(『滿鐵調査月報』昭和十二年五月)による永吉縣、統計處の「鄉村社會調査報告書」による伊通・西豊縣、前記李勳求氏の扶餘縣の平均)南滿地方は七三・六%(算出基礎は安東・鳳城・海城三縣の產調實態調査による平均)、間島地方は三七%(同じく產調調査による)であつて、全滿平均六五・〇%と推定された。

建國大學の黃道淵氏が出產糧石税より逆算せるところによれば、康徳四年度に於て水稻は六三・八%であつて、前記康徳三年度の收穫高豫想より推定せるものと略々同率に近いものであつた。(註二)

滿洲糧穀會社が康徳六年度並に七年度に於て收買し得た數量と、生産高との比率は公表し得ないけれども約六〇%に近く、黃氏の算出商品化率よりはそれ程隔つてはゐないのである。

以上の商品化率からすれば水稻は確かに深谷氏の云ふ如く「商業的性格」が強度であり、移住鮮農の多くは粳を生産して小米を購入し、自家生産の大米を日常食膳に供しなかつたのであるが、さりとて水稻を以て同氏の如く「特用作物」視することは當を得てゐるだらうか? 既に黃氏の算出によつても大豆は七七・二%、小麦は九六・二%、蘇子は七四・一%であつて、水稻商品化率よりも高率であるが、普通に大豆、小麦は「特用作物」とは云はないのである。而も滿農は一方においてかかる商品化率の高率なる換金作物として大豆、小麦を經營する傍ら(南滿においては小麦の代りに棉花類

草洋麻が入るのだが）自家食糧並に飼料としての谷子・高粱・包米・大麥・燕麥等を組合はせて極力自給に努めてゐるのである。従つて滿農に於ける大豆、小麥並に特用作物は少數の例外を除いては、自給的食糧飼料作物を前提としてのみ成立つのであつて、鮮農の如き水稻單作ではないのであり、商品化する意味が異なつてゐるのである。鮮農の場合は明かに交換經濟を前提とし、粃を賣つて粟を買ふといふ企業的商業的性格を濃厚にし、自家消費の餘剩粃を賣るのが眼目ではないのである。だがこのことは北滿、南滿の如き比較的水稻の商品化率の高い地域には云へるが、例へば東滿間島地方の如きにはそのまゝの形では當て嵌まらない。ここでは滿農のもつ自然經濟的性格の如く、自給的色彩が強く、極度に零細化して企業的商業的に成り立ち得る程の經營面積を確保し得ず、辛うじて自給し換金の必要のために飢餓販賣を餘儀なくされてゐる。

勿論滿洲に於ける米作を考察するとき、間島地方の如きは異例であつて支配的には自然經濟的要素よりも、企業的商業的要素が強烈になつてゐるのであるが、滿農の持つ多角的な自給換金兩作物の組合せができなくて、水稻單作經營形態を已むなくとつてゐるのであつて、ここに土地と資本の無所有者、流浪の漂泊者の持たねばならぬ苛酷なる現實があるものであり、従つて滿農よりも經營形態の上では交換經濟的に進んで居り乍ら、むしろ却つて濃厚な「植民地型」農業經營をやつてゐるのである。而して水稻單作經營をとらねばならぬのは、水田經營が畑作に比してより多くの勞力集約化を要求し、「植民地開墾型」の共通的に持たねばならぬ家族勞力不足の悩みが、畑作とのコンビネーションを妨げ（野菜さへも購入する鮮農々家は多い——例へば有名なる盤山縣の榮興農村の如き）資本の缺如、不足は畜力に恵まれません、畜力利用の行程は滿農に依存し、やがて雇傭勞賃支拂としての現金の必要が經濟的に促進せられ、飢餓販賣をも餘儀なくされるのである。

勿論滿農とても多かれ少かれ現金の必要があり、完全なる自然經濟的自給自足の埒内に留まつてゐることを許さず、經營面積を擴大すればする程勞賃支出が多くなり、それだけに商品作物の作付を増大し、商品化率を高めねばならぬのであるが、然し鮮農に比すれば未だ食糧自給の可能性の餘地は残されてゐるのであり、例へば大土地所有者であれば商品作物の價格が廉ければ自作を放棄して地主になり、小土地所有者小作者であれば、生活程度の切下げによつて經營を維持し得る血路が残されてゐるにも拘はらず、鮮農にはそれが無いのである。水稻商品化率の高いことの中には以上の如き謎が認められてゐるのであり、それは滿農の商品作物の商品化率との間に程度之差ではなく、性質の差異さへあるのである。

従つて滿農への水稻普及のテムボの緩慢さは、水稻耕作との生産構造の質的差異に求めるべきであつて、以下に見る如き差異があればこそ、滿農はよしんば經濟的有利性があるとは知りつつも、水稻作への轉換の道を阻まれてゐるのである。

(註一) 廣瀬進氏「在滿鮮農の社會的條件」『滿鐵調査月報』昭和十二年八月號參照

(註二) 黃道淵氏「滿洲農産物商品化率について」建國大學研究院刊參照

第五節 生産構成に於ける比較

深谷進氏は興農部農政司の『農家經濟調査報告』（康徳六年度）、北滿經濟調査所刊『北滿農家經濟調査報告』（昭和十五年）、滿鮮拓殖株式會社『農家經濟調査報告』（康徳五年度）等の諸統計から次の如く算出加工して耕作規模別に相當農耕費の比較を試みた。

第十一表によれば、農具費においては鮮農は滿農よりも二倍以上多く支出してゐるが、飼料費においては平均こそ殆ど同じであるが、内容的には滿農の場合は殆ど全部が役畜の飼料のそれであるのに對し、鮮農のそれは小家畜のための

第十一表 耕作規模別平均農耕費比較

耕作規模	平均耕作				生産手段				労働力				使役日数	
	農具費	飼料費	肥料費	其他	農具費	飼料費	肥料費	其他	家族労働日数	雇傭労働日数	家族労働賃	雇傭労働賃		
滿 五十陌以上	長三	二・一九	三・三九	〇・四五	四・八三	九・六九	一〇・四二	二・四二	九・三	九・三	二六・五	二九・三	七・八	一八・五
滿 五十陌未満	三・三	二・二七	三・三三	〇・四四	四・〇六	九・六九	一〇・四二	二・四二	九・三	九・三	二六・五	二九・三	七・八	一八・五
滿 二十陌未満	二・五二	三・七	七・六四	〇・一八	三・六	一五・五	一九・〇八	三・五〇	二五・九	二五・九	三三・五	三三・九	五・〇	五・六
滿 十陌未満	七・六	一・六四	〇・四四	〇・六	一・九〇	九・四	一三・三	三・〇	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三
滿 一陌以上三陌未満	二・〇	〇・四八	八・六三	〇・八	九・四八	三・五〇	一三・三	三・〇	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三
滿 平均	六・五	一・八五	六・九三	〇・八	八・四	三・五〇	一三・三	三・〇	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三
鮮 十陌未満	六・〇	一・八	一三・六	一・七三	五・五	七・三	七・三	一・五	七・三	七・三	九・〇	一五・六	一・九	二・六
鮮 五陌未満	四・五	一・四二	〇・九	二・三	三・九	五・三	五・三	一・四	五・三	五・三	二〇・四	一四・九	七・七	六・九
鮮 一陌以上三陌未満	二・七	〇・四	二・五	三・〇	六・五	一五・九	一五・九	六・五	一五・九	一五・九	六・五	六・五	三・三	三・三
鮮 平均	四・三	〇・七	六・七	二・二	五・〇	八・三	八・三	三・〇	八・三	八・三	七・五	一七・三	一・七	一・七

支出であつて、飼料の性格を異にしてゐる。所が逆に肥料費にあつては、滿農が殆ど無肥料農法であるのに對し、鮮農の場合はそれに比して遙かに集約的な施肥農法を示して居り、生産手段全般を通じてみると、鮮農は滿農に比し約三倍近い支出を示してゐる。次に勞力關係を見ると、滿農では家族労働日数は耕作面積の増大につれて減少し、雇傭労働日數も同傾向であるが、その絶對數では二倍にも三倍にも殖えて居り、三陌未満になると家族労働が雇傭労働の十二倍に達してゐて、雇傭労働は殆ど比重がなくなつてゐる。これに對して鮮農の場合は、經營面積がよければ増大したとして

も、家族勞力の比重は相對的に大きいが、經營面積が狭小であつても雇傭勞力に依存せざるを得ない。即ち三陌未満でも陌當家族勞力一五九・二日であるのに對し、雇傭労働は六九・〇日で、全體の三分の一を占めてゐる。又役畜使役日數を見ると、滿農は人間労働の凡そ三分の一に相當する部分を役畜使役に依存してゐることが判るし、役畜を離れての滿洲農業生産を考へることができぬのに對し、鮮農の場合は殆ど役畜に依存してゐない。第十二表は以上の關係を百分比で示してゐる。

第十二表 耕作規模別資本構成費百分比比較

耕作規模	生産手段				労働力				資本組成	
	農具費	飼料費	肥料費	其他	家族労働見積賃	雇傭労働賃	計	生産手段	勞働力	
滿 五十陌以上	三・八〇	三・九二	三・二八	四・〇二	三・八	七・八	一〇・〇	二五・九	七・八	
滿 五十陌未満	三・六二	三・六	二・九	四・〇四	三・七	七・〇	一〇・〇	一五・〇	八・九	
滿 二十陌未満	二・六	三・九	二・二	三・五	五・八	四・九	一〇・〇	三・四	七・五	
滿 五陌以上十陌未満	三・四〇	五・九	〇・三	二・七	四・四	五・六	一〇・〇	一四・六	八・三	
滿 一陌以上三陌未満	一・七	三・九	一	一・七	八・五	一九・五	一〇・〇	一九・七	八・二	
滿 平均	二・五	三・五	一・六	三・七	四・〇	五・〇	一〇・〇	二〇・八	九・七	
鮮 十陌未満	二・二	三・九	三・〇	三・〇	三・四	六・〇	一〇・〇	三・二	六・八	
鮮 五陌未満	四・〇	二・〇	五・七	三・九	九・四	三・〇	一〇・〇	三・九	六・二	
鮮 一陌以上三陌未満	六・六	一・三	三・三	五・九	六・三	三・八	一〇・〇	三・五	九・五	
鮮 平均	七・八	二・二	三・四	四・六	六・四	三・四	一〇・〇	三・五	九・五	

滿農、鮮農兩者の資本組成を見ると、いづれも生産手段に比して勞働力の方が遙かに比重が大で、三倍乃至四倍であ

り經營規模別の平均を見ると、滿農と鮮農の間にはそれ程の開きがなく、いづれも手労働に依存する度合の強いことを示し、それだけに農業發達の低位性を現はしてゐるとも云へるであらう。

だが深谷進氏がこゝに掲げた滿農農家は二十一戸であり、その多くが北滿農家であるのに對して、鮮農農家は僅かに七戸であり、而もその鮮農は盤山、瀋陽、鐵嶺各二戸づつ、珠河縣一戸といふ有様で、北滿滿農と南滿鮮農（珠河は南滿とはいへないが）との比較を試みたわけである。既に滿農と一言で云つても、北滿の場合と南滿の場合とは同じ在來農法に依據しつゝも、家族構成、經費規模の單位面積當農耕費、従つて投下労働量、資本組成等に於てかなりの相違があり、所謂北滿型、南滿型の差異が認められることは周知知らるる所であり、同様のことは水稻作經營に於てもある程度あてはまるのではないかと類推せしめるのである。

不幸にして現在までのところ、水稻經營に於けるかゝる北滿型と南滿型とを比較する調査研究を我々は持たないのがあるが、このやうな疑問を抱く人達に對して、前掲深谷氏の掲げた資料は説得力を缺いた脆弱さが感じられる。さうした人たちのために私は克山縣に於ける資料を掲げる。

第十三表によれば、土地費に於ては鮮農は二倍以上、農具費に於ても二倍以上、労働費の外部支出を雇傭勞賃と解すれば十倍に近く、内部支出を家族勞力と解すれば二倍以上に達し、種苗費また六倍に近く、租税公課また六倍に近く、資本用役費に於ても四倍に近い有様で、纒かに農舍費、畜力費、肥料費に於て鮮農が壓倒的に集約化を示してゐるのに對し、克山縣では一表と比較すると農具費の項は略々等しいが、肥料費に於て鮮農が壓倒的に集約化を示してゐるのに對し、克山縣では却つて滿農以下となつてゐる。南滿水稻作と北滿水稻作との差異を明かにし、畜力費に於ては逆に滿農が壓倒的優勢なりしに對し、克山縣では殆ど等しく、畜力への依存程度を強めてゐる。また労働力の組成を見ると、大豆作では雇傭對家族勞力比は大體に於て六對四であるのに對して、水稻作では八對二で遙かに多く雇傭勞力に依存して居り、南滿鮮農

第十三表 克山縣に於ける大豆作水稻作兩當生産費比較（右側は實數單位圓、左側は百分率）

大豆作				水稻作					
大	中	小	平均	大	中	小	平均		
農	農	農	均	農	農	農	均		
三三・三	三三・三	三三・三	三三・三	四三・六	四三・六	四三・六	四三・六	土地費	一〇〇・〇
〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	農舍費	〇・〇
一・八	一・八	一・八	一・八	一・六	一・六	一・六	一・六	農具費	一・八
一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	二八・八	二八・八	二八・八	二八・八	外部労働費	一四・七
一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	内部労働費	一四・九
一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六	畜力費	一五・〇
〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	一・三	一・三	一・三	一・三	肥料費	〇・八
三・八	三・八	三・八	三・八	二・三	二・三	二・三	二・三	種苗費	三・八
〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	肥料費	〇・三
二・四	二・四	二・四	二・四	一・三	一・三	一・三	一・三	租税公課	二・四
三・六	三・六	三・六	三・六	一・五	一・五	一・五	一・五	資本用役費	三・六
七・五	七・五	七・五	七・五	二・三	二・三	二・三	二・三	合計	七・五

（註）興農部資料二一「康徳六年度主要農産物生産費」より作成

が平均して五・五對四・五で自給的家族勞力を根幹としてゐることに對して、鋭い對照を成してゐることに氣づかざるを得ない。これを生産費構成費目の百分率の比較で見ると、以上のことが一層はつきりし、雇傭勞働比率が大豆作が平均二〇%以下であるのに對して、水稻作は五〇%以上で約二倍半である。家族労働は大豆作に對して約半分であつて、家族勞力は餘り重きをなさないことがわかり、畜力費は水稻作は大豆作の五分の一であつて、殆ど問題とするに足らない

のであり、結局勞力組成が本質的に異なつてゐる。

若し土地、農舎、農具、肥料、種苗、材料等の諸費用を合計して生産手段費としてこれと勞働力との關係を見ると、

大豆作	生産手段	勞働力	生産手段比率	勞働力比率
大豆作	三一・九八	二八・九八	五二・四%	四七・六%
水稻作	七六・八五	一七一・七三	三一・九%	六九・一%

の如くなつて、水稻作の方が資本組成上遙かに勞働力に依存してゐることがわかるが、但し南滿に比べると生産手段の比率が稍上昇し、それだけ勞働力の集約度が弱いといふ結果を示してゐる。では次に水稻作自身としての南北滿別を比較してみよう。

第十四表 南北滿別水稻作生産費構成比較

南 滿	北 滿	土地費		農舍費		農具費		勞働費		畜力費		肥料費		種苗費		諸材料費		租稅公課		資本費用		合計	
		外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出	外部支出	内部支出		
一五・二三	四五・六八	〇・〇〇	〇・〇〇	二・二九	六・五二	三・五五	一四・〇九	三・〇九	一〇・二二	三・〇五	三・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	七・一〇	二五・九八
五・六八	一五・五五	〇・〇四	〇・〇四	二・二三	六・五二	七・七九	一四・〇九	三・〇九	一〇・二二	三・〇五	三・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	七・一〇	二五・九八
〇・〇三	〇・〇三	〇・八三	〇・八三	三・二八	三・二八	一〇・八三	一〇・八三	一・七〇	一・七〇	八・九八	八・九八	二・九〇	二・九〇	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	二・五七	一〇〇%

(註) 興農部農政司『康德六年度南・中・北滿別主要農産物生産費』より作成

第十四表によれば、陌當生産費は北滿に於て二九三・七四圓であり、南滿はそれより約一割安く一七五・九九圓であるが、勿論収量は南滿が北滿に比して多いので、單位重量當(一〇〇斤)庭先生産費では南滿が北滿よりもやや高めについてゐる。普通作物の生産費に於ては、單位面積當生産費用は北滿が最も安く南滿がこれに次ぎ、中滿が最も高く、單位

重量當生産費も、大體に於てこれに準じて北滿が最も安く、南滿、中滿の順位になつてゐるが(品目によつて多少の相違はあるが)水稻作ではこのことが逆になつて、單位面積當生産費用に於て北滿が高く、單位重量當生産費に於て南滿が高いといふ結果を示してゐる。惟ふにかかる差異の生じたのは、前表によつて見らるゝ如く、土地費と雇傭勞働とのウェイトが南滿と北滿とで全く逆となつてゐることに基づくものであらう。即ち土地費と勞働費外部支出の合計は、北滿に於て一八六・六一圓、南滿に於て一八八・四七圓で殆ど等しいが、全生産費から見ると、土地費は北滿に於て一五・五%、南滿に於て五五・五%、勞働費外部支出は北滿に於て四八%、南滿に於て二・八%で大體に於て反對になつてゐる。このことは南滿に於ては土地の問題が、北滿に於ては雇傭勞働が水稻作經營のガンを成してゐることを物語るものであり、それだけ經營型の異質的差異を示してゐるとも云へるであらう。尙勞働費の外部支出の計に於て北滿が南滿よりも壓倒的に多く支出してゐることは、果して勞働集約度が進んでゐることを示すかどうかは、より嚴密なる實態調査を必要とする。何となれば概して北滿に比して單位収量が少く、經營採算上横のひろがりが必要とする上に、自然條件の苛酷さが短い時間の中に集約的に勞力を要求するため、勢ひ家族勞力にては足らず、雇傭勞力に依存せざるを得ないが、全體としての投下勞働力は必ずしも集約的でないといふことは想像できるからである。

この外に第十四表は肥料費と、畜力費とのウェイトが南滿と北滿とでは全く逆になつてゐることをも示してゐる。即ち北滿は畜力に頼り、南滿は肥料に依存してゐることがわかるし、南滿水稻作の肥料費の比重の大であることは、土糞使用の普通作物とは比較にならぬ高度性を示してゐる。事實金肥の使用が見られる。尙北滿の種苗費の高いのは、撒播によるため勢ひ播種量が多く要するのに對し、南滿では苗代により移植挿秧が可能のため、播種量がずつと節約し得ることをも示し、そのこと自體が南滿水稻作の高度性の一表現とも云へるのである。

いづれにしろ、水稻作の如き自然條件に左右されることの多い經營では、北滿と南滿ではある程度經營タイプの差異

が生ずるのは當然と云へるだらう。

以上の如き満農畑作經營と、鮮農水稻作經營との間には生産構造の上にならかなり大きな差異が認められる。この差異は深谷進氏に云はすれば「本質的」「範疇的」のものであるが、果してさう云ひ切つていいかどうか、特に原始的粗放的な無肥料掠奪農法を根幹とする北満水稻作をも含めて云へるかどうかには疑問を持つものであるが、尠くとも南滿に於ける化學肥料と移植を基礎とする水稻作と、在來畑作との間には論え難い生産機構上のギャップがあり、そのギャップが満農をして水稻作に近づかしめず、依然として移住鮮農の獨占的生産たらしめてゐたと云へるのである。而も落魄流氓の鮮農は故國を後にして更生の地を滿洲に求め、徒手空拳裸一貫ながら運命を同じくする鮮農の相互扶助的協同組合組織であると共に、多分に高利貸付資本の性格を帯びたる金融會と、農務櫻からの農耕資金の融通によつて水稻作經營を維持繼續し來つたのである。若しかかる金融會・農務櫻の如き組織がなかつたとしたならば、果して今日の如き水稻作の普及を見たかどうか疑ひなしと云ふも過言ではあるまい。

第六節 技術構成に於ける比較

前節で満農畑作經營と鮮農水稻作經營との間には生産構造上の差異があることを述べたが、かかる生産構造は畑作と水稻作との經營的技術構造の差異と當然結合してゐる。或ひは技術構造の差異、努力組成の差異、投下労働力の季節的配分の差異がその上に築かるべき經營機構上の差異を決定してゐるとも云へる。では技術構造の上に如何なる差異があるだらうか。

北滿經濟調査所の吳振輝氏は海倫縣海北鎮瑞穗村善牧農場の調査記録たる「北滿に於ける鮮人及滿人農家の農業經營型態」の中で、一四四戸の鮮人農家と一四三戸の滿人農家の戸別調査の結果を、特に努力關係の分析に重點を置き、兩

者の需給過不足、交流關係、相互依存關係を究明することに努力してゐるが、同屯においては鮮人農家の作付面積の九五%が水稻であつて、残りの五%が自家消費用の大豆、包米、野菜作にふりむけられてゐるのに對し、滿人農家は大豆を筆頭に水稻其他を加へて十二種類に及び、その作付割合は經營面積別農家群を通して區々であるが、水稻作付割合は一响以下の農家群では、同農家群の全耕作面積の二〇%を占め、五响未滿の農家群では三四%、一〇响未滿の農家群では七%、十响以上の農家群では皆無である。何故に然るかといふ疑問に對して吳氏は次の如き原因を列挙してゐる。

第一に水田經營は畑作に比して遙かに人的努力の集約化を必要とするが故に、努力的に餘裕がなければならぬこと。第二に一响以下の經營農家では商品作物經營の限度が狭く、よしんば努力的に餘裕があるとしても、自家消費食糧

第十五表 水稻作作業別労働と月別配分率

月別	作業別種類	作業別一响當労働量	同比率	月別努力配分率
四月	水路修理、耕起	一一・三	二・二%	一〇・三%
五月	畦畔修理、播種、鳥追ひ	九・五	九・三%	一四・一%
六月	除草	二・五	二・四%	一四・三%
七月	同	二・八	二・七%	一七・〇%
八月	同(稗抜き畦草取り)	〇・四	〇・四%	四・五%
九月	刈取	一・五	三・一%	一〇・〇%
十月	中旬迄は刈取 下旬には脱穀	一・五	一・三%	一三・五%
十一月	脱穀調製	二・一	一・八%	一〇・五%
十二月	調製販賣	一・三	一・二%	四・八%
一月	農閑期	一・一	一・一%	一・〇%
二月	農閑期	二・三	三・五%	一・一%
三月	農閑期	一〇・三	一〇・〇%	一〇・〇%
合計	水路修理、耕起 畦畔修理 播種 代播き 種播き 除草 第三回 第二回 第一回 畦畔草 稗抜き 刈取 穀選 調製 風選 包選 販賣 合計	一〇・三 二・五 二・八 〇・四 一・五 一・五 一・五 一・五 二・一 二・一 二・一 一・三 一・一 二・三	二・二% 九・三% 二・四% 二・七% 〇・四% 三・一% 一・三% 一・三% 一・八% 一・九% 二・七% 一・二% 一・一% 三・五%	一〇・三% 一四・一% 一四・三% 一七・〇% 四・五% 一〇・〇% 一三・五% 一〇・五% 四・八% 一・〇% 一・一% 一〇・〇%

(註) 吳振輝氏「北滿に於ける鮮人及滿人農家の農業經營形態」(昭和十五年三月より作成)

作物のためにより多く面積を割かねばならぬこと。第三に水稻作技術は満農にとつては未経験の技術であるため、年工を雇傭せず大體に於て自家勞力にてやつてゆける一〇响以下の小農層が自己の修得した水田技術を運用し得るが、年工を使用せざるを得ない一〇响以上の農家では水田技術のある年工を雇傭し難い事情もあつて水稻を經營し難い。

第十六表 畑作一响當所要勞力と月別作業

品目	作業別	整地採種	施肥	除草中耕刈入運搬	脱穀調製	販賣	計	月別	備考
大豆		五・五	四・五	二〇・五	五・五	〇・七	三〇・九	四月	耕起、播種
小麦		四・五		二・〇	五・八	〇・七	三〇・三	五月	耕起、播種
谷子		四・五		二・〇	五・八	〇・七	三〇・三	五月	五月一五日以後
包米		六・〇		二・〇	九・〇		三〇・〇	六月	除草、中耕、稗抜き
高粱		七・〇		二・〇	七・〇		三〇・〇	七月	麥類及亞麻は取入れと同時に亞麻の脱穀販賣を行ふ
大麦		四・五		二・〇	七・〇		三〇・〇	八月	八月下旬から九月上旬にかけて麥類後地の秋耕
稗子		五・五		二・〇	七・五		三〇・〇	九月	麥類の脱穀調製其他作物の刈入れ及び揚院子への運搬
稗子		五・五		二・〇	七・五		三〇・〇	十月	麥類亞麻以外の作物の脱穀調製麥類の販賣
芸豆		五・五		二・〇	七・五		三〇・〇	十一月	麥類の外の穀物の販賣
麻		五・〇		九・〇	四・五		三〇・〇	十二月	農閑期、草刈、拉脚、土糞製造運搬
野菜		六・〇		三・〇	三・〇		三〇・〇	三月上旬	

(註) 前掲資料より作成

即ちこの場合に於ける水稻作は完全なる高度な技術と集約的勞力を必要とする商品作物であつて、自給作物に主眼を置き勞力的に多少の餘裕のある零細農家のみが經營内の一部にとりいられるのであつて、多少共自給的食糧飼料作物と商品作物とを輪作形式の枠内で、組合はす必要のある中農層以上では自己經營にとりいれ難いと見られる。満農にあ

つては經營面積が擴大すればするほど、經營が多角的となり多種類の作物がとりいれられて危険分散がより良く行はれるが、鮮農の場合は水稻作單作經營であつて、満農の如き危険分散の合理化は行はれない。

だがこの屯では兎にも角にも、鮮農と満農との間に萬里の長城が築かれてゐるわけではなく、満農のいくらかは水稻作に進出して居り、滿人作付面積の八・五%が水稻經營であるが、念のため他の商品作物の作付割合を見ると、大豆が三一・七%、小麦が一八・五%、亞麻が二・七%で、商品作物合計が六一・四%を占めてゐる。では同屯に於ける水稻作勞働と畑作勞働とは、技術的にどう異つてゐるか、勞力の配分關係はどうなつてゐるかを、同氏の諸表をまとめてみると前表の如くなる。(第十五表第十六表参照)

一响當投下勞働量を見ると、水稻作の場合には一〇・二二人であるのに對して、畑作經營においては特用作物たる亞麻が六一・〇人である外、大豆・谷子・包米・高粱等普通作物は三〇人前後、小麦は二〇人位であつて、亞麻の特例を除いていづれも水稻作に對して三分の一以下乃至五分の一前後であり、如何に水稻作が勞力的に集約性を要求するかわかるのであるが、水稻作技術の特徴は畜力に依存する作業過程が極めて狭小であつて、より多く人間の勞働に依存してゐることにあり、その勞力組成は相當にムラが多く、最大なるものは除草(畦草取り稗抜きを含めて)が全勞働の三分の一を占め、刈取と脱穀とがこれに次いで兩者で約三分の二に達し、水路修理耕起がこれに次ぎ、以上で全體の八〇%以上に及んでゐるのである。若しも苗代播種による移植挿秧をとりいれることとすれば、田植が相當の比重を占めるであらうが、次第十七表の月別旬別勞働力配分表は南滿鮮農の調査であり、當然移植作業があるものとして、六月、七月の勞力計が年間所要勞力の四一%となつて、第十五表の六月、七月の計三一・三%に比し約一〇%増大してゐることを見出す。第十八表は勞力組成が如何に人力に依存することが多く、畜力に殆ど全く依存せざることを如實に示してゐる。

直播對移植 勞力比較

區別項目	運搬肥料		作業		代播		播種		中耕		除草		收穫		運搬		調製		合計比率
	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	人力	畜力	
條播區	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0
點播區	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0
抑秧區	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0	20.0	100.0

(註) 滿鐵撫順採種場試驗成績による

第十七表 水稻作月別勞力配分表

月別旬別	三月			四月			五月			六月			七月			八月		
	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上
旬別所要勞力	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
百分率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
月別旬別所要勞力	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
百分率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

(註) 滿鮮拓殖株式會社『農家經濟調查報告』(康德五年度) 附表より作成

第十八表 水稻作反當所要勞働量狀況

反當生産租	耕地面積		總勞力		反當勞力	
	自作農	小作農	總勞力	反當勞力	總勞力	反當勞力
3.20	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
3.30	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
3.20	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	

前記吳振輝氏の調査に徴するも、善牧農場鮮人農家一四四戸に對し、牛馬併せて二七頭で一戸當平均〇・一六頭に過ぎないのに對し、滿人農家一四三戸の中、經營農家七六戸なるも牛馬計一一三頭の多きに上つて居り、鮮人部落の一〇〇响當所有又は使役役畜(馬)頭數三・一頭に比較して約二・三頭であるといふ(牛一頭を馬〇・八頭に換算)。普通水稻作に於て畜力を利用する作業は耕起と代播きとであり、一响當所要畜力は耕起二・四頭、代播〇・四頭であつて、販賣のため運搬には五・二頭で合計八・〇頭を要するのであるが、耕起、代播き共に人力によつて代置するか、滿農に請負はしめるかして、極力畜力の利用を廻避するのが通例であつて、筆者の南滿鮮農調査に於てもかかる幾つかの事例に遭遇した(註)。

(註) 拙稿『南滿に於ける水稻の生産事情』『帝國農會報』第三十卷第七號參照

第十九表 普通作物反當勞力組成 (右側は人力、左側は畜力)

作物	草			中			耕			收穫	搬入	調製		秋耕	脱穀		揚費	計
	第一回	第二回	第三回	第一回	第二回	第三回	第一回	第二回	第三回			人力	畜力		人力	畜力		
大豆	6.00	5.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	4.00	4.00	7.00	7.00	0.00	0.00	0.00	0.00	40.00
小麥	1.00	4.00	4.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	5.00	5.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00
粟	1.00	4.00	4.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	5.00	5.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00
包米	0.00	6.00	6.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	5.00	5.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00
高粱	0.00	6.00	6.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	5.00	5.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00

(註) 産業部資料(七)『克山地方農家經濟』(康德四年十一月) 附錄參考表より作成

結論 滿洲水稻生産力の隘路と之が打開

然るに滿農の畑作勞働に於ては既に單位面積當生産費の比較に於て示した如く畜力費の比重が重く、畜力利用を離れての畑作經營乃至は畜力と結合せざる人間勞働は考へられず、人力と畜力とは有機的に結合して除草を除く殆どあらゆる作業に畜力がとりいれられてゐることを特徴としてゐる。第十九表はこのことを如實に證左してゐる。

斯くの如く、水稻作技術が單に灌排水を必要とし、水との關係に於て作業が進められるのに對し、畑作技術が如何に水を廻避するかとの差異があるのみでなく、集約の度合、畜力利用度に於て著しい差異があり、同じく機械力を導入せざる生産性の低い段階に停滞しつゝも、その勞力組成、技術構造に於てかなり甚しい差異が存してゐる。この差異が「本質的」「範疇的」であるか否かは、論點によつて異なるであらうが、尠くとも畑作に習熟せる滿農が、甘んじてその家畜と技術を捨てて水稻作に飛びつくことを妨げる障礙となつてゐることは云はずして明かであらう。

第七節 土地改良の貧困性

既に前節で見た如く勞力配分の中で、畑作に全く見られない水路、並に畦畔修理が勞力的に見て相當負擔が重いのは、滿洲水稻作につき纏ふ一つの弱點でもあらう。畦畔は最初から充分堅牢なものを作らず（否資本的にも勞力的にもその餘裕がないためであらうが）、刈取が終り、越年して春先になるとそのまゝでは使用し難いのが多く、全く新しく畦畔を作る程の勞力を必要とする。畦畔を修理するには、三人一組となつて鮮語で「カレー」と呼ぶシヨベルに似て、柄の長く先の方に兩側に繩をつけたものを用ひ、一人は柄を持ち、他の二人は繩を持つて土を掘り上げ、これを繰返すのであるが、春先三四月頃鮮農水田地帯を歩くと必ずぶつつかる異風景である。

これまでの水田の多くは、低濕地に簡単な水路を作つて造田され、連年無肥料で直播により除草管理も不十分で雜草が繁茂し、收量が減すれば、その水田を捨てて新しく奥地の適地を見つけて移住するといふやり方が支配的であり、資

本に恵まれず、國家的保護を蒙ることもない着のみ着のまま故國を逐はれて來た鮮農にとつて、それは精一杯であつたかも知れないが、そのために天候が不良であれば、直ちにその結果は水害となり旱害となり、或ひは稻熱病に冒され稻螟蟲・浮塵子に悩まされて收量は激減するといふ有様であつた。かかる技術の低位性・従つて生産力の低位性は勿論鮮農の置かれた社會的經濟的條件の不安定さ、不確實さが窮極の原因ではあらうが、同時に開田・造田の不完全さ、土地改良の貧困さに基づくことが多かつた。

低濕地に簡單に造田したため、排水が不良で河川の氾濫の場合に、直ちに水害を蒙り易いのであるから、防水堤を築き、排水路を掘鑿すればいい譯であり、地下水が高く停滞する場合には、暗渠を設け悪水を排除すれば、水稻の生育を健全ならしめるのみか、肥料の分解を促進し稻熱病の發生を防止し得ることは、水田のイロハであり、勿論鮮農が經驗で知らぬ筈はなかつたのであるが、それが實踐されなかつたところに滿洲水稻作の國家的指導保護の缺如した自然成長性があつたわけである。

耕地整理の必要なことも自明であり、耕地が整理されれば水田作業の能率を高め、耕種法を改善し技術の高度化を図ることも可能であるが、滿洲水田の多くは面積形状が一定せず、灌排水路の配置が不良であつて、直播、除草器等能率的な農具の使用が困難であるばかりか、灌漑水が浪費され肥料分を流出せしめ、生育を遅延せしめる上に、水下の水田の播種適期を失はしめる結果にもなつてゐた。

勿論これまでの開田の悉くが移住鮮農の隻腕に委ねられたわけではなく、舊くは東亞勸業株式會社を始めとする農業資本の投資が皆無であつたわけではなく、二百町歩乃至五百町歩の企業的な水田農場は、南滿から中滿、北滿にかけて數多く見られるところであるが、さやうな資本の水田作への導入も近代的資本としての運轉ではなく（註一）多くは一種の土地投資であり、小作農場の經營であつて、東亞勸業の事業を繼承せる舊滿鮮拓殖會社の鮮系開拓民の指導統制も、半ば

自作農創定を目指しつつ、半ば地主的貸付に終始し、現時の滿洲拓殖公社に引繼がれてゐる。

吳振輝氏の海倫縣善牧農場の前掲調査によるも、筆者の巴彥縣東城農場の調査(註一)によるも、裸一貫で新しい地に入植した鮮農が、纔かに金融會又は天主教の援助と融資以外の何ものにも頼らず、獨立自營以て今日在るを得た記録は日滿兩國の手厚い國家的保護の下に二十ヶ年百萬戸移住を目指す日本開拓政策の上に多くの示唆と教訓を與へてゐるが、これまでは兎にも角にも水田適地を發見し得たこと、その適地を法外とは云つても借受けられたこと、原始素朴な造田と耕種法によつて一定の收量を擧げることを得たのであるが、既にかかる自然發生的な横のひろがりには、現在に於ては一定の限界にぶつつかかり、自然増加は殆ど期待し得ず、どうしても大規模のアルカリ地帯、又は濕地等の土地改良なり、水田造成なりなくしては水田の擴張は困難となつてゐる。而もかかる大規模の土地改良水田造成は、個人の手によつては不可能であり、どうしても國家的事業とならざるを得ないし、又それが食糧増産の必要上國家として捨てておくことは許されない。

現に滿洲國に於て目下施行中のもの、實施設計中又は調査測量中のものは、合計十四地區、その施行豫定面積は百三十二萬八千九百三十町歩に上つてゐる(註三)。その内容は、

三江省鶴立地區	(濕地改良)	三七、一〇三町歩
同 蓮江口地區	(同)	四一、八六〇
同 阿凌達地區	(腐植壤土開墾)	一六、六〇〇
同 太平鎮地區	(同)	二一、七一八
同 富錦地區	(濕地改良)	一四七、〇〇〇
同 通河地區	(同)	四五、〇〇〇

吉林省新開河地區	(同)	一九、一〇九
奉天省昌圖地區	(同)	四、五三〇
同 康平地區	(濕地アルカリ地帯改良)	一三、五六八
錦州省盤山地區	(同)	九〇、一三六
同 双遼地區	(濕地二荒地改良)	八、〇〇〇
東安省黑臺地區	(腐植壤土開墾)	二四、六七〇
龍江省龍江地區	(濕地アルカリ改良)	一一五、二三六
同 甘南地區	(同)	五〇〇、〇〇〇

以上の如くであつて、この結果二割なり三割なりの水田が造成され得るわけであるが、米穀増産の必要がかかる土地改良にまで進んだことは、當然のことながら滿洲國にとつてのプラスであり、資金資材、技術勞力等あらゆる生産條件に於て不利益なる環境に包圍せられてゐるにも拘はらず、これが達成を冀念して已まないものであるが、今後の限りなき水稻作發展の基礎條件たる水田造成土地改良が、これまで全く放置せられてゐた事實を忘れてはならない。且つ、康徳六年六月以來施行せられた米穀管理法の第二條「水田ヲ造成セントスル者ハ産業部大臣ノ定ムル所ニ依リ開田及之ニ必要ナル灌溉排水又ハ防水ノ施設ニ關スル事項ヲ具シ行政官署ノ許可ヲ受クベシ」に規定せられた一種の生産統制が、自然増加を抑制したことも事實であつて、元々米穀管理法は日本内地米穀生産の競争相手たる滿洲米作をチエツクすること、蒐荷配給の一元的統制による需給調節價格安定を目指したものであるだけに、水稻作生産に與へた影響は看過し得ないのである。勿論支那事變の勃發とその長期化、日本内地米穀需給事情の切迫化につれて、滿洲米作の生産統制は、抑制から

獎勵助成へ切換へられねばならなかつたし、康德六年度に於ける應急増産對策としての大豆粕の舊糧穀會社特配、政府による開田助成金の交付政策等が試みられたが、果して所期の効果を確保達成したか、乃至はしつゝあるかは疑ひなしとしないのである。

勿論今日の如く食糧事情の緊迫せる現在、食糧増産の根柢をなす水田造成土地開發改良を、國家が責任を以て當ることの必要を否むものはあるまいが、同時に資本が産業資本として米作經營内部に投下導入し得られるが如き條件を創出確保することも急務であらう。水田の造成費に就いては『既設水田造成費調査報告書』（康德六年十一月）が、當時の産業部農務司によつて公表せられてゐるが、試みにその一例たる海龍縣第一區灣龍溝の實例を引用すると次の如くである。同地は鮮農の株式農場經營で、康德二年度に於て二四五・六陌開田され、逐次開墾造田がつづけられ、調査時の康德五年度には三七二陌に及んでゐるが、經營當初滿鮮拓殖公司と滿人地主より一三二陌六八、八〇〇圓にて土地を買収し、造田事業費は一九、六七四圓、陌當五二・八九圓であつたが、事務費を除けば、

工 事 費	一七、〇一八圓
一、灌溉施設費	一〇、七八二
1、水 源 費	五三七
2、取 入 堰 費	五三七（堰體五〇七圓、取水工事三〇圓）
3、幹線用水路費	一〇、二四五（土木費七、四九五圓、特殊工事二、七五〇圓）
一、排水施設費	七八二（二ヶ所分）
溢 流 堰 費	
三、開 墾 費	

開 水 田 費

五、四五四（地均畦畔小支渠費共）

であつた。これは康德二年度のことであるが、盤山縣水田造成計畫の總事業費が二、三〇〇萬圓であるから、開田費には陌當二五〇圓以上を豫定してゐることが算出され、ここ數年間に造田費が五倍以上に昂騰したことがわかる。従つて普通の畑作のための耕地擴張と異なり水田造成にはそれだけ多くの資本を必要とし、且つ長期間固定せしめるのであるから、資本の導入はなかなか困難であらう。そして生産手段に恵まれず、資本の蓄積のない移住鮮農が土地改良の餘裕がなく、見す見す不利益であることを知りつつも、掠奪農法に赴かざるを得なかつた理由も肯けるのであり、金融會の貸款方針も回收の確實を目指して、長期金融への扉を固く閉ざし、その貸付方針は興農合作社によつても引繼がれて、金融政策上長期借款の道は狭く、さなきだに畑作に比して、土地改良を必要とする水稻作經營に致命的なアキレス踵を残し來つたのである。

従つて今後の水田造成を總て國家が獨占し、企業的に資本の導入を許容しないとすれば——そしてそのこと自體が果して水稻作を發展せしめるかどうか疑問であるが——或ひは總てを政府の工事進捗に俟つのみであるが、緊急に水田擴張を必要とするならば、産業資本の導入への道を拓くと共に、既設水田改良のための長期金融が考慮されねばならぬであらう。土地改良なくしての米穀増産は畫かれた餅にしか過ぎぬ。

（註一）拙稿「企業的な水田農場の經營比較」『農業と經濟』第八卷第十號、第十一號參照

（註二）拙稿「北滿に於ける米穀の生産構造に關する一調査」『滿洲糧穀株式會社康德七年十二月』

（註三）『滿洲新聞』「盤山水田造成事業の幕進」第二回參照

第八節 品種改良の未發達

結 論 滿洲水稻生産力の隘路と之が打開

農業生産力の發展が、開墾水利事業土地改良の遂行による平面的なひろがり、農機具、肥料品種等の改良普及による既耕地の經營集約化立體化の二つの方法によることは云ふまでもないことであり(註一)、水稻作も勿論この例外をなすものではない。而して滿洲米作がその耕地に於て、自然成長の限界に達し飽和状態に陥り、土地改良そのものさへが横のひろがりよりも努力節約のため、經營集約化のための一手段となつてゐる今日、當然水稻品種のことが考へられねばならない。

元來水稻は熱帯地方の原産であるが、今日では温帯地方は云ふに及ばず、北緯五〇度以北においてさへ栽培せられ、滿洲國においても興安北省を除く各省に分布して居り、氣候土壤肥料栽培管理の相違によつて、草丈分蘗子實の大小等に變化を現はし、ある地方に適する品種は必ずしも他地方に適するとは限らず、それだけに品種の問題は重要であり複雑である。水稻の品種はワットの計算によれば、印度ペンゴール州産のみで四千種を數へ、日本内地でも一百種(註二)以上にのぼり、『朝鮮米の研究』の著者菱本長次氏が明治四十四年に忠清北道管内だけでの在來品種四十三種(註三)と云ひ、『臺灣米穀經濟論』は臺灣在來梗米品種は八十六(註四)と云ひ、『滿洲の水田』は在來種と日本種に分ち、次の如く擧げてゐる(註五)。

- (一) 在來種
 - A 有芒種 (イ) 梗 毛頭兒(紅毛子)紅租、黑毛子、虎皮京租(正租)、日丁租、海租、大租費、丁租
 - (ロ) 糯 荒稻
 - B 無芒種 (イ) 梗 光頭兒(紅梗子)、多々租、暑稻、龍川租、胡蘆頭、黃糯子、麥租
 - (ロ) 糯 在來糯、粘租、朝鮮糯
- (二) 日本種
 - A 有芒種 (イ) 梗 相馬、早坊主、關山、早生大野、札幌赤毛、井越早生、京租

- (ロ) 糯 慶福、市川糯、鳥糯、赤糯
- B 無芒種 (イ) 梗 出雲、衣笠、硬坊、龜ノ尾
- (ロ) 糯 太郎兵衛糯

即ち三十五品種を數へるのであるが、その後日本内地より陸羽一三二號、農林一號等の輸入があり、熊岳城、公主嶺の兩試驗場に於て育成したものに大原・萬年・紅糯・秀禾・興亞・彌榮・興國・國主等の新品種が出現した。

従來品種の選擇は全く農家の自由に委せられ、種籾の豫措についても全く指導がなされず、種子の消毒もなされなかつた。種籾とするものにどれだけ耕種上の注意を拂ひ、稗、赤米、異品種等を除去して來たか甚だ疑問であつた。滿鐵經營の農事試驗場、特に熊岳城では大正初頭以來、品種改良に努力を傾注し、新品種の創出に努めた。昭和八年創立二十周年記念として刊行された『農事試驗場業績熊岳城分場篇』にその經過は詳述されてゐるが、その後滿洲國に移讓されて以後も引續き研究は繼續されてゐる。

今日試驗場の試験成績の結果に徴して、政府は農產物獎勵品種決定委員會に於て獎勵品種を決定し、これを公表してゐるが、水稻梗獎勵品種は、陸羽一三二號以下一五品種、糯種は紅糯三一五號以下六品種であつて、栽培獎勵地帯は次表二十表の如くである。

だが滿洲國に於ける品種の育成はやうやくその緒についたに過ぎず、眞に滿洲の風土に適應せる生産能力高き品種の育成は今後の問題(註六)であるが、目標とすべきことは

- (一) 最北部の寒冷地帯に於て栽培し得る極早生種の育成
- (二) 高温多照の氣候に於て最も能力を發揮し得る早熟品種の育成
- (三) 耐病性品種の育成

第二十表 水稻作地帯別獎勵品種 (康徳七年度)

地域別	梗種別	品名	(括弧内の数字は獎勵割合)
最南部地帯	梗種	陸羽一三二號 (50) 萬年 (25) 水稻農林一號 (20)	
	糯種	紅糯三一五號 (2) 今田糯 (3)	
南部地帯	梗種	水稻農林一號 (15) 龜ノ尾 (20) 嘉笠 (50) 熊一號 (10)	
	糯種	平六糯石一號 (3) 青森糯五號 (2)	
中部地帯	糯種	田泰 (20) 公一〇號 (25) 青森五號 (20) 公六號 (30)	
	糯種	松本糯 (5)	
北部地帯	梗種	青森五號 (5) 公六號 (30) 富國 (10) 公九號 (20) 公八號 (20) 坊主六號 (10)	
	糯種	松本糯 (3) 小川糯 (2)	
最北部地帯	糯種	公八號 (25) 坊主六號 (20) 走坊主一號 (50)	
	糯種	小川糯一號 (5)	

(註) 奥田氏「滿洲に於ける水稻作の耕種技術の現状」より引用

尙康徳八年度に於て公八號、小川糯一號が廢止せられ、新に公五號が北部地帯の獎勵品種に決定され、各縣別に品種が決定せられた。

(四) 耐鹽性品種の育成

等であらうが、そのための試験研究機關の擴充整備の必要なることは固より明かである。たゞここに考慮すべきことは、これまでの試験場の試験成績なり、優良品種なり、獎勵品種なりが、果してどれだけ實際に農家に普及してゐるのであらうかといふ反省である。勿論品種別の作付面積を明かにし得る資料を缺く今日、輕々に斷定はでき難いとして

も、前記獎勵品種の何割が普及してゐるかに就いて筆者は餘り樂觀はしてゐない。といふのは試験場と耕作者農家を繋ぐべきベルトが從來缺けてゐたのであり、行政的措置としても獎勵品種の強制的普及にまで手は及んでゐなかつたのである。纔かに舊種子配給協會の業績があるばかりであるが、これとて果して幾干の役割を果し得たであらうかは疑ひなしとしない。

如何に新品種が試験場において育成され、政府によつて獎勵品種として決定されたとしても、唯それだけで農家が喜んで新品種を採用するものではあるまい。臺灣に於て蓬萊種を普及するために、警官立會の下に強制的に農家手持の在來種子を交換せしむる方策がとられたことがあるが、恐らく新品種の普及のためには、そのやうな荒療治も當然考へていいことであり、そのため國立の原種圃、省營縣營の採種圃と採種系統が嚴然と體制化せられ、適期を誤またず農家に手交されてゆかねば、結局試験のための試験、獎勵のための獎勵に終つてしまふ虞れがある。

明治以後に於ける日本内地に於ける稻作生産力發展は、勿論化學肥料の導入に依ることも多いが、その最大なものは在來品種を淘汰して、優良品種を經營内にとり入れていつたことに依る。經營の集約度の強化高度化といふことは、單に施肥量の多いこと、能率高き機具の導入のみでなく、實に優良品種の採用に始まることを銘記する必要があるまい。

從來の試験場の枠を越えて、試験場の試験成績に徴して、技術改良品種改良の結果を普及してゆくベルトたる興農合作社の使命は重く水稻作の將來を考へるとき合作社の機能の完全なる發揮が望まれる。

(註一) 大上末廣氏「東亞經濟圈に於ける米生産の發展」『東亞經濟論叢』第一卷第二號

(註二) 吉川祐輝氏『食用作物各論』(大正六年刊)

(註三) 菱本長次氏『朝鮮米の研究』(昭和十三年刊)

(註四) 川野重任氏『臺灣米穀經濟論』(昭和十六年刊)

(註五) 前掲『滿洲の水田』(大正十五年刊)
 (註六) 戸村一男氏「水稻増産上の諸問題」『興農』第二卷第六號

第九節 無肥料掠奪農法の結果

滿洲水稻作に於ては、從來肥料を施すものがなかつた理由として奥田亨氏は次の理由を擧げてゐる(註一)。

- 一、水田技術の低位
- 二、大部分は開田の歴史淺く、土壤肥料分に富んでをり、従つて施肥する時は收穫前に倒伏する惧れがあること。
- 三、鮮人の浮動性及び貧困さのため
- 四、支那人は一般に水田は最下等地を利用すべきものといふのが通念であり、従つて水田に施肥することなどは無用不經濟と看做してゐたこと

これらの理由の中、水稻耕作技術が低位なるため無肥料であつたか、無肥料であつたことが技術的低位性の原因であつたかは遽かに判断し得ないし、何も好き好んで轉々と移住したわけではなく、貧困なるが故に一寸した小作條件の良さでも求めて轉住したために、小作田に施肥することができなかつたと見るべきかも知れない。要するに施肥の効果鮮農が無知だつたためではなく、苛酷な定率現物納小作條件が、よしんば多收穫を見たとしても、その過半を地主に納入することが嫌さに、且つは又鮮農の社會經濟的貧困が、化學肥料の購入施用を不可能ならしめてゐたこと、更に家畜使用の少なさは當然堆肥厩肥を製造することができなかつたことにこそ理由が求められるし、開田早々の際は雜草の生え方も比較的少く、従つて除草も樂であり、無肥料でも一定の收量を確保し得られたが故に、ここに知らず識らずの裡に地力を減耗する無肥料掠奪農法がつづけられて來たと見るべきであらう。

既に前節で南滿と北滿との水稻生産費比較を試みた際に、南滿に於ては肥料費の比重が重く、生産費用も一陌當二〇圓以上を要することを述べたが、開田以來相當の年數を経た水田では、硫安若くは豆粕を施用して居り、筆者が昨年五月南滿水稻作事情を調査した箇所は悉く金肥を使用してゐたが、反當施用額は最低四圓から最高一四圓に達して居り、日本内地の昭和十四年調査反當施肥額自給六・六三圓、購入九・三〇圓、計一五・九三圓に比べれば勿論劣るが、最高の場合は世界にその比を見ないと云はれる内地の多肥量の壘を摩してゐるとも云へるのである。それだけに經營集約度も進み技術の合理化が行はれてゐる。

第二十一表に掲げる試験場成績の示すが如く、肥料三要素施肥の場合には、無肥の場合に比べて收量は殆ど二倍に近いが、特に三要素中窒素の効果が最も顯著で磷酸これに次ぎ、加里の効果は殆ど顯はれない。施肥の場合従つて窒素を主體とし、これに適量の磷酸を添加すべきであつて、加里は施す必要を認めない。

第二十一表 肥料三要素試験成績

項目	昭和					平均	比率
	七年	八年	九年	十年	十一年		
三要素區	三三・四	四三・九	三六・八	四二・五	三七・九	三六・二	一〇〇%
無窒素區	一・六	一・七	二・三	二・八	一・六	二・〇	五・五%
無磷酸區	二・九	三・〇	三・二	三・二	二・九	三・〇	八・三%
無加里區	三・一	四・五	二・〇	四・〇	三・四	三・八	一〇・五%
無肥料區	一・六	一・八	二・三	二・八	一・九	二・五	六・九%

(備考) 供試品種萬年、ポット試験 面積〇・四四一八平方
 米の收量、各施用要素十瓦、熊岳城試験場移植試験成績

項目	總重		玄米重		莖稈根重	
	重量	比率	重量	比率	重量	比率
三要素區	一九四・七	一〇〇%	七五・六	一〇〇%	八〇・七	一〇〇%
無窒素區	八八・七	四六	三九・一	五一	三六・六	四六
無磷酸區	一〇二・七	五三	四七・九	六三	五〇・三	六七
無加里區	一〇八・六	五六	四七・六	六三	五九・四	七七
無肥料區	八三・〇	四二	三三・六	四四	三五・八	四五

(備考) 大正十五年—昭和五年、五箇年平均公主嶺試驗場成績

而して試験場の試験の結果は、窒素は用量を増すに従つて収量を増加するが、大體陌當六〇疇乃至八〇疇が適量であり、硫安の場合は陌當百疇乃至二百疇、大豆粕の場合は陌當五百疇乃至一千疇を以て適量とされて居り、土糞陌當五疇乃至一〇疇を以て適量とされて居るが、土糞は肥料成分の補給のみならず地力維持のため、腐植質の補給に主目的があるのであるから、これと併行して濃厚肥料の施用が必要なことは勿論である。

窒素肥料として従来滿洲で使用されたものは硫安が大部分であり、康徳七年度において水田肥料として政府が配給せる硫安は僅か二萬疇にしか達してゐない(註二)。これを内地の肥料消費と比較すると、昭和十一年より十三年に至る三箇年の平均で販賣肥料は生産額三億七千四百三十六萬四千圓、輸入額一億一千六百六十三萬三千圓、移入額三千三百七十七萬圓、これに對して製造原料消費額一億一千七百二十三萬六千圓、輸入額一千五百十萬三千圓、移出額五千四百十二萬三千圓で差引消費見込額三億七千五百八十三萬九千圓であつて、明治三十六年に對して約十二倍、大正元年に對して約三倍であり、農家各自が生産施用する自給肥料も三億九千四百四十九萬圓である。販賣自給肥料の合計は七億七千萬圓に達し、滿洲肥料消費とまさに天地霄壤の差がある(註三)。

だがここに注意すべきことは、肥料が肥料としての効果をあげるためには、改良された品種の普及が先行しなければならぬといふことである。「改良された優良品種の發達によつて、商品生産の素材的基礎が一變し、従つてまた商品生産の技術的基礎も亦一變する。所謂在來種なるものは、驚くべき長い年月にわたる自然淘汰に鍛へられた作物であり、肥料の缺乏には雑草の強さを以て耐へ得る性質のものである。従つて在來種が近代の化學肥料を營養素として、吸収する限度は著しく限られてゐるのみならず、却つて多肥のために悪結果を生ずることがある。多肥栽培を基礎とする近代農業の作物としては、完全にその能力を喪失してゐるのである(註四)。従つて肥料の増投は優良品種の普及によつて基礎を與へられるのであり、經營の集約度を強め、高度化するといふことは品種の問題が解決されてからである。

過小零細農制下の日本内地の場合は、相對的に高まる小作料に對抗して、收穫量を多くあげ生産費を低下せしめるために、肥料の増投が必須とされたのであるが、滿洲水稻作は内地に比べて一戸當平均耕作水田面積は南滿において約二倍、北滿において約五倍に近く、生産費構成の最大費目をなすものは、土地費と勞賃費であつて、これに今日以上に肥料費を増投せしめることは、相當の無理が伴ふかの如くに見られる。然し乍ら今日の粗放な原始的技術と經營度を揚棄して水稻作經營をして集約化せしめるためには、勿論作業の合理化、小作料の適正化も必要であるが、同時に肥料の導入強化が推進力となることは疑ひない。

勿論大土氏が説く如く、土地改良と、品種改良と肥料の三つは米生産力の三大源泉であつて、品種改良は土地改良を前提とし、肥料は品種改良を前提とする關係にあるが、この鐵則は滿洲米作にもそのまゝ適合すると云つてよからう。たゞ肥料を増投すれば米穀の増産が可能なのではなくて、肥料の増投を契機とする經營の内部的變革こそが、生産力増強のスプリングなのである。

(註一) 奥田亨氏 前掲書

(註二) 戸村一男氏 前掲書

(註三) 帝國農會『農業年鑑昭和十六年版』

(註四) 大上末廣氏 前掲書

第十節 日本開拓民による水稻作

滿洲水稻作はその嚆矢以來移住鮮農の獨占するところであり、水稻作經營のもつ生産的技術的構造と、滿農のもつ畑作經營のもつそれとの間にギャップがあるために、ほんの一部の滿農を除いて大多數の滿農は舊套を墨守して畑作に專

心して来たことが満洲米作發展の重大なる障礙をなして来たことは既述の通りであり、土地改良、品種改良の未發達は當然技術的低位性停滞性を結果し、無肥的掠奪農法の結果は地力の減耗を來たし、米穀生産力の後退性を示しつゝあることは繰返すまでもなく、日本内地に於ける食糧事情の最近の必迫は、満洲米作への期待を大ならしめつゝあり、國防國家としての満洲國は今や東亞に於ける食糧基地兵站基地としての意義が重くなりつゝあり、民族協和の中核的實踐者としての日本開拓民にも所謂耕主建從主義とも名づけられる食糧増産の任務が強く要請せられるやうになつて來た。

日本に於ける稲作技術は世界的水準以上であり、勞力の集約的投下と多肥料の投下によつて、單位面積當收量の大有ること、世界にその比を見ないと云はれ、従つて日本農民の満洲開拓によつて満洲農業の技術的水準の向上が望まれたのも當然の歸結であつた。然るに既に二十ヶ年百萬戸移住計畫の第一期が既に終了し、第二期計畫を新しく踏み出さんとする今日、果して水稻作經營に如何ほどの成果を擧げ得たかを反省してみることは、満洲米作の將來を考へる際に忘れてならないことであらう。

満洲拓殖公社の『康徳七年度開拓團農作物作付面積收穫高調』によれば、第一次以降第九次までの集團開拓團の水稻作付面積は一三、〇六三・二町、收穫高二四四、一一五石、反當收穫高は一・八六八石であり、大同元年以降康徳七年迄入植の集團開拓團水稻作付面積は四、二二・四町、收穫高六三、二四〇石、反當收穫高は一・五〇一石となつてゐる。即ち集團集合合計で作付面積一七、二七五・六町歩で全滿水稻作付面積の約六％に過ぎず、收穫高は三〇七、三五五石で全滿水稻生産高の約五％にしか過ぎず、反當收量も亦全滿の平均以下であつて、現在までのところ満洲水稻作の上に積極的寄與してゐるとは、いくらひいきめにも云へないのである。而して右の數字は開拓團、又は開拓團員所有の水田に關してであり、果してこの何パーセントが日本開拓民によつて自作自營されてゐるか正確なところはわからぬとしても、これだけの水稻作經營が全部日本開拓民によつて自作されてゐるわけでないことだけは確かであらう。

以上のことから性急な食糧増産論者は、急速に水田未利用地の開發經營を鮮農をして行はしめるべきだと唱へたがるのであるが、果してそれは正しいかどうか。満洲國將來のために、水稻増産のためにそうした鮮農利用策がとられていかどうかは再考三思の餘地があらう。成程今日迄の日本開拓民の實績は決して芳しいものでないし、その水稻商品化率の如きは鮮農の場合に比べて遙かに低く、むしろ自給自足し得ないで舊糧穀會社、現農産公社の特殊配給に依存せねばならぬのであるが、そのことを以てして、今後の水田開發水稻作經營の全部を鮮農の手に委ねていいといふものではない。

日本内地に於ける水田の不足と開田の餘地の少なさは、當然満洲米作への期待を大ならしめつゝあり、恐らく日本開拓民の誰しもが満洲において、水稻作を有利に經營しようとする熱意に燃えて渡滿し來るであらうが、遺憾ながら水田の適地は満洲においてもそう無盡藏にあるわけではなく、若し假に有つたとしても水田と住居との距離が遠くて、經營的に不利益であつたり、或ひは又氣候風土の差異によつて、満洲に適應した水稻耕種法が直ぐに修得できなかつたり、自然條件の苛酷さが水稻作を不可能ならしめたり、種々の社會的經濟的諸條件と、自然條件とが絡まり合つて日本開拓民による水稻作經營を今までのところ成果あらしめてゐないのである。

勿論水田適地から遠く畑作専門、又は主畜農業で進むべきが經營的に至當と認めらるゝ開拓團もあるであらうし、必ずしも内地の水田作技術が效率的に發揮されてゐるわけではなからう。そして日本開拓民の負つてゐる使命は、單なる水稻作經營以上のより廣い重いものがあることは斷るまでもない。だが今後の水稻作増産を考へるとき、日鮮混じりれの民族が増産の推進力ともなり、挺身隊ともなるかと云へば、それは云ふまでもなく日本民族でなければならぬ。それは既設の水田から鮮農を移住せしめて熟田において水稻作を經營するといふのでなく、新たに開田することにおいて開拓の聖域をふるふと共に、新田において増産する開拓の試煉に堪へてこそ、指導民族たり、民族協和の中核たり得るか

らである。安易な道を選ばずして困難ではあつても正しい道義の道を歩むことが、日本民族の誇りであるとするならば、滿洲水稻作に於ても最も苦難の多い水田造成から着手せねばならぬであらうし、従つて開拓民に關する限り性急な批判の答は害にこそなれ益にはならないであらう。

勿論日本開拓民の水稻作に關する限り、これまでの移住鮮農の掠奪農法を揚棄して、滿洲に適應せる農耕技術のシステムをうち樹て、經營の高度化集約化によつて、滿洲水稻作技術の水準を急速に向上せしめることが要請される。本年入植豫定となつてゐる盤山縣のアルカリ地帯改良の造成水田は、一戸當日系水田四町歩、畑採草地二町歩、集團部落宅地菜園五町歩、鮮系は水田二町歩、宅地並に菜園四町歩、滿系は水田一町歩、畑並に宅地七町歩と配分されるさうであるが、日鮮滿三民族が一定の土地に於て夫々民族的個性を發揮して開拓の實を挙げようとするもので、その成行は多くの興味を抱かしめるものがある。

第十一節 東亞共榮圈に於ける滿洲米作の地位

嘗つて滿洲事變直後、日本移民による水田開發可能が内地米作を壓迫するかどうかといふことが問題になり、日本側としては内地米作並に米價維持の必要上、滿洲米作の將來に對して否定的乃至は反對的傾向を表明する者があつた。昭和六年當時水稻の作付面積八萬三千町歩、陸稻十一萬九町歩（滿鐵農務課調）合計約二十萬町歩で、水陸稻の收穫高は約三五〇萬石であり、輸入超過は二〇萬石に近かつた。當時人口は滿人三、三〇〇萬人、内地人二五萬人、鮮人六四萬人で年間一人當白米消費量滿人〇・二六石、内地人一・一二石、鮮人〇・五五石として總消費量白米九二五萬石、粳に換算して二、三二〇萬石を必要とするわけであり、その他に種子用として水稻反當一斗として約八萬三千石、陸稻六斗として七萬一千石、計一五萬四千石、酒釀原料として約五萬石、特需用三七萬石と需給状態が推定せられてゐた。恐らく

當時滿人一人當假想消費量に滿人人口を乗じたとしても、實情にそぐはないものであつたに相違ない。（最も確實なる消費量たる内地人、並に鮮人人口消費、その他を供給量から差引き滿人人口にて除すと滿人一人當消費量は年間白米四升となるが、當時の白米價格と、高粱・粟價格の値開きから白米を消費し得るものは、都會滿人の極く一部であつたらう。）

以上の需給推算からすれば、よしんば水田開發可能面積六十萬町歩が開田せられ、品種改良、耕種法改善等によつて反當三石（當時は一石七斗）の穀收量をあげ得るとして、總收穫量は粳一千八百萬石、玄米にして九百萬石（白米にすれば七二〇萬石）となり、決して内地米作を壓迫するものでないと主張された。而もかく新たに五十町歩を開田する中日本人と鮮人がそれを折半するとして、日本人農家一戸當六町歩としても四萬一千六百六十戸の水田農家の移住を要し、一年二千戸づつ移住するとしても二十年間、三千戸づつとしても十三年餘を要し、これら十三年後乃至二十年後の消費關係を推定して、日本内地人が當時の五倍約百萬人、酒造原料、種子粳、入港船舶積込食料、特殊需要等の外鮮人滿人消費を加へて輸出餘力を恐らく二、三百萬石に過ぎないであらうと推定せられた。従つて内地に漸増するであらう消費を見込めば、滿洲米作に反對するが如きことは、國家百年の大計のためにとらないところと滿洲側では主張したのである。だが、昭和六、七年頃の慢性的農業恐慌の底をつきつゝ、あつた日本内地に於て、滿洲米作の將來に脅威を感じてゐたことは否めなかつた。

ところが建國以來十年、潮の如く來往する日本内地人口の外、滿人方面の生活向上に基づく高粱、粟より米食への轉換等によつて、滿洲米作は日本内地米作を壓迫するどころか、自給自足し得ないで、むしろ内地、朝鮮、臺灣よりの輸入に依存せねばならぬ状態がこゝ數年つづき、それが常態化した。

米穀の需給状態が公表せられたのは康徳六年度が最後であつた。康徳五年産米が六百萬石を超えてゐたにも拘はらず

白米五十四萬石の不足が見込まれ、不足分は日本内地より八萬石、朝鮮より三十五萬石、臺灣より三萬石、暹羅より八萬石の輸入計畫によつて不足を切掛け、輸入は一切新設された滿洲糧穀會社が取扱ふことになつた旨報せられた(註一)。その後公表せられないが、例へば本年度を例にとつても、滿人消費を通帳制その他によつて極力壓縮したとしても、浬で五〇萬石の寛荷を必要とし、五〇萬石なければ内地人並に鮮人口消費、酒造用、製菓用、種子用、特殊需要等に應じられないと傳へられるとすれば、差當り今日直ぐ滿洲米の輸出餘力などといふことはとても考へられず、むしろ一日も早く内地、朝鮮、臺灣依存から脱却して、自給自足を確保することが精一杯のところとも云へるかも知れない。

念のため滿洲米作の地位を明かにすれば、一九二九年——一九三三年の五ヶ年平均による世界の米穀生産は、總生産額七億九千七百八十九石となつて居り、このうちアジアの地域に於ける生産が殆ど大部分を占め、その産額六億七千八百三十二萬二千三百三十石で世界總生産額の九六・七六%となつて居り、このうち四二・三四%が支那、三〇・七〇%が英領印度、一一・六六%が朝鮮及臺灣を含む日本によつて占められ、他は蘭領印度の三・六四%、泰國の二・七二%、比律賓の一・二六%となり、滿洲は僅かに〇・一九%にしか過ぎない。また陌當收量(白米)に於ては世界總平均九・一六石、アジア地域の平均九・二〇石に對して滿洲は七・一三石となつて居る(註二)。

だがこれは十年前の數字であり、建國前後を通ずる滿洲米作の地位であつて、今少し新しい數字を探すと第二十二表の如くである。

第二十二表によれば、滿洲國生産高は東亞圏内總生産高に對して〇・六%であつて、二八年より三三年五ヶ年平均に比して稍躍進して居るが、右は一九三八年即ち康德五年度であつて、その後の水稻作増産の實績は、これよりも遙かにオーバーしてゐるに相違ないが、勿論アジア全體の生産量から見れば九牛の一毛にしか過ぎないであらう。而も第二十二表の示すところによれば、佛印・タイの圏外輸出を東亞圏内に振り向けるとすれば、恐らく東亞圏内は米の氾濫を來

表二十二表 東亞圏内米需給表 (單位千石)

地別	項目	生産高	圏内より輸入	圏外より輸入	總額	圏内への輸出	圏外への輸出	總額	消費高	自給率
日本内地		10,897	3		3	3	10	14	10,905	99.9%
朝鮮		3,555							3,555	100.0%
臺灣		1,499							1,499	100.0%
支那		475		51	51				526	100.6%
支那(支)		15,100		19	19				15,119	99.9%
支那(蒙)		36							36	100.0%
支那(南)		3,599							3,599	100.0%
支那(中)		13,275							13,275	100.0%
佛印		5,994							5,994	100.0%
蘭領印度		4,977							4,977	100.0%
マダガスカル		4,977							4,977	100.0%
北ボルネオ		340							340	100.0%
サラワキ		1							1	100.0%
フィリッピン		2,555							2,555	100.0%
香港		1,555							1,555	100.0%
計		1,484		55	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	100.6%

(註) 『農業年鑑』、『日本農業年鑑』、『ローマ統計』より算出、一九三八年の實績(『國際經濟週報』に據る)

たすことは想像に難くない。

いづれにしろ満洲米作の世界的乃至アジア的地位は今日のところ極めて低い。それは生産量の上に於ても、生産性の上に於ても低位であるが、日本内地が平面的、立體的に過飽和状態に達してゐるのに比すれば、遙かに將來性に富んで居り、前途に希望を抱くに十分である。例へば若し満洲米作の生産量を百萬石にすることはそんなに困難なことでないし、(現在の反當收量を二割乃至三割増収せしめても可能であるし、新たに十萬町歩開田してもいい)、この七〇%を商品化し、蒐荷し得るとすれば一〇萬石乃至二〇萬石の對日供給は決して不可能でない。そしてこのことは筆者の自負的獨斷ではなくて、若しやる氣さへあるならばさして困難でないことは色々の點から論證し得る。但し飽くまで國內の消費規正は、今日以後に強める必要こそあれ、緩和しては恐らく自給自足も困難であり對外供給などは想ひもよらない。傳へらるるところによれば、大東亞戦争の緒戦の赫々たる戦果に刺戟されて、哈爾濱にある開拓研究所分所は水稻作の研究を馬鈴薯の研究に改めたといふ。恐らく戦争の長期化に伴ひ、東亞共済圏の確立に伴ひ、佛印・タイ等の米作に期待して満洲米作の將來に關し、自然條件の不利益さに堪へて増進すべきでない、といふ見解からであらうと推察するが、果してこのまま研究を他に轉換し、米作増産を放棄していいかどうかは眞剣に反省して見る必要があらう。

(註一) 松柏生氏「戦時下米穀問題雜俎」『經濟滿洲』第八卷第五號

(註二) 深谷進氏 前掲書

第十二節 結語——今後の見透し

滿洲國建國以前において、滿洲米作は支那側官憲、地主の壓迫下にあつて、移住鮮農によつて自然成長の限界内に伸びられるだけ伸びた。建國後においても日本内地米作への脅威となることが顧慮されて、積極的増産の方策はとられな

かつた。そして水稻作自體のもつ經營機構、技術構造上の滿洲在來農業との異質性が滿農の水稻作への作付轉換を阻み、且つ品種改良、土地改良の未發達さが水稻生産力の低位性の禍根をなし、むしろ米穀不足分を内地、朝鮮に依存せざるを得なかつた。だが偶々昭和十四年の朝鮮に於ける旱害が、内地米穀需給に與へた暗影は、當然これに依存せる滿洲米穀需給にも大きな衝撃を與へ、速かに對外依存を脱却して自給自足の域に進むべきことが至上命令化され、屢次の増産計畫の樹立となり、増産對策のあれやこれやの手がうたれて來て、既に一部は土地改良水田造成對策も緒に就き始めらる。

大東亞戦争の勃發と、南方資源確保の現實性増大は、今や三度滿洲米作の將來性に對し反省の機會を與へつつある。北方寒地農業としてこの水稻作のもつ自然的技術的限界が反省せられて、むしろ米に關する限り南方資源に依存すべきであり、米に代はるべき食糧農産物の増産に邁進すべきであるといふ聲があらはでないが語られ始めてゐる。然し乍ら今後の滿洲經濟、滿洲食糧の將來を思へばかかる米作からの廻避論に對しては全幅的に賛成し難い。

「滿洲が朝鮮米や内地米に依存するのではなくて、むしろ滿洲自らが朝鮮と共に内地食糧經濟の重要基地となり滿洲從來の地場米はたゞに滿洲内需要をカヴァリ得るばかりでなく、内地需要にも對應し得るやうにならなければならぬ。食糧經濟におけるかかる日滿調整關係の下では、内地米作の或る部分は、當然滿洲によつて肩替りされてもよい筈であり、またさうなるべきであらう」(註一)。

東亞圏内全體の米穀需給よりすれば、日本内地は佛印・タイに依存すべきでなく、むしろ佛印・タイの米穀は支那に振り向けらるべきであり、内地の不足分は朝鮮、臺灣等外地に滿洲をも含めてのブロックに依存すべきであり、第七十六議會に於ける井野農相の言明もまさにその通りであつた。内地は勿論朝鮮臺灣に於ける米穀増産の將來より、より多く滿洲米作にこそ將來性はかけられてよろしく、施策の如何によつては滿洲米の對日供給は決して夢物語ではなく近

い將來に實現し得るであらう。滿洲國の何よりの強みは、米の他に高粱、包米、粟等の食糧資源に恵まれてゐることであり、これら食糧農産物間の交流關係代替性の適當なる調整によつて、滿洲米の對外特に對日供給は決して不可能ではなくて極めて現實性に富んでゐる。

但し滿洲米作の増産を考へる限り、從來技術的に粗放な、經營的に見て低位な現状は速かに克服されねばならぬ。殊に既設水田の鮮農の經營法、農耕法が滿農以上に苛酷な小作條件と、不法な雇傭勞力に依存してゐる状態が改善されなければならぬが、米穀増産の根柢は飽くまで日本開拓民を中心とする水田造成に置かれねばならぬ。日本開拓民が勞力的に他民族に依存せず、優秀な技術と集約化を以て（そのためには共同經營、共同作業、機械力等の導入の必要がある）、水稻作技術のレベルを高めるならば、それは當然に既往鮮農に影響するであらうし、やがては滿農が超え難い生産構造のギャップを越えて水稻作に轉換するであらうことは想像に難くない。

そのことが農を通じての民族協和の實踐であり、指導民族としての指導性優秀性の確立の道である。何よりも必要なのは客觀的狀勢の一時的變化に眩惑されて、政策の轉換を繰返すことなく、百年の將來を見透しての全體的綜合的計畫の樹立と、それが堅實なる達成實踐のみが滿洲米作のみならず、滿洲農業政策に必須であらう。昨日までは米の増産を強調しておきながら、緒戦のすばらしさに今日は米を止めて薯を奨励するといふが如き政策の脆弱性變節性は嚴に慎しむべきであらう。滿洲米穀政策の遂行に於ても、今やこのことは力説されて然るべきであり、これまでの蒐荷配給中心の政策から如何にして一粒でも多く増産すべきか、如何にして一坪でも多く水田を造成するかといふ生産政策、技術政策に轉換すべきであつて、それが東亞共榮圏内に於ける滿洲米作の持つ當然の任務でもあり、滿洲農業の持たねばならぬ光榮ある義務でもある。

(註一) 四宮泰二氏『戦争・食糧・農業』(昭和十六年刊)

(出版会承認う270080第)

昭和二十年六月二十五日 初版印刷
昭和二十年六月三十日 初版発行(三〇〇〇部) 満洲水稻作の研究
①定價拾參圓也
ニ、五八七 禮、四



著者 横山 敏男

発行者 東京都日本橋區通三丁目一番地 河出 雄

印刷者(東京) 東京都千代田區山吹町三〇五番地 石井 完一

配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給統制株式會社

發行所 東京都日本橋區通三丁目一番地 河出 書房

振替口座東京一〇八〇二番

(日本出版会會員番第 340068第)

終